

第六十三回 参議院通信委員会 會議録第十四号

昭和四十五年四月十四日(火曜日)  
午前十時十四分開会

委員の異動

四月十三日

辞任

菅野 儀作君

補欠選任

大谷藤之助君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

近藤 信一君

委員

長田 裕二君

新谷寅三郎君

松平 勇雄君

永岡 光治君

植竹 春彦君

古池 信三君

郡 祐一君

迫水 久常君

白井 勇君

久保 等君

野上 元君

森 勝治君

塩出 啓典君

村尾 重雄君

青島 幸男君

國務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政大臣官房長

郵政省郵務局長

郵政省貯金局長

井出一太郎君

野田誠二郎君

竹下一記君

山本 博君

郵政省簡易保険局長 上原 一郎君

郵政省人事局長 中田 正一君

郵政省経理局長 溝呂木 繁君

事務局側

常任委員会専門員

竹森 秋夫君

本日の会議に付した案件

○簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(近藤信一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨十三日菅野儀作君が委員を辞任され、その補欠として大谷藤之助君が選任されました。

○委員長(近藤信一君) 簡易郵便局法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○久保等君 私は郵政当局に、簡易郵便局法の改正法案に対する質疑に入るにあたりまして、若干当面の問題についてお尋ねをいたしたいと思っております。

今日、郵政事業の問題については、先般来、当委員会でもいろいろ質疑が行なわれましたが、郵便運配の問題が非常に大きな問題になっておるわけでありまして、一刻も早く国民の強い要望にこたえる意味合いにおいて、郵便運配の問題を解消しなければならぬ重大な責任があると思っております。先般、郵政大臣当委員会に御出席になられ

て、労使間における問題についても、当面トップ会議で一応話がついたようなお話もあったんでありますが、しかし実態は、郵政事業がほんとうに直面する郵便運配の問題について具体的なやり手は次々お打ちになって、いよいよ完全に正常に、郵便の今日停滞しないしは遅配になっております問題を解決しなければならぬと思っておりますが、そういうことについて私は少し実態について御説明なり、お話を伺いたいと思っておりますが、年々郵便の物数が急激にふえてまいっております、こういったことも今日の郵便運配の一つの大きな原因だろうと思っておりますが、この郵便物数のふえ方の推移について若干御説明をお願いしたいと思います。もちろん、詳細にわたっては、できれば後ほどまた別途資料でもお出しただきたいと思っておりますが、たとえば十年前あたりと比べて一体一種から四種、あるいは小包等がどういう推移をたどつてまいっておりますのか、これはある程度まとめて、長期にわたつた過去の推移をひとつ資料としてお出し願いたいと思っておりますが、ここではきわめて簡単に、たとえ十年前でもいいし、五年前でもいいし、それと比べて昨年というか、ごく最近における現在の郵便の物数がどんなふうに移り変わつてきているのか、数字的なことでひとつ御説明を願いたいと思っております。

○政府委員(竹下一記君) 四十四年度の郵便物数は百十億に達しました。これを十年前に比べますとおおよそ二倍ということになります。十年前は大体五十億通とちょっとでありまして、その数字は、戦前の日本の郵便の総物数にひとしかったわけでありまして、今日の郵便物数は、戦前の最高時の郵便物数の二倍に達しておるわけでございます。伸びはきわめて順調でございますので、大体四割から五割の間毎年伸びてきておる、こういう実情にございます。小包のほうもきわめて伸びがよろしいのでございまして、これは毎年八割程度の伸び率を見せておりまして、今日では一億八千万個、年間に達しております。

○久保等君 小包の一億八千万個。十年前はどんな状態だったんですか。

○政府委員(竹下一記君) 昭和三十五年度におきまして九千九百万個でございます。

○久保等君 郵政でこの物数の数字はいつ大体お調べになることになっておるんですか。年間どういう時期を選んで調査されている数字なんですか。

○政府委員(竹下一記君) 平常月のものにつきましては、十月の三日間調査でやります。それにあつては夏期の繁忙、それと年末の繁忙に伴う物増分、これは別個に調査をいたしましてつけ加える、こういう操作をいたしております。

○久保等君 その調査方法なんです、ずっとそういう十月の分を同じ時期をとらえて調査を毎年毎年やっておるのか。年によつては若干そういう時期が違ふのか。それからいまお話があつた年末なり夏期の繁忙時のやつは、これまた同じ時期について毎年繰り返して調査をされておられる数字なのか、そのあたりの中身について御説明願いたい。

○政府委員(竹下一記君) 平常月につきましては、十月期が郵便物数の上では一番平均に差し出されるという月でございますので、十月月のある時期を選定するということにはいたしております。それから夏期と年末の繁忙につきましては、毎日の物数の動きを調査いたしまして、それに加算するということをしております。

○久保等君 その調査の時期の問題ですが、もう少し精密といえますか、的確に調査する方法も考えられるのじゃないかというふうに、しろうと考へては、考えられるのです。というのは、それ

ならば一年で比較物的数の少ない時期は一体いつなのか。それから年末あるいは夏期は、これはもちろんそういう特別に暑中見舞いなりそれから年賀の郵便物で、これは常識的に多いことはわかるのですが、それ以外の一般の郵便なり小包というものが比較的多い時期といったようなものについて、ある程度もう少しお調べになってみたい、何かある一年の一定の時期だけとらえて調査をしておられる程度では、はたして物数の正確な把握ができておられるかどうか。年々歳々十月のある一定の時期だけきわめて短期だけとって物数を調べておられるという程度の調査では、何か調査そのものがあまり正確ではないのじゃないかという感じがするのですが、どうでしょうか。

○政府委員(竹下一記君) これはおっしゃる通りに、数多くやればいいわけですが、事務的なこともございまして、なかなかできかねておるわけでございます。ただ、物数が一面ありますのと、もう一面といたしまして収入というものがございまして、物数と収入とは相関関係にあるわけでございますから、片一方の郵便収入のほうの数字を見て物数のほうも類推するということも多年の経験でできるわけでございます。

○久保等君 いまの御説明でもある程度わかるのですが、けれども、たとえば郵便物の流れの問題、これはどういう方向からどういう方向に流れているか、こういう調査ももちろんおやりになっておると思うのですが、いかがですか。

○政府委員(竹下一記君) これはいわゆる郵便の流れを把握するということは、仕事を進める上でまことに大事なことでございまして、試験通信の制度がございまして、これは毎月のように試験通信をいたしまして、送達速度の実情を把握しておるわけでございます。ただし、物数といたしまして、これはやはり限度がございまして、そうやたらに数多くの郵便物について見るといふわけにはまいりませんが、限られた郵便物を抽出いたしますというよりも、そういう試験郵便物を作成いたしましたして、そいつを発送して到着、配達

の実情を見る、こういうことをいたしております。

○久保等君 私もあまり事情をよく知りませんが、こまかいことはお尋ねいたしませんけれども、ただ、やはり調査といつてもいろいろ調査のやり方があると思うのです。いま申し上げた物数の流れ、しかも、その流れがどこどことの間で比較的多いとか少ないとかいったそういう郵便物の流れそのものについても調査をするということになると、これは相当技術的にもまた専門的な調べ方も私はあるのだからと思うのです。そういうことを調べないと、単にいま料金なら料金で、あがってくる料金で物数の推測が大体つくというお話ですが、これは確かにもの数だけはある程度推測がつくと思うのです。だけれども、やはり距離が長いから短いから、こういってことも郵政事業を扱っておる立場からすると、同じながき一枚でも、負担のそれこそよけいかるものと比較的負担のかからないもの、長距離、短距離、中距離と、全国とにかくピンからキリまで距離的にはあると思うのです。だから、そういうものを一体郵政事業にとつてどういうふうな流れをしておるかというものは、よほど専門的な立場で調べないと、私はむずかしい問題だと思ふのです。だから、大づかみの物数と、それから大体の流れなり郵便の配達時分の問題、そういうことは試験的におやりになっておおよそのことはわかるでしょうけれども、もう少し何となく詳しい郵便物の流れというものについても調査をする必要があるのじゃないかと思う。その調査方法について十年前と比べると、今日はだいぶ調査のしかたについてもうふうをこらして変わってきておるのかおらないのか。調査の方法についても相当研究をする必要があるのじゃないかと私は思うのです。いわば科学的にというか、そういう専門的な調査方法等についても考えられる必要があるのじゃないかと思うのです。物数がとにかく郵政事業にとつて一番頭の痛い問題だし、量的な問題もこれは非常に頭の痛い問題ですから、それならそれなりに

やはり調査の方法についてもいろいろくふうをせられて、専門的な方法も取り入れながら実態をできるだけの確に把握をしていくという必要があるのかと思うのですが、調査方法についてだんだんと研究をせられて、方法なんか変わってきておるのですか。あまりその方法について変わっていないのですか。

○政府委員(竹下一記君) 郵便物の流れを全国的に把握するという作業は、三年に一回これをやっておるわけでございます。これは全国のはほとんど全部の郵便局についてあて地別の郵便物数を調査するという大作業をいたしております。三年に一回では少ないわけでございますけれども、これは大がかりな調査でございます。それ以外には東京中野、大阪中野、そういう大田局におきまして発行郵便数を調べる、また鉄道郵便局扱いの郵便物を調べるというふうなことで、これは全国的な精密なものとは申しかねますけれども、しかし、そういう大きい局の郵便物を調べ、一部開被いたしまして郵便物を調べる、そういう抽出の方法でもつておおよそのあて地別の郵便物数の把握ができます。日本全国どの地域にどの程度の物が動いておるかといったような数を動態的に調べるといふことはできませんし、それは必要に応じてやっておるわけでございます。

○久保等君 先ほど最後にちょっとお尋ねした調査方法について、いろいろとくふうをこらしておやりになっておると思うのですけれども、そういうことについても大体同じようなことを繰り返すというのではなくて、いろいろとむずかしい問題もあるかと思ひますけれども、調査方法についてくふうを加えながらさらにいろいろ角度を変えた立場でお調べになるとか、調査方法についても方法を変えられておるのか、どうなんでしょうか。

○政府委員(竹下一記君) これは調査方法そのものは大きく変えるという必要も実はございませぬ。従来のやり方でもいいわけでございます。ただ、数多くの局について網羅的にやるか、一部抽出的にやるかという違いはございます。私どもの

ほうで計画いたしておりますことの一つに、六月に入りましてからさっそく郵便番号制を活用いたしまして、郵便の区分方法を大改正したい、つまり全面的な番号区分に切りかえたいということを考へて目下着々準備をいたしておるわけでございますが、それをやりますにつきましては、全国の郵便局においてどこへどれだけの郵便がいくかというところを調べまないと、各局において区分だの調整、区分先の番号のつけ方、こういってことができませんので、これは精密にあて先の物数を調べました。そういうふうな定期的なやる場合もございまして、いま申しましたように必要に応じて臨時にそういう物数調査をする、郵便の流れにつきまして実態を把握するといったことはやっておるわけでございます。

○久保等君 いま郵便番号制度の問題がちょっと出ましたけれども、郵便番号制度で国民のできるだけ協力を願って、ぜひ郵便番号をひとつ書き入れてもらいたい、あて先についてもそうだし、出すほうも下に小さい欄を設けて書いてくれというふうなことで勧奨しておられるようですが、最近における郵便番号を書き入れる比率というものはどの程度になってますか。

○政府委員(竹下一記君) 平均いたしまして七六%のものに番号を記載していたいたしております。わすかではございますが、記載率が上がってきております。その中で個人の方の差し出しは八〇%ぐらいまでのぼつておるわけでありまして、大口利用の方の差し出し、これは多量の郵便物を一度に出されるわけですが、そのほうの記載率が六〇%とちょっとという程度でありまして、総平均して七六%程度になっております。もう少しそれをあげたいと存じまして、いろいろとくふうをいたしておるわけです。ただし、せんだつてやりました年賀郵便につきましては、年賀はがきの記載率が非常によろしゅうございまして、ざつと九〇%は記載率がございましたわけなんです。

○久保等君 これは郵便番号記入の協力を求めるにしても、やはり私は郵便運配問題を解決してい

かないことには、これはまことに片手落ちだと思  
うんですね。これは特に、いま言われたように、  
たくさん出す場合には相当な手数がかかる  
わけですし、そういったものを協力するが、一  
体協力して見たところでの郵便物の早く  
なっているのか、ちっとも効果がない、むしろ常  
識では考えられないほど郵便物がおそくつくなん  
というところになってくると、これはやはり国民の  
立場からいって協力しようにもできなくなると、  
書いてみたところで全然意味がないと、時間を争  
うほど書いたことによつて多少でもよくなったと  
いうことがわかってくれば、これはもうもちろん  
積極的に協力をするだろうと思ふんですが、今日  
のようにやはり郵便運配がこう平常化してまい  
ますと、私はやはり協力を積極的に呼びかけてみ  
ても、その効果がなかなかあがってこないんじや  
ないかと思ふんです。だから、こういふことを  
呼びかけることと相まって、片方においては従来  
よりも確かに早くなったというふうな実績をつ  
くっていくことが非常に大事だと思ふんですね。

だから、そういうことを積極的にやりになる必  
要があればあるほど、一面においてはやはりみ  
ずからがまずその郵便運配の問題を解消してい  
くということにとかくこん身の努力をしてまいる  
必要があるだろうと思ふんですが、そういうこと  
は言わなくてももうあたりまえのことなんです  
が、そういうことを、そういう問題を進める  
にあたつてもひとつさらに十分に頭に置いてや  
つてもらいたいと思ふんです。

それで、この郵便物のたいへんな伸びですが、  
そういったことに即応して当然要員の問題も考  
えて少しずつやしておやりになつておると思  
うんですが、この物数のふえるのに伴つて要員配置  
の状況は一体どうなつておるのか。先ほど郵務局長  
のお話では、順調に物数は伸びているというのだ  
けれども、はたして順調にということばを使つて  
いいのかどうか知らぬが、要員のはうも順調に伸  
びているのでしょうか、どうなんでしょう

○政府委員(竹下一記君) 郵便物は、先ほど申し  
上げましたように、十年間にざつと倍になつたわ  
けでございますが、定員のはうは十年前が七万六  
千名ばかりございましたのに對して今日十二万  
ですから、おおよそ六割増というところになつてお  
ります。物数が二倍になりましたが、要員のはう  
は必ずしも二倍になることもないわけでございます  
して、六割の増を見ておるといふことは、私は能  
率の上から見ましても取り扱い事務量に大体マッ  
チした要員がふえておる、そういうふうにか  
おります。

○久保等君 大ざつぱな話ですから、そういう  
ようなお話で御答弁になつておるかもしれぬで  
すが、しかし、考えてみると、何といつたて、さ  
きも申し上げましたように、物の中身の変化の問  
題、これを一つとつてみても、単に数だけの問題  
じゃなくて量の問題、これはもう前々から説明も  
されておりますように、一種当たりの郵便物とそ  
れからいわゆる最近よくいわれるダイレクトメ  
ールの物数が非常に急激にふえておるといふよう  
なことを考えますと、持ち運びをするのにあた  
つての重量、数量の面ではこれは比較にならない。  
これは非常に大きな推移、変化があると思ふので  
す。だから、そういう点で、六割程度要員がふ  
えたという程度で、十分であるのかないのか  
という説明には私はいささかならないと思ふので  
す。従来から千通持つてあつておつたが、いま  
は通数にすれば三百通しか持てぬとか、そういう  
たような重量の問題との関係においてこまかいお  
話を伺わなければ、必ずしも郵務局長のお話だけ  
で要員の問題は問題ないのだという説明になら  
ないと思ふんです。したがつて、そういう問題を  
ここでどうしようとは思ひませんが、いづれ  
にしても、要員の面についても、それならば定員  
どおりに要員が埋まつておるかということになる  
と、これは要員は埋まつておらないと思ふので  
す。定員そのものも埋まつておらないという問題が現  
実に東京あたりの場合ではあつていろいろ御苦勞  
されておると思ふんですが、その問題について、

令達定員それから現在、これを各郵政局ごと  
ちよつと御説明願ひたいと思ふんです。  
○政府委員(竹下一記君) 令達定員の郵政局別の  
数でございますが、これ手元にちよつと数字がご  
ざいませんです。したがつて、郵政局別に  
みない欠員をかかえておりますが、その欠員の数を  
申し上げてよろしうございませうか。  
○久保等君 はい。

○政府委員(竹下一記君) 東京郵政局は二百九十  
六名の欠員です。長野郵政局は十七名、名古屋郵  
政局は七十三名、金沢郵政局は十四名、大阪郵政  
局は八十五名、広島郵政局は二十八名、松山郵政局  
が十名、熊本郵政局が四十九名、仙台郵政局が三十  
三名、札幌郵政局が四十八名、計六百五十三名。  
○久保等君 いつ現在ですか。

○政府委員(竹下一記君) これはことしの三月一  
日現在です。これは郵便だけでございせん、  
貯金、保険共通、各事業を含んでおります。  
ちよつと申しおくれましたが、ただいまの数字  
は、欠員局における欠員でございまして、郵便局  
の中には過員をかかえた局もございます。いなか  
のほうの電通の合理化が行なわれておるようなと  
ころは過員局が相当ございまして、その数字は含  
んでおりません。  
○久保等君 これはどうするかと貯金、保険全部含  
めて郵政局別の欠員状況の御説明ですか。そうだ  
とすると、トータルして六百五十三名の全国の  
欠員ということですが、この数だけから見ると、あ  
まり、その欠員という点だけから見れば問題がな  
いというか、そうさした数字ではないような感じ  
がするんですけれども、ただ問題は、郵便事業の場  
合を例にとつて考えると、一命令達定員そのもの  
が現状からいって適當であるのか、どうなのかと  
いうところにまず一つ問題があると思ひます。た  
とえば、よく言われる東京都内についても、約千人  
募集してもなかなか若い人たちの応募者が少ない  
といつたような問題等がいわれておるんですが、  
東京の場合を例にとつてみると、一体いまお話が  
あつたように、欠員は二百九十六名、三百名程度

の欠員があるようなお話ですけれども、これはま  
あもちろん郵便だけじゃなくて、貯金もその他も  
一切合めての二百九十六名ということですが、東  
京の場合、この数字は、郵便関係だけに限つて言  
うなら何名ですか。  
○政府委員(竹下一記君) 東京郵政局管内全員に  
ついての数字はちよつと持ち合わせございせん  
が、東京郵政局の中で、いわゆる首都圏の部分に  
つきましては、内外勤合わせまして百七十名ほど  
の郵便の欠員がございまして、これは昨年の九月ご  
ろはもつと多うございまして、たしか八百名ば  
かり欠員をかかえておつたと思ひますが、その後  
いろいろと努力をいたしまして、今日では百七十名  
程度になつております。

○久保等君 この問題は、何といつても郵便関係  
の要員確保の問題が最大の問題だろうと思ふので  
すが、ここにあらわれた内外勤で東京の場合に百  
七十名の欠員というんですが、これはまあ非常に  
出入りが激しい面もまた一面においてあると思  
うのです。だから、こういう固的な数字だけなが  
め、とにかく、人員だけからいけば百七十名とい  
う問題ではない、もう少し実態は複雑だと思ふの  
です。たとえば、一年ぐらいてやめる人が非常  
に多いという、いわば定着性が非常に少ないとい  
う問題があると思ふんです。そういう動きなん  
かも突き詰めて考えていかなければ、ほんとうの  
身というものがよくわからなかつたと思ふので  
すが、昭和四十五年のこの定員関係の中身につ  
いて、ちよつと御説明を願ひたいと思ふので  
す、定員増の中身について。  
○政府委員(竹下一記君) 定員増千八百十三名で  
ございまして、その中身は、四百五十名という数  
字が管理職、つまり現場の課長、副課長、主事、  
そういった職務定員が四百五十名ございまして、そ  
れ以外は物増に見合う要員の増でございまして。  
○久保等君 この四百五十名がどういふところ  
に、どういう形で配算になるのか知りませんけれ

三

ども、千八百十三名の人員の中で、四百五十名の管理職定員という数字も、何か数としては比較的多いような感じがしますが、どういふところにこういった管理職定員が非常に数が多くなければならぬ理由があるのか、事情を若干御説明願いたい。

○政府委員(竹下一記君) 中あるいは小局においては現在でよろしいと思うのでございますけれども、いわれる大局におきましては、管理職の数がきわめて少ないのでございまして、その実情を申し上げますと、東京中央郵便局では、一課の平均人員は約百名になっておりますけれども、その中で普通部の第四普通課と申しますところは、百八十四名という多数の者をかかえております。一人の課長が百八十四名を管理しておる、こういう実情にございまして、また大阪中央郵便局をながめてみますと、これはもつとひどいところがあるのでございまして、これは一課平均が二百三十名、最大の課は普通郵便課でございまして、四百五十八名でございまして、したがって、これは管理要員に対して課員がこんなに多いというところは、つまり管理が行き渡らない、管理が不十分である、ひいては業務の運行にも関係をしていくというわけでございまして、何と申しますか、これは従来、この面についての要員措置が実は不十分であったわけでございまして、昨年から一部実施になりましたが、ことしはその方面に重点を置いて予算要求もいたしましたわけで、予算定員も四百五十名というかなりの多数の者が取れたわけでございまして。

○久保等君 昨年のこの管理職定員の増加は何名になっておりますか。それから本年にしても去年にしてもそうだと思うのですが、管理職定員の中に業務担当の関係者、これがどの程度含まれておりますか。

○政府委員(竹下一記君) 昨年は五十名取れました。それから、いま業務担当主事といったようなお話でございましたが、私が申し上げました四百五十名は、郵便業務の運行にかかわる者でございまして、業務関係の者を含んでおりません。

○久保等君 それはもちろん、郵便関係とは別個の種別になると思うのですが、業務担当主事何名、去年とことしでふえたのか、その点お答え願いたいと思います。

○政府委員(中田正一君) 業務担当主事の増員でございまして、昨年の資料を私に手持ちしてございまして、四十五年予算におきまして要求し、大体現在進行しておりますものは三十五名というところで取り運び中でございまして。

○久保等君 ここではお答え願えなければ、郵政局別の令達定員それから欠員状況等をひとつ別途資料でお出し願いたい。

それからいままお尋ねしました定員増の千八百十三名について、さらにはその中に四百五十名の管理職も含まれておるわけですが、この令達人員の、これまた郵政局別でございまして、資料で後ほどお出し願いたいと思うのですが、よろしゅうございませうか。

○政府委員(竹下一記君) 定員の郵政局別の令達につきましましては、いまから実は作業にかかるわけでございます、数字がまだできておりません。それ以外のことにつきましては作成して提出いたします。

○久保等君 ないものはしかたがない、これから……。特に令達要員にしてもまだ現実に配算をしていないというところだと思ふのですが、予算がもちろんまだ通っていないのですから、だから、予定はもちろん大体でき上がった案があるうと思うのですけれども、きまつてからでけつこうです、ひとつ資料としてお出しを願いたいと思うのです。

それから先ほど御説明のあった昨年来いわけは管理職定員をふやして、できるだけ膨大な課はある程度の適当な規模の課にしようというところで管理職定員の要求をせられて、本年度の場合には四百五十名という数になっておるようですが、私はやはりこういうところにも若干問題があると思われはるの、もちろん四百名、五百名というように課と

うと思うのですが、しかし、昨年あたりは、東京中央郵便局あたりにしても、一つの課を三つぐらに分けたところもあるんじゃないですか。だから、それも一挙にそういふ分け方をしなければならぬ、それだといふようなことは、これはどうもわれわれ一般からながめておる人にはちよつと理解できないと思うのです。もちろん五百名、六百名ということになると、なかなかたいへん

だろうという感じはいたします。しかし、さればといつて、いやそれを今度は四つか五つぐらに分けるのだといふ分け方も、何かしら思いつきのやうな感じもするし、しかも、業務の内容そのものはそう複雑な内容じゃないと思うのです。比較的单純と言つては何ですけれども、頭数は多い、人員は非常に多いけれども、職務内容というものはそう複雑多岐にわたるわけじゃない。そういうことになれば、人員が相当数おつても、私は管理の上から非常に問題があるというふうには考へておらないのです。要するに、労働組合とい

ものがあつて、非常にこれを何とかひとつでございだけブレーキをかけなきゃならぬとかいふやうな業務対策の立場から考えれば、できるだけ数が少ないほうがいいんで、もう多々ますます弁済じゃなくて、少なければ少ないほどいいということになるのでしようけれども、しかし、そういう考へ方で、はたして遅配問題を解決していく立場からいつてどうかというところになれば、私はむしろ適当でないというやうな感じがするわけです。したがつて、この定員をふやすならば、できるだけ郵便運配を解決しようという立場で、できるだけ実際に物を扱う人、一般の職員、こういった者を一名でも二名でもふやすということになれば、直ちに多少でも郵便運配解消に直接つながっていくと

思うのですが、二千名足らずの中で五百名ぐらゐる管理職定員をふやしていくというふやし方では、定員をせつかくふやしてきたものの、あまり郵便運配に効果的な作用は及ばないということになろうと思うのですが、そのあたりどうですか。

○政府委員(竹下一記君) 郵便の仕事は単純、簡単ではないかというお話でございましたが、なるほど仕事の中身は単純作業かも知れませんが、いわゆる昼、夜通じて仕事をしなければならぬという点、それから職員も交代制勤務でございまして、二十四時間を幾つかに分割して要員配置をしなければならぬ。個々の職員から見ますと、平常出勤があるのと、早出があり、あるいはおそ

うと、きわめて複雑多岐なるものをかかえております。そういうことで、この課員を、どういふ要員配置をするかというそれだけを見ましても、実は非常な仕事でございまして、それと、夜も作業をするという特殊な仕事から申しまして、昼間の管理体制と夜の管理体制とが非常に違うということでは、これはいけないのでありまして、夜も仕事をやるわけでありまして、夜の管理者も実は要するわけでございます。それにつきましましては、従来その面についての要員措置が実は足りなかったわけでございまして、それを昨年から一部実施いたしましたけれども、なおもつと手当てをしなければならぬ部分が今日まで多かったわけでございまして、四十五年予算で、いままでの課題を相当これで解決しようという意図を盛り込んでおるわけでございまして。そういう郵便の特殊性をひとつお考へいただきたいと思ひます。

○久保等君 この四百五十名の問題については、いま申し上げたように別途資料を出していただきまして、その際にポスト別の点もひとつわかるやうにしてもらいたいのと思ふですね。課長が何名なのか、あるいは主事が何名なのかといったやうなポスト別のものもひとつ明らかにしてもらいたいわけです。したがつて、そういうやうな中身もこまかく検討をしてお尋ねしなければ的確な質問にはならないかと思ひますが、いづれにいたしましても、一見して感ずることは、できるだけやはり直接郵便物を扱う職員の方々を一名でも二名でも増員をするということに極力努力をすべきだと思ひます。管理職定員というものは、私はでき

るだけ少ないことをもってよしとすると思うんです。だから、そこらにも若干私と答弁者ととの間の考え方には開きがあるようでありますが、しかし、これも数字的な中身をさらに検討してお尋ねをしたほうがいいかと存じますので、その点はひとつ資料としてお出しを願いたいと思うんです。それから労働担当の三十五名、これはどういったところに配置をするかおわかりになりますか、人事局長。

○政府委員(中田正一君) 労働担当主事は、従来の方針としては労働組合員四百人以上あるような職場、そういうところに労働担当主事を一人以上配置しようというように進めておるわけでありますが、そういうことであります。と、だいたい現在配置してないところがございますが、九十局ほどそういうところがございまして、現在そういう方向を目ざして増配置している。四十五年度においては先ほど申し上げたように三十五人配置いたすわけでありますが、なお四百人以上の局所については未配置局が残るということでございます。結論的に申しますと、普通局あるいは特定局においても、まともまして四百人以上くらいのところは置いていきたいということでございます。

○久保等君 現在郵政省の中における総員、本年度では約三十二万数千名おられるようですが、この数のうち労働組合の組合員、これは全通なりあるいは全郵政といったようなものがありますが、そういった労働組合別の人員、それから管理者といわれる方、あるいはまた未組織者、労働組合員となり得る方で労働組合に入っていないといわれるような未組織者といったようなことはおわかりになりますか。

○政府委員(中田正一君) 詳細な点につきましては資料に基いて後刻申し上げたいと思っておりますが、ごく大ざっぱに申し上げますと、職員三十二万のうち、組合に加入し得ないと申しますか、非組合員の立場にある者はおおよそ九割程度、一割足らずということでございます。

それから労働組合組織の状況でございますが、全通労働組合に所属しております者が二十三万弱、二十二万数千というところで、二十二万台でございます。二十二万七、八千だと思っております。それから全郵政労働組合に所属する職員が四万弱、四万前後ということでございます。で、未組織のものはいま正確にわかりませんが、そういった全通、全郵政、それから非組合員の者は先ほど申し上げたような数でございますが、それとの関係で未組織の者が数字として出てくるわけでございます。

○久保等君 まあこれは正確なところはまた資料でお出しを願いたいと思うのですが、したがって、こまかい質問はまた別の機会に譲ります。

ところで、この労働組合の実情についても、私は郵政当局に反省を求めたいと思うんですけれども、やはり労働組合が二つに分かれる、あるいは三つに分かれるということになってくると、労働組合の行き方とかなんとかということとは別として、当局の立場からいって、いろんな意味においておぼろしいというのか、一べんで済むことが二度かかるという問題だけじゃなくて、いわば職場の中における空気といったようなものが非常に陰険になってくる、陰険になってくると私は思うんです。まあこういう問題、郵政当局の労働組合に対する考え方なり見方というもののについて私どもかねがね異論を実は持っておるんですが、そういう問題とそこでやろうとは思いませんけれども、やはり何とか労働組合というものもつきり一本の姿であるほうが、労働組合のいい悪いは別にしてみても、こういう形で組合が二本に分かれておるといふ姿は、郵政事業にとっても決して好ましいことではないと思っておりますが、そのことだけについてひとつ人事局長のお考えをお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(中田正一君) 申し上げるまでもございませぬが、労働組合の結成につきましては、これは職員が自発的に決定するものでございまして、当局側において労働組合が一本でなければならぬ、あるいは一本のほうが望ましいとか、そう

いうことについての言明は、これは当局としていたしかねるわけでございます。

○久保等君 私、だからいまの全通、全郵政の問題についてどうこうということでお尋ねしたつもりじゃないんです。一般論でもいいから、一々常識的に考えて職場に労働組合が二つ、三つとあるほうが、好ましいとか好ましくないとかは別にしないで、できればまとまっておったほうが話もしやすいし、いわば職場の中での対立ということとは当然なくなってくるわけですが、そういった意味から好ましいとは思いますが、しかし、いま人事局長の立場からすると、全通、全郵政というものが現実にあることを考えられて、いま言うようにきわめて差しさわりのないような答弁しかできないと思うんですが、そこらには実は問題があると思っております。そういうような、きわめて形式的な、きわめて差しさわりのないような答弁をしなればならぬところに実は問題があると思う。私はここで人事局長が堂々と、全くそのとおりですというぐらゐのことは、ざっくりばらんに言えるほうが、むしろ非常に明朗だと思うんですけれども、労働組合に対しては管理者はくちばしをいれてはいかぬことになっておりました、まことにそのとおりなんです。そのとおりやっていたら問題ないんですが、これは現実にはそうやってないのがむしろ実態じゃないんですか。人事局長個人がおやりになっておるとは言いませんが、とにかく郵政省全体の組織から見ると、そういう面が多分にあると思うんです。しかしそういうところから常識的な議論なり話ができるような環境にひとつしてもらいたいと思うんです。これは要望しておきます。

○永岡光治君 関連。

人事局長のいまの答弁ですが、私の気持ちでは、やはり職員というものは一つの組合であつたほうが運営しやすいと、体験をしてきているんで

すが、あなたは数多いほうがいいというお考えですか、どちらですか、明確にしたいでございます。

○政府委員(中田正一君) 一つの企業の中における組合の数の問題であります。これは職能別とか職務別、そういうふうな組織された場合とそうでない場合とで違ってくると思いますが、いまの日本のような組合の組織のしかたであります。これは交渉の数が少ないほうがよろしいわけでございます。これは数が少ないほうがよろしいわけでございます。で、いたずらに組合がたくさんあるということをお勧めするわけではございません。

○久保等君 その問題についてやっておりますが、時間がなくなりましたから、この際は省略をいたしますが、先ほど来のいろいろ質問の中で、私は結論的に、郵政の郵便運配の問題をどう片づけなければならぬか、具体的な問題をいろいろお考えになっておられると思うんですが、それにしてもいまだだいたい昔——昔といいますが、十年近くになります。昭和三十六年に、選配問題研究会というものをつくられて、そこから報告書も出ておるんですが、時間がありませんからきわめて簡単に、この研究会の報告といったようなものがどういった中身であったのか、ちょっと簡単に御説明をしたいと思います。もしここで御説明をあまりできないほど——だいたい古い話ですから、しかし問題が古くても、なおかつきわめて新しい中身でもあるようですから、資料で何だつたら報告書をお出しを願うと同時に、一体この報告書に対してどういふ扱い方をされてきているか、結論的なことだけでも御説明願いたいと思っております。

○政府委員(竹下二記君) いまお話ございました研究会は、これは省といたしましては実はタツチしております。で、たしか全通のほうでそういう発想をされて、部外の方々に委嘱をしてそういう会を持ってもらつていろいろの問題を検討してもらつた、こういうことよろしいと思つて、その中身につきましては、私読んだことがござい

す。省といたしましては、三十九年でございまして、郵政審議会に郵便事業の近代化のあり方についてという諮問をいたしまして、それについての答申が出ております。これは相当項目が多ございまして、要員の問題、局舎の問題、郵便運送のスピードアップの問題等々、各般にわたって、相当内容の豊かな答申が出て、私どもはそれに沿っていろいろなことを進めてまいりてきておる次第でございます。

○久保等君 いろいろ遅配問題に対する対策は考えられておると思うんですが、問題はやっぱり実行することだと思ふんですね。いろいろ原因についても指摘され、またもう郵政当局も長い間御苦労になっておるんですから、どういった点が問題点だということとはよくわかっておったと思うんですが、問題は、それを実行しないだけだと思ふ。たとえば、具体的問題でいえば、地方から大都市あたりに欠員補充のために若い人を採用する、それに対してたとえば宿舎を完備して迎えるか迎えないかといったような問題も、そういった要員確保の上からいって非常に重大なことと思うんですが、地方からこつち若い人を採用した場合の宿舎といったようなものは、完全にこれはあてがうようなたてまえになっておるんですか、どういうことになってますか。

○政府委員(中田正一君) 職員の確保、特に郵便外務員の雇用確保という観点から宿舎を整備しておりまして、東京に例をとりますと、東京以外の他の地域から職員を採用する、その場合にどうしても宿舎が必要である、そういう場合には優先的に宿舎の用意をする、必ず宿舎に入れるということで職員の採用に当たっておるわけでございまして。現在そういうことによりまして、独身宿舎が全国で一万四千人分ほどございます。大体その半分近くが京浜地区ということになっております。○久保等君 ちよつと念のためにお尋ねします、独身なんかの場合にはどのくらいのスペースをあてがうことになっておるんですか。

○政府委員(中田正一君) 六畳に二人というのが基準でございます。

○久保等君 それから郵政の場合には宿舎にしても非常に私はお粗末だと思ふんですが、これはひとり独身者のみならず、宿舎関係をはめていて、私、昨年でしたか国立のほうへ行つたときに、あそこ、非常に広い敷地にずっと平家の木造住宅が建ち並んでおるんですが、人事局長はついでの間まで東京郵政局長やつておつたから非常に事情明らなと思ふんですが、具体的な問題ですが、あの国立の宿舎はその後建てかえるか、建設計画がどんなふうになっておるんですか。

○政府委員(中田正一君) 宿舎の改善については逐次取り運んでおるところでございますが、これは郵政省だけで計画を取り進めるといふわけにもなかなかまいりません。国家公務員の宿舎計画との関係でバランスをとりながらという制約が一つございまして、しかし、その中におきまして、宿舎の増設あるいは改善を進めております。いま御指摘の国立あるいは国分寺ですか、その辺の住宅につきましても、これは平家でございますので、相当の敷地面積を持っております。でありますから、別の角度からすれば敷地として非常な価値を持つておる。そういうところを逐次四階建ての高層に切りかえますれば、現在所有しておる敷地だけを活用して相当宿舎をこれから増設できるというふうなことで、逐次四階建ての高層のものに切りかえるというところで取り運んでおります。

○久保等君 私、直接あそこへ一、二回行って非常に痛感したのは、郵政省の宿舎対策というものの何か実態をのぞき見たような感じがするわけなんです。いま局長の言われるように、非常に場所としてはいい場所ですね。それで相当な一あれ坪数何千坪あるのか知りませんが、非常に広いところですね。そこに建つておる建物は木造平家ではないかと思ふんですが、おそれるけれども、実にお粗末な建物ですね。だから、いま言われるように、高層のアパート式の建物にすれば、あそこ

現在入つておられる方の数倍の方が収容できるんじゃないかと思ふんです。せつかくいろいろりつぱな、立地条件も比較的良好な場所にある、非常に静かなところにある敷地にまことにお粗末な建物です。あそこに住んでおられる郵政国家公務員の皆さんというものは非常な不自由をしておられると思ふんですね。雨漏りももちろんでしうし、横から吹きなぐりの雨でも降ればもちろん家の中へ入るでしうし、まことにお粗末な建物です。宿舎関係をひとつ考えられるなら、人事局長一べん、国立どの程度御存じか知らぬけれども、あそこへ行つてごらんになったら、職員の人たちがほんとうにどういう注文をつけるか、なまの音が聞かれると思ふんです。ああいうところを見ただけでも、私はこんなところこそひとつ思い切つて、金はどうからでもいいから借りてきてや方法があるんですよ。それで、国家公務員の一一般のレベルとの関係がありまして、問題あることは私もわかりますけれども、しかし、たとえば郵政互助会なり何なり資金を借りるところはこれはあると思うんですね。しかも、ああいう形で住まわなければ一般レベルとの均衡がとれないのだとか、いや、それはあれよりつぱににしてもらつたのじゃ困るのだとか大蔵省の連中が言うようだったから、私は言うほうが頭がどうかしておると思うんです。ああいう形で、職員の方に現物給与で宿舎は与えてありますよというところは言えないような宿舎じゃありませんよ。もう屋根は繕

はぎだらけのうなスレートの屋根にかわらをはきわらというか、スレートのあつちこつち、それこそ取りかえておるものですか、色が鹿の子まだらみたうな形で違つておるのですよ。それから横の壁ですね、板きれにしたところで、ほんとうにもう雨から吹き込むのじゃないかと思われようなお粗末な建物ですね。これがとにかく、何百軒か知りませんが、とにかく、いまま局長から、あるいはもうあれ取り払つていま目下建築中ですということばが聞かれるかと思つ

ていたら、まだそこまですていないようですから、はなはだどうも残念に思ふんです。これは私の直接見た問題でなければ、ああいう宿舎に職員を入れておられるような宿舎対策では、これはもう語るに落ちると私は思ふのです。何とかもう少し思い切つた宿舎計画を立てておる、それから若年労働者の諸君の確保の問題からいっても、宿舎くらはこれは当然建ててその中に収容するといふようなことを考えなければ来ないと思ふんです。特に私は郵政の場合、要員確保が非常に困難だといひますけれども、一面からいくと、非常に実は希望の持てるのは、全国的に見ると非常に格差があります。まあ私は四国のことについて御無理をお願いしたりしてよくお願いするのだけれども、なかなか外務員にでも採用してもらえないといふことで実は困つておるのです。ところが、いま東京の話をするれば、東京のほうじゃ人手がなくて困つておるというのですから、これは四国あたりから、希望者も私は大ぜいおると思ふのですけれども、ただ、自分でもって家は見つけない、それから郵便外務員になつたら一生郵便外務員ですよといううな処遇では、これはもう来ないと思ふのです。

郵便外務員の処遇問題ですが、これは郵便外務員で入ると、郵便外務員以外に配転、職転といふものはできないといふことに郵政省はたてまえとしてなつておるんでしうか、この点お尋ねします。

○政府委員(中田正一君) 郵便外務員の処遇に關連して、外務から内勤への配置がえの点でございまして、郵便外務員に入れば絶対に内勤にかわれないといふような仕組みではございません。内勤に欠員がございすれば、外勤のほうから内勤へ配置がえするといふような仕組みになつておりますが、ただ、何年たてば必ず内勤にしてやるといふようなことを条件にいたしますと、そののとおりいかな場合にも問題があるといふようなことではございませんので、三年とか五年とかはつきりした年数限られませんが、内勤に欠員が

あった場合に、外勤のほうからも内勤へかわれるというような仕組みでございます。また、たとえば研修制度などを通じて、研修所へ入所しまして一定の訓練を受けたあと、その訓練の成果を生かすというようなことでポストをかわるといふようなこともございます。そういうことで、特別閉鎖的、固定的というようなものではございませんが、はっきりと何年たつたらというほどの筋道はまだできていないというところでございます。

○政府委員(中田正一君) ただいまお尋ねの第一点の、内勤に入る場合には外勤を経由してというふうな仕組みはどうかということでございます。郵便だつたら郵便外務から内勤にかわっていくといふものでも困る面があると思うのですが、そこいらのところもう少し、かたくなな人の使い方じゃなくて彈力的な運用をやっていくべきだと思つていますが、どうですか。

ういった点 現在、お説のようにもう少し弾力的な方法で何とかやれないかということで、せっかく勉強中でございます。

○永岡光治君 関連。

いずれ私も機会を得まして質問をいたしたいと思いますが、そのつど問題が出てまいりますれば、関連して解決しておいたほうが後の質問の整理に好都合だと思いますので、お許しをいただきたいと思うのでありますが、いま久保委員からの質問

それからもう一つ、外務から内務にかわる希望のある者についてどうかというお話がありました。が、弾力的に運用をいたしたいという人事局長の答弁ですが、少なくとも、私ども今日までいろいろな、地方支庁で、これは三十三、見舞の部

○久保等君　いまのお答えで、全然外勤から、外務員から内勤にかわれないということではないというお話なんですけれども、それをもう少し、一歩二歩進めて、大体においてたとえば五年すれば内勤になれるんだという、職場配転ができるんだ、してもらえるんだというのをもう少し制度というか、そういうような形まで私はする必要があるんじゃないかと思うのです。だから新しく採用する人は、むしろ郵便外務員は一本はやらなければならないのだというようにぐあいにして配転する方法もあると思うのです。たまたま内勤に欠員ができたならねるんだという程度では、これは原則的にいえばむしろなれないということにも私は通ずると思うのです。外務員の方は非常に多いわけですし、若い人がせっかく入って、しかもよほどの例外としては内勤に配転してもらえないんだけれども、原則としては大部分がなれないんだというたてまえに現在はあるんじゃないかと思うのです、実際の運用上。規則、規程でそうは

が、この点、一つの問題点でございます。省内においていろいろのそういった問題を検討したことがございますし、なお検討中でございます。非常に効果を發揮すればよろしいわけでありますが、ただ一つ次のような点も考えられるわけでございます。現在は、外勤については、全国的にはそれほど問題でないにしても、東京近辺が問題であるという場合にお尋ねのようなことで一つの仕組みをいたしますというと、現在は、内勤は格別問題はないという場合に外勤を経由するというようにしますと、その最初の関所で二つの道筋をつけておけば内勤は問題はない、外勤だけに重点を置けばよいというものが、外勤を通じてということになりますと、来る人が最初から来なくなってしまうとおそれはないかというような点で、現在はつまりとしたそうといった筋道をつけにくい、もう少し見きわめてからお尋ねのような方法をとらなければならぬのではないか、というようなことで現在検討中のことでございます。

か、労務確保といいますが、非常に示唆に富んだ質問があったわけでありまして、私どももその点を非常に前から郵政職員に希望を持たせる、特に外務の職員が最近希望をなくしている、われわれは一生つとめて郵便配達で終わるのか、非常にいまの若い者には希望のない職場が郵政の外務の職場ではないか、こういうふうに変態を見て訝されるわけでありまして、さらに私の意見を付しなから人事局長なり郵政当局の意見を聞きたいわけであります。

私は、いま久保委員からお話がありましたように、かつて鉄道の職員になるときは大学を出ても一月月とか二月月とか実務をやらした、期間はどうであるかは別問題といたしましたが、やっぱり私は郵政の外務の職員は内勤になれるというのが一つの希望だと思います。そういう意味では、若い人ですから、そう一生郵便の外務だということ

便局員が郵政当局にこういう外務から内務に希望する人がおる、そしてたまたまその局に欠員があるからどうだ、それはだめだ、やらないという方針なんだ、やることは例外だと、こう言うのですから、先ほど人事局長の話を聞きますと、例外でなくて欠員があればできるだけやりたいという積極的な方針のように聞かえるわけですが、そういう方針だと理解していいのか、それとも消極的にこれはやらないという方針なのか、その点をひとつ明確にしたいだきたいと思うのです。これは全国の外務の諸君が非常に注目して聞いておる答弁だろうと私思いますので、この点をはっきりひとつ御答弁いただきたいと思うわけです。

○政府委員(中田正一君) 先ほど私の答弁の中で説明不足の点がございましたので、補足を兼ねながら申し上げたいと思います。

先ほど久保先生のお尋ねに対する答弁は、主として東京等の大都市の職員の確保という点から申

なっていないのです、現実問題として。そういうことなら私は希望が持てないと思うのです。そういうことを、若い人たちが郵便外務に喜んで希望する、いなかのほうはもちろんのこと、大都會においても希望するというふうには私はずきだと思ふのです。やはりもちろん中には一生外務員でもけっこうです、また、外務員が最も適當でそれ以外ではどうも必ずしも本人の適格性からいってもむずかしいんじゃないかという方もおられる。そういう方はそういう方で、そういうところで私は長く勤務してもらつてもいいと思うし、それに

それから地方出身者が東京に出てきて、また一定年数たてば地方へ帰れるということであれば、また地方からも東京その他大都市に職員を採用しやすういのではないかという問題もございしますが、これも一定年数、三年とか五年というふうに年数を限定しますという、地方に欠員がない場合に約束を履行できないというようなことになりますので、なかなかその辺もはつきりと年数で区切れない。しかも、そういった地方と都市のアンバランスを何らかの面で調整しなければならぬということ、は、もうおっしゃるとおりでございますので、そ

では魅力はないと思いますので、たとえば、五年がいいのか十年がいいのか知りませんが、一定の外務職の経験を経た者の中から内勤のほうにされていく、もちろん最初から内勤をされていくというのでも採らないわけではありませんが、そういったものも加味してやつたほうが運営がうまくいくのではないだろうか。なるほど、集配の道順組み立てとか、いろいろな問題があります。ある程度の経験を経なければならぬという問題もありますけれども、かえてあまり年をとりますと、これまた労働の量の上からいって、能率の上から

し上げたのでございますが、全国的に申し上げますと、地方では、内勤はもちろん外勤も相当希望者がございます。そして現在、公務員法上の仕組みは一応内勤と外勤に分けられておりまして、内勤は人事院の初級職試験の合格者でなければならぬ、外勤であればこの試験の合格者といふことは必要でないということになっております。ために、地方では初級職試験合格者が数多くあります場合に内勤に欠員がありますればやっぱり試験合格者をもって補充する、したがいまして、郵便外務員でも試験合格者であればこれは内勤へ当然

かわれるわけでありすが、試験合格者でないという場合に、新しい試験合格者が列をつくって待つておるといふ場合には試験合格者をもつて補充しなければならぬという、これは大きな制約があるわけでございます。ただ、東京などの場合には、内勤職員についても人事院の初級職試験合格者だけではすでに補充できないという事態でございますので、その場合には、試験合格者でない者で郵政当局でしかるべきこれに準ずる試験を行なつた者でよろしいということになっておりますために、外勤職員などからも内勤のほうへ配置がえできるといふことでございすが、国家公務員法を厳密に解釈し、また公務員試験合格者が多数存在するといふ地方におきましては、永岡先生のお尋ねのように、なかなかむずかしい点がございします。したがしまして、こういう点の解決も、これはやはり根本的にはかつていかなければならぬという点が一つございします。国家公務員法の運用について、郵政事業の実態に合うようにもう少し特例をつくつてもらうとか、何らかの方法を講じませんと、郵政現業の最近の実態に公務員の制度が合わない面があるかと思ひます。現在の制度ではなかなかむずかしい面は、別の方法をこれからさらに人事院とも折衝していかなければならぬということであると思ひます。

○永岡光治君 いま言った人事院の公務員試験の制度、あるいは先ほど宿舎の問題でも公務員とのつり合いの関係でなかなか思ふようにいかないんだという御答弁がありました、そういうことを聞けば聞くほど、私は郵政のやほりいまのままの機構なり、組織法と申しますか、国家公務員法という法律のもとに、あるいは行政組織法のもとに置かれておる郵政というのがほんとうに機動的に機能を發揮できるのだからかという心配が実はあるわけで、外務員のいまの問題について申し上げますと、もし内勤のほうに希望して、それが行けるような道が開かれれば、勤労意欲もわくし、郵政事業が円満にいくとするならば、そういう方法をとるべきがいいのであつて、それについて公務

員法というものが支障になるというのであれば、それを取り除く方向にいかなければならぬと思ひます。法律のために事業があるわけではないと私は思ふのです。国民のために事業が円満にいくためにいろいろ法律や制度があるはずでありますから、支障になるものは取つちうべきだと思ひます。そういう意味では郵政が公社に早く移行したほうが——もちろん郵政の独自の公社化のあり方があると思ひます。現在ある公社が必ずしも郵政そのものに適用していい公社組織とは考えておりませんが、郵政独自の公社化といふものがあつてしかるべきだと思ひますが、臨機即応に事業を効率的に円満に運用し得る方法を考えるといふことは、一番私は郵政当局の管理者の皆さん考えていただかなければならぬ現在問題だと思ひます。そういう意味では公務員試験といふものがあるにはあるにいたしまして、郵政独自でも特に大都市あたりは試験を行なつて採用していることもあつてあります。もちろんその内容は公務員試験に及ぶほどのものでないようでありすが、それやういふ必要があれば、その必要に応じたものをやつてもらいたいと思ひます。

そこでささいな質問にまた返りますけれども、外務員で希望者があつて、その欠員があれば、内務員にしてあげようといふお考えだが、その欠員に対しては、公務員試験に合格した初級職の合格者があるから、それを優先的に採用しなければならぬといふことになる、しかし、それでも希望者がなくて、欠員があれば、それでは外勤者を内務にしてくれるのか、そういう積極的な姿勢であるのか、それとも、いや、原則として外務から内務にやらないといふ、そういうきつめて消極的な、例外的な方針なのか、その方針を私はいま聞いてあるわけなんです。いずれの方針なのか、積極的かどうかといふこと、これは職員にとつて非常に大切な姿勢なんです、郵政当局の希望の持てるような職場にしたいだきたいといふのが私どもの希望であります、これは関連いたしまし

て、郵政大臣も実情よくわかつておると思ひますが、大臣にもひとつ人事局長と同時に私は方針をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(中田正一君) 先ほど国家公務員の試験合格との関係申し上げたのでございすが、公務員試験合格者がいない場合に備へまして、郵政内部ではまた郵政独自の試験を行なつておりますが、その試験二通りございまして、甲と乙に分けて、甲は内勤職員の試験、乙は外勤職員の試験といふふうにしておりまして、まあやはり現在内勤の場合にはこれは公務員試験との関連があるから、こういった甲、乙の試験をしておるわけでございますが、その甲の試験に通つた者から補充をする、その場合に、これは部外からだけではない、外勤職員の諸君にもこの甲の試験を受けて内勤に希望する者はかわるやうにということに指導しておるわけでございますが、まあこの甲の試験があるからといって、直ちにむずかしいという仕組になつておるわけでございます。まあ、たださういふ面をさらにこれからどういふうに弾力的に運用するかという問題があるわけであります。

○長田裕二君 関連質問の関連でたいへん恐縮でございますが、久保委員の御質問にも関連するといふ意味でお許しを願ひたい。宿舎の問題あるいは外勤から内勤への転勤といふ御質問の中に、一般公務員との関係があるといふやうなお答えのようでございますが、たとえば宿舎なんかについていへば、一般公務員との関係で制約があるといふのは、たとえば、どの程度のポストの者にどの程度の広さのものを与えるとか、そういう面での制約は私はまあなすけるし、あり得ると思ひますけれども、郵政で一番大事な外務職員、そういう人たちに對する宿舎をどうするかについて、一般公務員が何人中人何人ぐらゐに与えられておるから郵政職員はこれでは多過ぎる、もっと少なくすべきだといふやうな制約があると

は私ほとんど思ひませんし、また、現に十年近く前あたりから郵政省では国費と共済組合の経費で五十億、多いときは七十億ぐらゐの宿舎予算を計上して実施したと思つておりますし、そういう心がまえをずっと継続するならば、私はそういうことは、一般公務員との制約とか何とかといふ問題は優に克服することができると、また克服してゐるものではないかといふふうに考えるわけでございます。また、職種の転換なんかの問題も、内部にいろいろ給与とかその他の制約がありますけれども、人事院の人事院規則なり何なりはほんとうにこれが一番大きな制約になり、それが業務の正常化に非常に支障があるとほんとうに郵政省幹部が判断するならばそれこそ極端な表現を使うならば、人事院の首脳部と刺し違えるぐらゐの気持ちで交渉するならば、私は必ず道は開けるのではないかと思ひますが、そういう自分でのめだとか、こうだろつと思つて、みづから事業運行の一番大事なポイントに触れない、避けるという、さういふことをやつぱり郵政関係の方としては相当やつておられると私は承知しながら、あえてさういふ苦言を申し上げることをお許し願ひたいのですけれども、ともかく非常な勇気と迫力を持つていろいろ困難な問題一つ一つに当たられることを、いまの御質問に関連して質問かたがた切望いたします。

○国務大臣(井出太郎君) まあ静かにたゞいまの御議論を承つておりまして、久保委員の御発言に関連して永岡さんなり長田さんから非常に適切な御質問があつたわけでありまして。私はまあ民間の人間として、さらに長い議會人として諸先生の御発言は非常によくわかるつもりであります。同時に、まあ役所へ入りましてちやうどさうで三カ月たちますが、役所には役所でまあ一つのスタイルといひましようか、法律に従つてこれをなすべく誤らないように運営をしていきたい。古いことばで言へば、規矩準繩にどうしてもかかずらうという立場があるやうであります。したがしまして、これをどう調整するか、これは私の任務で

あろうと思うのですが、郵政、特に郵便の事業は一つの危機にさしかかっている、こういうことは皆さまも感じになっておられる、こういう役所は役所でこれまた痛感しておられるところがございます。まあ公社化ということもその一つのあらわれとして出てくるでありまして、そういう点を御発言の御意思を体しまして、役所ともこれはよく相談をして善処をしまして、私はとらえずそれだけお答えをいたしておきます。

○永岡光治君 大臣、規矩準繩、これはもちろん法律のなものであれば守るべきだと思ふのです。たいへん大臣も痛感されているように、特に郵便事業には危機というか、痛感されておられるので、非常に私敬意を表するのでありますが、そういう意味で、法律なり規定が支障になるというのであれば、私は法改正をすべきだと思ふのです。ですから、その面も同時に考えてもらって、運用でできる面が——いま私が申し上げた面は運用でできるわけでありまして、外部のものを内部に採用するということは、決して私どもは絶対できないというものでもないと思ふのです。いま試験の問題ありましたけれども、まあ試験をすること一つの方法だろと思ふのですけれども、郵便事業を動かすのにそういう法律でやらなければならぬほどむずかしい仕事でないと思ふのです。そしてまた、いまの若い人は公務員試験で落第するようになら入ってきいていないと言いたい、へん縮小な表現でありますけれども、そういう者に希望を与える方向は、やはり大臣やあるいは当局のほうで考えておきまないと、これは事業あつての人なんですから、事業をどうやらうまく円満にいくかというのを考えていたいただきたい、そういうことを申し上げているわけでありまして、試験までやって採らなざるならぬというように、そういうおつくりなことをやらずに——それは試験という方法もあると思ふます。一定の公務員試験ほどのものでなくとも、私は郵便を運営するにはそうむずかしい試験は要らぬと思ふますから、そういうものを考えて、もし試験をするならば大体

内部において差しつかえない程度の試験をやればいいのですから、何も一般国家公務員と同じ試験をする必要もないと思ふますので、そういうものも考え合わせて積極的に希望を持たせる職場にしたいいただきたい、そのことを大臣ひとつ考えていただくというのを私申し上げているわけですから、決して私は絶対できないようなことを申し上げているわけではないのでありまして、事業あつての郵政省であり、郵便職員ですから、そういう面ひとつ考えてもらいたい。これは国民のためなんです。そういうことをひとつ大臣に要望しているわけですから、ぜひその点をひとつ早急に考慮していただきたいと思ふます。

○久保等君 私いま永岡委員から話があつたやうな、結論としては、やはりもう少し弾力的な運営で希望の持てるやうな形に郵便外務員の場合についても考えてもらいたいと思ふのです。もちろん、採用するときには採用試験をやられるわけですから、その採用試験、ある程度郵政職員としてふさわしいかどうかということについての能力テストは、これはやるのは当然だと思ふますけれども、そういうようなことで採用されれば、あとは仕事によって一応適当でないということならばこれは話は別だと思ふのですけれども、制度的にもう外部に入つたら原則として内部にかわれないのだという扱いについては、私は見方によつては差別待遇だと思ふのです。ただ、国家公務員試験制度というものがあつたというのを配慮しておられるようですけれども、しかし、外部に入つて、たまたま試験の成績が芳しくないけれども、仕事をやらせているうちにだんだんと仕事の面では優秀だといった人間も相当いるだらうと思ふ。特に高校を卒業して相当むずかしい試験を受けて入つておる。東京のように特殊事情のあるところは別として、地方では相当むずかしいです。とにかく数十名の中でわずか数名くらいしか採用してない。十名に一名ぐらいの試験を受けて入つていて、諸君も今日地方には多い。また地方ではそれが原則だと思ふ。だから、そういう諸君が、二十に

なるかならないぐらいで相当むずかしい試験を受けて入つたのだが、おまえさんは一生郵便配達をやっているのだというやうな人の使い方はむしろ今日の時代では時代錯誤だと思ふ。そういうことから、そういう面についての改善について、私はそれこそ国家公務員制度というものがあつて、けれども、こういう面についての法改正が必要なら法改正をするなり、あるいは運用面で、さきも人事局長からお話があつたやうに、特殊事情ということですが、これは特殊事情ということではなくて、全国的に求人難ということは御承知のとおりなんです。そういう立場で運用面でも最大の努力を願つて、ぜひ希望の持てる職場にする御努力をひとつ願いたいということをお願い申し上げます。

それから次にお伺いしたいと思ふのですが、何か若い人たちの訓練する青年訓練みたいなものをおやりになつていらっしゃるんですか、どういう形で郵政はおやりになつていらっしゃるのですか。青年訓練の問題についてお伺いしたいと思ふのです。

○政府委員(中田正一君) 現在郵政内部の訓練体系といたしましては、職員に採用された場合には職場で訓練を行なうことは当然でございますが、六カ月あるいは一年以内に初等部の訓練、これは全員受けさせるわけでございます。そういういたします、初等の訓練を受けて職場で三年ほどたちました場合には、今度はまたもう一度そのアフターケアと申しますか、さらに青年訓練というものをを行ないます。申しおくれましてけれども、初等部の訓練の場合には一カ月ほど、およそ一カ月弱でございます。それから青年訓練と申しますのは、これは非常に日数が短くございまして、現在五日程度というやうな、いわば再訓練ですが、この五日の訓練ではなかなか効果を発揮し得ないのではなからうかというので、もう少し日数を延ばさなければならぬというやうな点が現在問題として考えられており、またそういうところを目ざしていま検討中でございます。

○久保等君 これはいつごろから始めたのですか。それからいま大体初等訓練を受けた人というのはどのくらいおられるのですか。いつごろからやっていたのか。また、どういう形でやっておられるのですか。それと一カ月というのにもこれなら学園ですか。どこでやられているのですか。

○政府委員(中田正一君) 初等部の訓練、青年訓練ともに場所は研修所で行なつております。各郵政局の所在地にある郵政研修所で行なつております。初等部は研修所の全責任において行なつておりますが、青年訓練は、場所は研修所の建物、寮を借りるわけでございますが、訓練の担当のところは、これは郵政局が計画し、郵政局が実施しておるというところでございます。実施した年月でございますが、青年訓練と申しますのは大体四、五年前から存じます。初等部訓練はこれはもうずっと前、十数年前にならうかと思ふます。

○久保等君 その訓練の中身はどういう中身でどういうことを目的にして、どういったところをねらつて訓練しておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思ふます。

○政府委員(中田正一君) 初等部訓練は、職員が必ず経なければならぬという訓練として郵便局に採用になった後でできるだけ早い期間ということでございます。これはもう初歩的な全般にわたる訓練でございます。郵便貯金、保険——現在郵便を担当しております、将来貯金、保険が担当できるように、郵便、貯金、保険、全業務にわたつて業務のあらまし、日常の仕事を行なうに必要な法令の知識、そういうものから、あるいは職員として心得べき事柄、服務規律の問題、そういう全般について行なうわけでございます。青年訓練のほうは、これは一度初等部訓練を受け、また現場で三年ほどの実務経験がございまして、それで、そういう実務経験にかんがみまして、それを補強するという意味で初等部よりもやや高度の訓練、と申しまして日数が五日ほどでございますので、まあ最近の郵政事業の動きとか、ま

たさらに職員として心得べきことというようなのを重点的にこなうことになっておりま

○久保等君 このあとの、五日間程度というの

○政府委員(中田正一君) 初等部は大体高等学校を卒業した程度のものでございますので、十八、九というところでございまして、青年訓練はそれから三年程度実務経験を経た者ということでござい

訓練の重点は——これは初等部の訓練は先ほど申したように全職員が受けるわけでござい

が、その後の訓練体系の関係では現在中等部というものがございまして、中等部というものは、これは非常に教少のうございまして、全国で五百人程度というふうなことで、これは試験選考を行ないまして選抜して行なうものでござい

等部で一度教え、実務に携わっている者を三年ぐらいたった後、どうなっているのか、ほんとうに初等部訓練の効果があらわっているのか、三年間の実務を通じて職員としてうまく軌道に乗っているかというふうなことに重点を置きまして、郵便、貯金、保険の実務について補強する、それから職員としての心得、職場規律の確立の問題、そういう点に力を注いでやっておりますのでござい

○久保等君 私もこの青年訓練の問題については、実態がよくわかりませんが、いま程度の御説明ですけれども、できるだけあまり非難が出ないような、やはり訓練を受けてよかつたというよう

から、それも十カ月くらいが必要なのかどうか、訓練ということになればやはり二カ月くらいあるいは三カ月くらい必要じゃないかという感じも

に人を使うということになると、そんな日数は要らぬということになるのでしようけれども、貯金でも保険でも、それから内務でも一応やはりできるような、またそれに対するある程度の知識を得させようとするなら、ある程度の期間をかなければならぬと思うのですが、いづれにいたしましても、後者の青年訓練の問題については、運用について十分にひとつ配慮を願いたいというふう

画の実施状況をいつまでひとつ御説明願いたいと思うのですが、これも一体計画に沿って、計画どおり実行できてやっておりますのかどうか。第二次五カ年計画はもう本年度で終了することになって

○政府委員(竹下二記君) 局舎計画でございますが、第二次五カ年計画は四十四年度に始まりまして、四十五年度を最終年度といたしております

○久保等君 この五カ年間のトータルだけについてでもいいですから、計画局数、普通局と特定局、また特定局を集配、無集配に分けて、計画と実行がどういう数字になりますか。

○政府委員(竹下二記君) 普通局につきましては、四十一年度から四十五年度の五カ年間に、局数にして二百十局、面積にいたしまして七十五万三千三百平米を実施いたしました。土地の買収関係でございますが、百三十分二十四万四千平米の土地買収を完了いたしました。使いました経費は五百八十七億円でござい

以上でございます。

○久保等君 さらに明年度から計画をつくっておやりになる予定があるのかないのか、もちろんまだ、来年度からのことですから、あまりこれにかまっていなくてもいいかもしれませんが、そういう方向で今後の問題には対処しようとしておられるのか。

○政府委員(竹下二記君) 明四十六年度からは、第三次の五カ年計画を樹立いたしました。やうてまいりたいと思っております。局舎事情は、いままで、今度二次の長期計画、それ以前に八カ年計画もあつたんでござい

○久保等君 当然そうだろうと思っておりますが、私はその計画策定にあたって、もう少しその突進を十分に掌握する、さらには将来の見通しについても、十分に掌握をしながら、ひとつ的確な建築計画等を立ててもらいたいと思ふんです。若干いままでの実績を見ると、建てたがすぐまた建て増ししなければならなくなつたとかいったようなところもあるようです。そういつたところはまた、一番劈頭にお尋ねした物量の問題に対する突進把握なりあるいはまた将来にわたつての見通しが甘かつたとか、あるいは突進を十分に把握できなかったというところに問題があるんだろ

を策定するにあたっては、いままでの経験を十分に生かして、的確な将来に対する見通しも立てながら、ひとつ局舎建築をやつてもらいたい。

時間がありませんから、さらに次に申し上げますが、局舎の中にも非常に古い局舎があるようです。六十年以上という局舎がやはりだいたいあるようでありますが、どのくらいありますか。特に特定局。

○政府委員(竹下一記者) この三次にわたる長期計画を大體終えましたので、特定局の局舎事情もたいへんよくなったと思つております。お尋ねの六十年以上の局舎の数につきましては、いま持ち合わせがございませんが、非常に少なくなつておると思ひます。

○久保等君 非常に少なくなつておると言ひますが、感じはどのくらいですか。

○政府委員(竹下一記者) 当てずっぽうになつてもまずいんですが、いま調べて、課長と相談いたしました。わかりました、五十年以上が八百局あるそうです。ですから、六十年以上ですと、もう少し少ない。

○久保等君 五十年以上たつた建物といへば、これはもう寿命がきていゝと判断していいのじゃないですか、文化財として保護するような局舎は別として、そうでなければ普通局舎としてはもう払い下げという局舎があるのじゃないかと思うのです。それで八百局であれば少ないという見方もあるいはできるのかもしれないけれども、普通の常識では少ないともあまり言へぬのじゃないですか。六十年以上という局舎も約二百局ぐらいあるのですね、私の調べた限りでは。だとすると、この局舎はいわば老朽局舎ですが、こういった局舎問題等も考えると、さつき宿舎の問題もありましたけれども、仕事をやる職場の建物、これそのものをもう少しやはり強力に、第三次五カ年計画あたりでは従来のピッチよりもさらにピッチを上げてでも局舎計画を立てる必要があるのじゃないかというふうに思ふのです。局長のさっきの答弁

のニュアンスとはだいぶ実質は違ふのですけれども、局長どうお考えになりますか。

○政府委員(竹下一記者) 特定局の一部には非常に古いものがあることは御指摘のとおりでございますが、この四十一年度から四十五年度の第二次五カ年計画の実績を見ますと、國費で見ました分、それから所有者である局長が自費で建設をいたしました分、それから郵政互助会の建設にかかると分、合わせまして三千四百ばかりございまして、一年でおよそ六百局ぐらゐは局舎の改善をいたしてゐるといふ実績でございますから、そのペースを落とさないでやつていけば八百局は遠からざる将来においてだんだんよくなつていく、こういうふう

に考えます。

○久保等君 局長、まあそれじゃ大ざつぱな質問ですが、第三次五カ年計画は、いま私が指摘した五十年以上あるのは六十年以上という局舎について原則的に——これは特殊な場合があつて、たとえばどうしても土地が確保できないとかいろいろ問題がないとも限らない、しかしこれは例外だと思ひますが、しかし、そういう例外を除けば、郵政省としては、この第三次五カ年計画ではそういう少なくなつても五十年以上たつてゐる老朽局舎については、これは建てかえるという方針だと理解してよろしうございしますか。もちろん、借り入れ局舎の場合には、これは所有者は國有じゃないですから、持ち主がどうしても建てかえぬのだといつてがなければいけませんと思ひますが、しかし、これはそういうところも行政指導、それこそ指導といふか何らかの方法で、借り入れ局舎については、とにかくそういう古い局舎について、これはもう建てかえるのだ、ぜひひとつ協力してほしい、まづこうから協力しないという局長もまさかないでしよう。そういうことについて協力しないような局長は、平素の郵政事業についてあるいはまた郵便事業などについて協力してないといふことになると思うのです。とにかく、いづれにしても郵政省とすれば、第三次五カ年計画でいま言った五十年以上の局舎については全部建て

かえるのだ、また建てかえることについて協力してもらふのだという方針と承つてよろしうございしますか。

○政府委員(竹下一記者) そういう意気込みでやりたいと思ひます。

○久保等君 これはひとつ大臣からも一言。

○國務大臣(井出太郎君) いま局長から答弁いたしましたその線に沿つて私も鋭意努力をします。

○久保等君 局舎問題についてはいろいろまたお尋ねしたいこともありますが、時間の關係で私午前中に済ませます。一時ちよつと前ぐらゐに済ませます。

それじゃ次に、簡易郵便局法案のことについて若干お尋ねしたいと思ふのですが、現行の簡易郵便局法は昭和二十四年に制定をせられたわけでありますが、この簡易郵便局法の第三条を見てみますと、「郵政大臣の委託により郵政窓口事務を行う者は、左に掲げる者でなければならぬ」といふようなことで、地方公共団体、それから農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合、こういう順序に記載をしてあるのですが、この中にはもちろん当時個人に対する委託というふうなことは書かれておらないのですが、この法律が制定せられた当時の趣旨というものはどういふことだったのでしょうか。要するに、個人を除くしておる考え方というものはどういふことだったのでしょうか。

○政府委員(竹下一記者) 終戦後間もない時期でございまして、郵政事業が非常に窮乏しておつた時期でございまして、片や大陸等からの復員者も相当数に達しておりました、比較的いなかのほうにそういう人たちは生活の本拠を求めるといふようなことで、いなかの地域におきます郵政事業の窓口が非常に不足をした時代でございまして、その当時の記録によりますと、郵政窓口がございせん町村は、全国で千八百あったというわけでございます。何とかして窓口を増設したいということで省は腐心をしておつたわけでございます。

が、そのやり方といたしまして、委託方式というわりあい経済的な方式を編み出したわけですが、その方式で簡易局の設置を始めた、こういう経緯でございまして。

どうして個人の委託をやらなかつたかということでございますが、これは考え方といたしましては個人に委託する方式も当然考えたわけでございますし、諸外国でもその方式を非常に幅広くやつておるといふ実情でもございまして、これはやろうと思へばやれないことはなかつたわけでございますけれども、当時特定局制度の問題が世間にならぬ話になつてきておりましたし、戦前の特定局制度の中の悪い面、これは全局がそうだといふわけではございませんが、一部にいわゆる特定局制度の悪い面——職員を私設使用人のように使つてゐますか、あるいは封建的な使ひ方をするといひますが、そういうたゞあまり芳しくない話題が当時残つておつた。ついでには、この個人委託という方式は昔の特定局制度の悪い記憶につながる、できたらばそういう話題をこの際避けまして、市町村等の公共団体に限つて委託をする、そういう方式も、未設置町村その他を考えると相当多数の窓口が置けるのだと、こういう判断がございまして、個人委託のほうは、考え方としてはあるのだけれども、この際これは避けるという意味で、制度としては取り入れなかつたわけでございます。

○久保等君 若干うがった説明のように受け取れるのですが、というのは、個人委託も考えられるのだというところあたりは、立法当時の政府の答弁の中にもあるいは質疑者の中にも見当たらないのです。むしろ非常に、地方公共団体に原則としてかえるのだ、かえるとは言へないけれども、地方公共団体を最優先的に扱つていくのだと、農業協同組合、漁業協同組合という、そういう組合關係に対しても、いわば第二次的に考えていくのだという考え方が非常に強く出てゐると思ふのです。これは当時の速記録を読んでも、そうした点が歴然と出てゐます。当時小沢郵政大

臣ですが、郵政大臣の答弁等を聞きますと、原則として役場、こういったところを最優先的に扱っていく、したがって、協同組合関係についても補完的に考えていくのだという考え方がはっきりしていると思うのですが、郵務局長どう考えますか。

○政府委員(竹下一記者) やはりお話しのように、まず市町村の役場がありました場合には、その役場を優先的に委託の対象とするという思想は受けておるように思われます。

○久保等君 だから、個人に委託させる考え方も含まれておったのだという説明のしかたは、若干言い過ぎだと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(竹下一記者) その当時の通信委員の質問に対して、私が先ほど申し上げたような趣旨のことを当時の小沢大臣がお答えになった部分もございます。

○久保等君 さらにその後、昭和二十七年の第五国会、衆議院の郵政委員会ですが、この中の質疑を見てみましても、当時、廣瀬正雄委員のほうから、こういう簡易郵便局といったようないはば変則的な制度を将来いつまでも存続させる意思があるのかどうか、という質問に対して、当時の高瀬郵政大臣のほうから「ただいまの御説まことにございまして、郵政当局といたしましては、むしろできるだけちゃんと完備した特定局でやるのが本則なのでありますから、そのように促進して行きたいと思っております。ただ定員とか予算の関係がありますので、その方を努力してできるだけ早く特定局でやれるようにしたいという考えを持っております。」「こういう答弁をしておるのです。これはだから、立法当時ないしその後の通信委員会における大臣の答弁を聞いておりましたも、いわばどちらかといえば本筋じやない、したがって、便宜のいいものでは何ですけれども、一つの過渡的な措置としてこういう制度を取り上げていくのだ、したがって、取り上げていくにしても、原則としてむしろ役場等で扱っていくのだというふうな考え方が非常にはっきりしていると思うのです。そういうふうに理解してよろしゅう

ございますか。

○政府委員(竹下一記者) お話のございました質疑応答につきましては、その前後の事情がよく私わかりませんで、どういふ経過でそのようなお話になったか、十分見当がつかかねるわけでございますが、考えますに、簡易郵便局はお話のございましたように、一般の特定局に比べますと取り扱い内容も不十分でございますし、りっぱな一人前の局とは言えないわけでございます。そのういふ面からいけば、言い方によりまして、中途はんばなサービスしかできないかたわの郵便局である。その地域における最も必要とする最低の仕事だけに限っておるというわけでございます。そして、決してりっぱな郵便局だとは思いません。そういう意味からいけば、まともな局を置きたいという気持ちには私も十分持つておるわけでございますが、ただ、経済性というのを考えますと、一般の特定局を設置する場合の経費の比較をいたしますと、かなりの違いがございます。簡易局方式のほうがよるしいわけでございます。非常に目標を高く置まして、高く置いたために設置の数が制限されるということよりも、少し不十分ではあるけれども、そのかわりに窓口を多く置くという政策に傾くわけでございます。

○久保等君 現在、無集配の特定局の設置すべきものがどのくらいありますか。

○政府委員(竹下一記者) 地方郵政局から上申してまいりまして、無集配特定局を置く基準に合致しておると思われる局は、ざっと千三百ばかりでございます。

○久保等君 その千三百もある特定郵便局の今後の設置計画といひますか、どういふ計画をお持ちになっておりますか。

○政府委員(竹下一記者) 無集配特定局につきましては、やはりその必要な向きには今後とも設置していく方針に変わりはないと思ふので、四十五年以降の予算にも計上する、そういう方針でございます。今後つくるものはみな簡易局でいくん

だということではございません。必要な向きには置いていくというわけでございます。

○久保等君 そういうことをお尋ねしているのじゃなくて、千三百も特定郵便局を設置しなければならぬところがある、それについては具体的にどういふ計画で、その千三百の特定局設置をこなしていくというふうな考えでおられるのか、それをお尋ねしているわけですね。少なくとも、簡易郵便局より以上に特定郵便局を設置しなきゃならぬという非常に強い要望もあるだろうし、需要もあるだろうし、条件も整っていると思うのです。だから、そういうところこそ、まずもって私はどんな計画を立てておやりになる必要があると思うのですが、その千三百あるものについてどういふ計画を具体的に立てておられるのかというところをお尋ねしているんです。

○政府委員(竹下一記者) 四十六年度以降につきましては、最終的に省で決定を見ておりませんけれども、私の個人的な見解になりますが、従来同様、年間二百局ぐらひはやはり無集配特定局を設置するという方針はあつていいんではなからうかと思ひます。

○久保等君 あつていいんじやなくて、もう少し、いままでは年間二百ぐらひずつでしたが、ひとつこれから二百五十なり三百なりという形で、さらに従来より以上にピッチを上げて、特定郵便局の設置を要するところについては設置をしていくという説明なら理解できるんですが、まあ従来やつておつた程度はやるようになりましようというふうな、そういうきわめて積極性のないようなお話をいただけれども、一面においては、いわば郵便戸数はもちろん多いであらうし、非常に設置をしなければならぬ、設置基準にも適している千三百だとするならば、そういう計画については従来より以上に少し積極的に取り組んでいく必要があるのじやないですか。

○政府委員(竹下一記者) 財政事情も考慮いたしまして、その方向で努力をしたいと思ひます。

○永岡光治君 いま、郵務局長の答弁がございましたが、従来は無集配局を大体私の記憶では三百局程度置いたと記憶しているわけですが、最近になって二百局に落ちたのは何か理由があるんですか。

○政府委員(竹下一記者) 以前は、御指摘のように三百あるいはもう少し多かつた時期があつたと思ひますが、最近では少なくなつてきておりまして、四十五年度約二百局――昨年、ことし二百局というふうな落ちてきております。全く財政事情――やはり設置に経費がかかるということ、郵便事業全体の予算のワケを考慮しました結果、少し数を落とさざるを得なかつた、こういうわけでございます。

○永岡光治君 そうすると、今後は、いま久保委員の質問によりまして、二百でなくてできるだけ多く置きたいという方針のようですが、大体そういう財政的な事情もあつて置こうと、こういう方針になるわけですか。

○政府委員(竹下一記者) やはりおっしゃいますように財政的な事情を考慮せざるを得ないかと思ひます。

○野上元君 郵務局長、ちょっと聞きたいんですが、いま無集配局を設置したいという地方局からの要請はおおむね千三百局あるということ、あなたの説明によると毎年二百ぐらひの無集配局を設置するといふ、こういう年度計画ということですが、そういう計画が将来も持続されるとすれば、千三百局を消化するためには約七年间かかるわけですね。したがってその七年间は、最初に設置された地方はおおむね救済されますが、あと六年間待たなければならぬ、こういうことになるわけですが、久保委員の質問は、簡易郵便局を設置する場所よりも、さらに人口も密度が高い地域における要望があるのだから、この点を、この地域を優先すべきではないか、こういう意見ですね。これは一つの私は考え方だと思ひます。そこで六年間待たなければならぬという事実があるのですが、簡易郵便局を設置するという具体的な

計画と、無集配局で六年間待たなければならぬという地域をどう調節するかという問題もあると思いますが、この場合、無集配局を六年間待たせるわけにいかないので、簡易郵便局をこれに肩がわりさせるというような、いわゆる計画のオーバーラップといえますか、そういうものは考えておられるか、その点聞いておきたい。

○政府委員(竹下一記君) これは、さっき申しました千三百は無集配特定局でなければならぬという、一律な扱いをしなければならぬというものでございまして、五年、六年待てないという場所につきましては、あるいは簡易局をこの際設置いたしまして、時期が来るのを待つという考えもあるかと思えます。これはケースバイケースでありまして、一律にはできない、それから、従来からもそういうケースはあったわけでございまして。

○永岡光治君 いま野上君の質問で私重要な点に触れてきたと思うのです。簡易郵便局の設置基準の問題ですが、そうすると、無集配局の設置基準の中には、待てないところは簡易局を置く、こういうことになるのですか。そうすると、一体設置基準は、従来からの衆議院段階での質疑応答を聞いておきますと、一人未満には大体標準化しておると、こういうのですが、ちょっとその方針が変更されたわけですか。

○政府委員(竹下一記君) 変更したわけではございません。そこは無集配特定局は置けるのでございまして、諸般の事情ですぐには置けないから、しばらく簡易郵便局でしんぼうする、そういったふうにお取りいただければいいかと思えます。不十分ですけども、しばらくその方式でしのごと、いざいざ無集配特定局に切りかえられ道が開かれておるわけですから、そういう方法もあつていいんではなからうかと思えます。

○永岡光治君 これは簡易局の設置基準の基本的に触れるわけですが、一人未満取り扱いが——大体享便戸数、局間の距離もあるでしょうけれども、大体一人程度のものであるということじゃないんじやないですか。

ないですか、これは二人以上になるところも簡易局を置くという方針なようにいま聞きますが、そうなるとうちも衆議院での答弁と全く食い違うわけですが、それはどうなんですか。

○政府委員(竹下一記君) 簡易局の事務量はほぼ一人を標準とするということでございまして、多少の出入りはいわゆる二名局に相当する事務量があると思えます。それはもう無集配特定局の設置を急がなければならぬところでありまして、無集配局の優先順位はかななり高いと思われまして、これは簡易局方式をやるということより、むしろ無集配設置のほうを急ぐと、無集配設置のほうでいくと、こういう地況のところかと思えます。

○野上元君 郵務局長ちよつとややくしくなつてきたんだけれども、かりに六年間待てないといつて、残った千百局の地域の人たちが簡易郵便局でもけつこうですと、とにかく当面救済してもらいたいという強い要望が片一方にあると、そういうところ簡易郵便局の設置場所よりも、無集配の設置場所により緊急性がある、こういうふう認識されておるとするならば、その意見が一致した場合に、まず無集配局を設置すべき地域に、優先的に簡易郵便局を全部年度の計画をつぎ込んでいくということも、理屈の上からはやらなければならぬ、あるいは可能である、こういうことになるんですが、一方あなたの方では、簡易郵便局を設置する一つの年度計画を持っていくわけですが、その年度計画との調節はどういうふうにするんですか。その簡易郵便局の設置の年度計画を御破算にしても、緊急性のある無集配局のほうに全部切りかえて、簡易郵便局をつくって当面をしのいでいくという計画に変更する可能性があるのかどうか、その点はどうか。

○政府委員(竹下一記君) お尋ねの点が実はよく理解ができない面があるんですけども、無集配局設置基準に合致しております千三百の場所といえども、全部が同じ地況にあるわけじゃないません。非常に緊急性の強いところと、基準には合

致するけれどもやつとこさ達したという程度のことと、おのずから地況の差あるいは設置の緊急性の差はあるわけでございます。ですから、設置を急がれる場所につきましてはこれは無集配でいく、ことしつくる、ことしできなければ来年つくとといったような方針が出ると思えます。

それから、窓口を設置する、しなければならぬけれども、その緊急性がかなりゆるやかなものにつきましては、先ほど申しましたように、簡易局で一時しのいで、何年か先に無集配に切りかえるという方法もあつてよろしいと思ひまして、ケースバイケースで扱つていいんじゃないかろうか。予算で計上しました無集配の置局の数、それと簡易局の予算上の置局の数、それぞれ矛盾なく、候補地は多いんですから、矛盾なくうまく消化ができるかと考えております。

○野上元君 関連質問です。これまでも、私の言つていたことがはつきり御理解いただけないと思うんですが、緊急性という問題は、これは相対的なものですよね。ところが無集配局を設置してこれという場所と、それから簡易郵便局でもけつこうですという場所との緊急性は、どちらが高いかといえ、やはり無集配局のほうが高いのじゃないですか。無集配局を置いてくれというところのほうが高いといふふうにわれわれは認識するわけですね。そう認識しますと、先ほど言つたように、一年間で二百局の無集配局をつくるけれども、あと千百局は残る。この人たちはもう待てない。したがって、簡易郵便局でもいいからつくつてくれと、こういうその土地の人たちの要望がある。あなた方も緊急性を認めるとするならば、一方にある簡易郵便局設置の計画は御破算にしても、この無集配局のところから要望されたい簡易郵便局の要望というものは全部受け入れてやる、実現するということになる。簡易郵便局の数と同じかもしれない。年度におけるつくれる数は同じかもしれないが、場所が根本的に変わってくる。あなたの方では考えておられる簡易郵便局の設置場所は全然御破算にされて、い

わゆる無集配局のほうから要望されたところに肩がわりしてつくつていくというふうなことも可能ではないのか、そういうこともあり得るのではないかと、そういうことも疑問が起きたので聞いてみたんです。これは理屈上の問題ですから、現実の問題がどうなるかは別として、理屈上そういうことがあり得るのではないかと、緊急性を重視すればです。そういう意味の質問なんです。

○政府委員(竹下一記君) おっしゃるようなケースは理論的にも、また実際上も起きてくるのじゃないかと思ひます。ただ、非常に利用発展性のございまして都市内とかベルト地帯で毎日人口、戸数がふえている、そういう傾向の顕著なところにつきましては、後々のことを考えますと、無集配局を置く、いまず置く、やはりいましばらく待つてもらつた方がいい、そういう期間でございまして、そういう置局はそう長く待つということでもございまして、しばらく短期間待つてもらつたことにして無集配局を置いていく、それ以外の比較的地況の変化がゆるやかで簡易局でも何とかしのげるというの簡易局でやつていく、なかなか説明が不十分でございまして、そういうことにはならないんではないかと思ひます。

○永岡光治君 関連質問です。私の持ち時間であらためてやりたいと思ひますが、基本問題にきていただくわけですね。簡易局を置くところは大体標準として一人未満、一人程度の局員ですか、それを置きまして、そういう地況にしか置かないんですよ、こういう衆議院の説明ですね。附帯決議もそうなつておるんです。これは郵政大臣了承したのとおりやるといふようなことですね。いまの説明ですと、無集配局の地況でも置く、こういうことですから、全く基準が違つてくるわけですね。無集配局の置けるところでも簡易局でやるというところであれば、簡易局で安いところなんかは無集配局をなぜ置か、こういう質問が出てくるわけですね。じゃなぜ安いものを無集配局の高いものに置きかえるんだと、こういうことになるわ

けですが、そうじゃないでしょう。簡易局を置くという基準があるわけでしょう。無集配局を置くところはこの基準があつて、事務量でいえば二人以上になるでしょうね。こういうところしか置けませんよというものがあつていふんじゃないですか。ただ便宜的に置くことがあると、こういうことですか。簡易局を便宜的に置くのですか。どうも私の点あまりはつきりしないものですから、簡易局の設置基準の基本問題に触れるわけですから、私よく聞いていふんですが、私の理解の問題について抜本的に衆議院と違つた態度で参議院に臨んでいふというふうに考えなきゃならぬと思います。これは答弁の食い違い、政府の方針の食い違い、衆議院でう言つたことになり、こういうことになりかねないんじゃないですか。それはやはり基準は基準として別じゃないですか。たとえば簡易局は二千局程度あります、いまの計画。そういうものであつて、この千三百局の無集配局をその基準でこれはどこに置くかと、そういう方針じゃないですか。

○政府委員(竹下一記君) 衆議院の答弁と食い違いはないのでございまして、考え方も違つていないわけですが、先ほど申しましたのは、そのような無集配特定局を置くにふさわしいところでも、一時的に、きわめて短期間ですが、簡易局を置いて一時をしのぐということがあつてもいいのではないかと。ただし、それはもう遠からず無集配特定局に切りかえるのですから、そのほうが本体でありまして、簡易局方式はそれまでの便法という姿でやられるわけですから、いづれはほんとうのものに切りかえられるわけですから、現実的な措置としてはそういう手があつていいのではなからうか。また、地元のそれを利用される方々の立場からすれば、何も置かないで、数年間無集配特定局の開局を待つよりも、そういったことで不十分ながら簡易局を置いてもらったほうが都合であるという、そういう考え方もあるのではなからうかと思ふ次第です。

○久保等君 だから、その点を私はさつきお尋ねしているのは、特定郵便局を設置する必要があると認められるところについては、従来よりもう少し積極的に特定郵便局、無集配の特定郵便局の設置のために努力をすべきではないかということについていふわけですか。いま郵務局長の言われるように、簡易郵便局を置いて、またひとつできるだけ早い機会に特定郵便局に切りかえるのだと言われても、これはなかなかそう簡単にはいかないのではないですか。立地条件その他の問題があつて、本来ならば特定郵便局を置くならばもうちょっとの距離があるのですから、もうちょっとこのあたりに置くのだけれども、簡易郵便局を置くのだったらこっちとこっちのほうにできたのだと、特定郵便局を置くのだったらこのまん中ぐらゐのところに置くのだというようにすることが実際問題として出てくるのではないですか。そう簡単に場所を変えるといつても、当然特定郵便局が置けるような場所があるならいいのですが、やはり局間距離とか郵便戸数の問題なんかがあつて、必ずしも簡易郵便局を置く場合と特定郵便局を置く場合の地理的な条件が一致しないと思うのですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(竹下一記君) 簡易局から特定局に切りかえるといふことは、その例はかなりあるものであります。制度開始以来二百二十局、そういう例がございまして、したがうして、この簡易局から無集配局に切りかえるというのを予定いたしましたならば、そういうことを前提といたしまして簡易局の設置場所等については慎重に配慮をするといったようなことをやりまして、いわゆる計画的にひとまず簡易局をつくつておいて近い将来に切りかえる、こういうことも考えられますし、それはやはり方の問題ではなからうかと、かように思ひます。

○永岡光治君 これはちよつと僕は郵務局長の考えはおかしいと思うのですが、簡易局というものは大体事務量にしてみれば一人未満のものとして当初置くわけでしょう、大体の基準が、しかし、

事務量がふえれば無集配局に改定するということはいまでもあるし、その方針は私はそれを否定するわけではありませんが、無集配局を置いていふようなところは最初から一人未満ではないでしよう。量が多いのですよ、これは。そうすると、設置基準が一人以上二人ぐらゐになることもあるでしよう。そうすると、衆議院での答弁がおおよそ一人と、こういうことになつていふわけですか。違つたのですよ。それとは違つたのですよ。もし簡易局で無集配局を置くようなところだと、そこに置くとなれば二人以上の量があるわけですから、それでも簡易局でやれるというところであれば、これはあなただけの経費のかかり過ぎる無集配局を置く必要は経営面からいへばないのではないかと、いう反論が成り立つわけですよ。だから、私はそのうではないのではないかと。一時便法で置くといつても、便法で置くその地域はやはりどこまでも無集配局の設置基準に達するところではなくて、やはり一人未満で量をはかせるというところですね。これは当初と言つていいか、何と言つていいかわかりませんが、そういうところであるべきではないのか。最初から無集配局は二人以上のところに置くといふのは、それはちよつと簡易局の趣旨に反するのではないかと。それでは衆議院の決議や質疑応答からいって反するのではないかと、ということ、それを認められれば、あなたの答弁はちよつと食い違つてくるわけですよ。

○長田裕二君 ちよつと関連して。ただいま各委員がたいへん衆議院の決議やいままでの郵政省の御答弁との関連で心配しておられるわけですよ。まあ前の実績からいへば、確かに簡易局を置いてそれが無集配局になつたという数も、昭和二十四年以後の例を見れば、あなたのお答えのようにあるかも知れません。無集配局が五十局しかなかった時代がずいぶん続いたわけですね。しかも、窓口の需要も非常に多かつたわけですから、過去にはそういうことがあつたと思ひますが、いまこの法案が審議されている段階で、郵政省の方針として、その無集配局を設置すべき場所

所に事情があれば簡易局を置いて、その後予算が成立してから割り当てるのだ、郵政省の方針としてそういうことがあり得るというふうなお答えがあつたので、皆さん非常に決議の問題、衆議院の決議なりあるいは従来郵政省の方針としての御答弁との関連で心配しておられるわけですよ。現在そういうことでは私はないのじゃないかと思ひますが、たとえば、無集配局設置の要望がある、適格地が千三百局あるといつても、それが全部本省の段階に頭在化しているわけでは私はないと思ひます。いろいろな地況や何かの郵政局、郵便局の調査を経て、本省では千二百、三百局あるといふ確信は持つていても、現実に強い要望を背景にして、郵政局の段階を経て本省に來ているものの中、設置基準にびつたり合つていふというものが現実に千三百そこらに合つていふわけではなくて、現実にはまあ二百の倍の数とかあるいは二倍半ぐらゐの数しか私は出ていないと、経験からして考えるわけ、六年間、みんな適格地がもう郵政基準に合つたりそのほかに達しているものが六年から七年待たなければつくりえないというふうな状態でメジロ押しではない。そういう状態で、倍ぐらゐあるいは倍半ぐらゐはあつても、一年か二年待てばそういう郵政基準に合つていふもの、適格地のものはもうつく。そういう事情が片一方にある。片一方には簡易局の適格地というものに簡易局をつくるという方針があつて、したがつて、二、三年先に無集配局にすぐなるというふうなところについては、まず簡易局をつくつてくれ、それから無集配局にしてくれといふのは、これは非常に例外的にはあるにしても、省が郵務局長の答弁として方針のように、そういうことも一つの段取りとして組織的に考えるのだというほどにはない。だから、方針としてはないというふうにお答えができませんが、ちよつとお答えをしていただいて、早く皆さんの御心配を解消していただきたいと思ひます。

○政府委員(竹下一記君) また非常にむづかしいお尋ねがございまして、何と答えていいか困っているわけですが、こういう気持ちです。無集配を置いたほうがよろしいと私も考えるし、地元の御要望もある場合に、なにも私のほうは無集配は予算の都合その他で置けないから簡易局でやらないと、無理押しをして強引に簡易局でやらないと、そういうことまでは考えておりません。ただ、地元の皆さん方が、むしろそのほうがいいというふうなお気持ちを積極的に持つてこられる場合にはそれを受けざるを得ないのであります。それはだめだ、これは無集配の置かるべきところであって、あと六年か十年先に無集配を置いてやるからそれまで待ちなさい、こうも言えないものですから、それまでの一時の便法として簡易局方式、これはもちろん従来から見ますと十分ではございませんけれども、そういうしわざのやり方をやることもありますということ、まあ非常に間に詰められればそういう知恵も授けてあげることあるのか、こういうことです。

○永岡光治君 その場合には、事務量はば一人程度でしょう。その場合には二人以上の量ではなくて、やはり一人程度のものでしょう、簡易局というの。○政府委員(竹下一記君) これはもう事実を申し上げますと、事務量がまるまる二名あるところはこれは絶対無集配局です、これは今日までの取り扱いからいたしまして。○久保等君 少しまだ質問が残りましたが、また午後若干質問をいたしたいと思いますが、ちょっと途中でずからお尋ねしておきたいと思うのは、簡易郵便局を設置すべき設置基準に合っているところが約二千二百ぐらいあるといわれておりますが、これはどういふ根拠で二千二百という数字が出てきたんですか。先ほど来質問されておる、現在は無集配特定郵便局はない、したがって、簡易郵便局を設置する必要があるところが一体どのくらいあるだろうかという調べた際に、そういう無集配特定局でも置かなきゃならぬようなところ

だけでも、簡易郵便局を地理的に点々と置いていく、そういったところも含まれてそれで二千二百という数字になっておるのかどうなのか。この二千二百というものは特定郵便局を設置すべき場所はもう全然除外してしまつてそれで二千二百という数字が出てくるのかどうか。この簡易郵便局の二千二百という数字の出た根拠、これをちょっと御説明願いたいと思います。

○政府委員(竹下一記君) 簡易郵便局の設置標準というのがございまして、これはもよりの窓口から八百メートルの距離があつて、利用する戸数が二百戸あれば簡易局が置けるということになっております。かつ、もよりの郵便局からの距離がだんだん遠くなるにしたがひまして、郵便戸数が減少していつてもよろしいということになっております。五千五百メートルの場合に百戸というものがこのリミットになっております。この基準がございまして、この基準で各郵政局が図上で案じまして求めた場所が、先ほど申しましたように二千二百戸――昨午が二千二百でございまして、ことしは二千二百ぐらいになっているようでございますが、そういふ数が出てくるわけでございます。片一方のほうは無集配特定局との触れる面があるんですけれども、無集配のほうには設置基準が別になっておりまして、これに接触する面は大体市街地でございまして、無集配につきましてはもよりの窓口から二キロ、郵便戸数六百という標準がございまして、それをまず、これも図上で案じまして、無集配の置る場所を求めまして、そのあとで今度は簡易局の設置標準というものを基礎にいたしまして、この無集配局と接触、交錯しないような方法で場所を求めれば簡易局の設置場所というものが出てくるかと思ひます。

○久保等君 だから、結論としては、特定郵便局の享便地域と簡易郵便局の享便地域とはダブっていない、ダブらせないようにしてはじき出した数字だというように理解してよろしうございしますか。

○政府委員(竹下一記君) そうでございます。○久保等君 簡易郵便局の設置基準の問題で、いま御説明があつたように、局間八百メートルですか、それから郵便戸数二百戸という基準で簡易郵便局を設置するというのが、私はその实际需要が、需要というか利用物数ですね、郵便物数あるいは件数、そういったようなものを全然抜きにして、ただそういった地理的なあるいは戸数だけ、そういったものだけでは設置基準としては根拠があまりどうも強くないのじゃないかという感じがするので、同じ二百戸あつても、二百戸で実利用する度数が多いか少ないかというのには相当開きがあるだろうと思うのですが、ただそれだけで設置基準をきめておるのもどうも不十分じゃないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(竹下一記君) せっかく設けましても利用がなければ意味がないわけでございます。いま申しました八百メートル、二百戸というものは、過去の実績、経験等からはじき出しまして、それだけのもよりの窓口からの距離があり郵便戸数があればまずまずある程度の利用があるのではなからうかという、まあ経験からまいりますところのものを基礎にして考へて決定したわけでございます。

○委員長(近藤信一君) ちょっと速記とめて。〔速記中止〕○委員長(近藤信一君) 速記をつけてください。午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後二時までは休憩いたします。午後零時五十六分休憩

午後二時九分開会  
○委員長(近藤信一君) ただいまから逓信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、簡易郵便局法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
本法律案に対し質疑のある方は順次御発言願ひます。

○久保等君 簡易郵便局法が制定せられて十年余りになりますが、年々簡易郵便局を設置してまゐつておる反面、簡易郵便局が廃止になっております局数をトータルすると、四百八十五局ですから、これはどういふ理由でこういう廃止局数が出ておるのか、できるだけ簡潔にひとつ御答弁願ひます。

○政府委員(竹下一記君) 四十五年二月末日までに五百局が廃止されております。そのおもなるものを申し上げますと、近所に無集配特定局が設置されたに伴つて廃止されたものが二百十二局でございまして四二%の率になっております。その次は町村合併等がございまして、団体の施設がなくなつたというふうな事情から廃止に至りましたものは九十七局でございまして、それから取り扱い事務量がきつめて僅少になりました、これは地況の変化があつたと思ひますが、簡易局を置くに至らない程度の地況になりましたために廃局しましたものが百二十五局ばかりでございます。それから炭鉱が閉山になったりダム工事が完成したといったようなことで廃局になりましたのが八局、事故、犯罪のために廃局いたしましたのが十一局等々でございます。

○久保等君 事故、犯罪というのはどういふ事故、犯罪で廃局になったんですか、事故、犯罪の中心をちょっと説明願ひたいと思うのですが。

○政府委員(竹下一記君) はとんどが貯金の取り扱ひでございまして、貯金されましたものを横領したという事件が八件ございまして、為替金の横領が一件、資金横領が二件、そういうことになっております。

○久保等君 こまかくお尋ねすることは省略しますが、金額的にはどの程度にトータルでなおりますか。

○政府委員(竹下一記君) 大きい被害で申しますと四百七十余万円というのが一つございまして、小さいのは一万円というのもございまして。総額はちよつと出してございせんが、時間をお借りし

ましたら、総額をいま出します。

○久保等君 それからこの廃止になった中に解約申し出というのがあるようですが、これは一方的にどういふ事情で解約申し出があったのか、その事情を少しお尋ねしたいと思うのです。

○政府委員(竹下一記君) これは受託側、つまり市町村あるいは農業協同組合等におきまして、これ以上の継続を望まないということでございますが、おそろく取り扱い事務量が少ないということが大部分の原因ではなからうか、かように存じます。また、もう一つの事情といたしましては、簡易郵便局を継続するにつきましては施設の提供をしなければなりませんし、職員をそのほかにさかなければならない、相当程度の経済的な負担があるわけでございますが、取り扱いの事務量に対して片一方の経済的な支出とを比較いたしましたして、市町村としては負担が重過ぎるというようなことから解約の申し出になってきたものと思われまします。

○久保等君 現行法からいけば、委託は午前中もちょっとお尋ねいたしましたように、地方公共団体、ないしは協同組合なりあるいは農協、漁協、こういうところと限定をされているんですが、現状はそういったようなところがさらに個人に委託というか、役場等でその従業員を嘱託という形で関係をつくって、そうしてその嘱託者に実際の仕事はやらせるといふふうになっておるのが相当数にのぼるようですが、こういう嘱託というか、実態的には再委託というか、そういう形になっていくんだと思うのです。こういう形のは、この簡易郵便局法が制定された当初から実行せられていたのか、あるいは簡易郵便局法が施行せられた後、ある程度期間を置いて、こういったような形になってきているのか。実際は個人が委託を受けてやっていると変わらないような簡易郵便局制度というものが現実にあるんじゃないかと思うのです。この間の経緯を少し御説明願いたいのですかね。

○政府委員(竹下一記君) いまおっしゃいますような形のもの、簡易郵便局三千三百ばかりの中で約三分の一あるように思われます。これは当初はそういうことでございまして、私もが予定しましたように、地方公共団体あるいは農業協同組合等が受託をいたしまして、その職員が事務の取り扱いをやるといったような姿でやっておったと思われまします。今度時間の経過します中で、いま申しましたような姿、そういうものがだんだん出てまいりました。いつからそうなってきたかというところにつきましては、正確に記憶をいたしませんけれども、次第にそういうふうに移っていったように思われます。そういうことが世間にございまして、新たに簡易郵便局を受託する場合に、最初からそういう方式をとりまして、そういう形で受託をすると、そういうケースも出てきたように思われます。

○久保等君 そのこととありますが、郵政省のものには何らそういったものにタッチしないが、自然のうちに、自然発生的にそういう形に移行したというふうな御説明に受け取れるのですが、そういうことですか。それともこういう形でやりたい、自分のところの職員を實際使って簡易郵便局を運営するわけにはまいらないから、あるAならAという特定の個人にひとつやらしいかというふうな話があったやつのか、普通考えれば、当然郵政省がそういったことを事前に了承を与えるというか、許可を与えるという形で移行したというふうな理解するのが常識的ではないかと思うのですが、とにかく特定の仕事だけやっておれば、それがやってもかまわない、看板さえ役場なり漁協、農協等の組合という形になっていけばいいという考えですか、そこらはどういうことですか。

○政府委員(竹下一記君) 簡易局の委託契約の相手方は、これはあくまでも法律に書いてございまして、地方公共団体もしくは協同組合ということとございまして、それ以外の話はしていいわけでございまして、それがいまして、嘱託というやうな形で、仕事は非常に個人色の強い運営のやり方といひますのは、あくまでも委託を受けました団体の内部事情によるものでございまして、省といたしましてはそのことにつきましてはあずかり知らないという形になっております。省といたしましてはあくまでも受託団体の理事者、責任者を相手といたしておるわけでございまして。

○久保等君 そこらは少し私は考えなければならぬ点じゃないかと思うんですが、簡易郵便局法の第十二条を見ますと、「委託事務取扱の基準」という条文があります。「受託者は、公共の利益のため、誠実に自ら委託事務を行わなければならない」と、みづから委託事務を行なうという解釈なんですが、看板さえ、役場なりあるいは農協その他の団体の名義にさえなっていれば、あとはどうなっておろうと関知しないんだという一考え方で、この第十二条というものが解釈できますか。

○政府委員(竹下一記君) みづから誠実に営むということばでございまして、これは委託を受けました市町村あるいは協同組合の責任者の方が責任を持ってやってもらおうという意味合いに私はどもは解しておるわけでございまして。したがって、理事者御自身が簡易局の仕事をする場合もございまして、その団体の職員を使つて事務を取り扱わせる場合もあるわけでございまして、いかなる場合にしても、簡易局のことについては、受託者である団体の責任ある方が全責任を持ってやっていたら、こういう意味合いでございまして。

○久保等君 そこらは法解釈が少しずれておると私は思ふんですが、少なくとも「自ら」というところは責任問題とはまた別問題だと思ふんですが、それが、何と言いましても、同じ庁舎の中で役員あるいは職員がやっておれば、これは問題ないんです。ところが、相当距離を離れたところ、全く役場とは関係のない形で建物どこか一部を借りて、しかもやっておる人は、全く役場の職員でも役員でもない。委託関係があると言えどもこれは委託関係はもろろあるんでしょ。嘱託関係もあるんでしょ。しかし、それは少なくともみづから誠実に郵政関係の仕事をやっておるという執行体制では私はないと思うんですね。

○政府委員(竹下一記君) 所有権の所在までは実は調べておりませんが、いま申しました三千三百局は、おそろくはその取り扱い者の所有に属するものと想像いたしております。

○久保等君 簡易郵便局法を制定した当時の考え方と、現実運用せられておる現在の実態というものは、相当私は変わってきているんじゃないかという気がいたします。いまお話を聞いたように、先ほどちょっと私が申し上げましたように、とにかく郵政省として委託している相手方といへば、法律に定められた団体ということになっておるんですが、実際の運用は、そういった団体の関係者でない、全く団体関係者以外の人、それとの間の委託関係というか、嘱託関係というか、そういう関係によって簡易郵便局が運用せられておる。さらに施設もいま御答弁があったように、その運用しておる個人がその施設を持っておる。したがって、場所もおそろく少なくとも役場その他の団体と場所を異にするところにあるのじゃないかと思うのです。そういうふうなことになるてきまして、しかも、それがいつからかよくさだかでない、それから、要するに役場の、まあ向こうさんの考えでやっておられることで、その内部まで立

ち入ってどうこうタッチをしておらないし、よくわからないという先ほどの御説明なんです、それで少し郵政事業を扱う、しかも責任を持つ郵政省としては、私は多少無責任じゃないかと思うのです。仕事さえうまくいってれば、中の実態がどうであつてもいいんだというのでは相ならぬと思うのです。ということは、簡易郵便局制度ならば制度というものが、一体、今後どう推移していくか、また一体どう考えていかなければならないかというところは、そういう実際の運営がどうなされておるかということまで郵政省が少なくとも把握していなければ、仕事さえうまくいっていいのだ、あとはだれに委託しようとか、それに委託しようとか、そんなことはもう関係ないんだ、あるいは関係ないとは言わぬけれども、とにかく無関心でもいいのだということにはならぬと思うんです。早い話が、今度のようなこういう法改正をするとするならば、これは実態を把握した上に立たなければ法改正だつてあり得ないことだと私は思うのですがね。だから、仕事さえうまくいっていいばいいというふうな——その仕事も必ずしもうまくいっていないので、先ほどお尋ねした、たとえば事故だとか犯罪だとかいふような問題も出てくるわけですね。一体それがいかなる理由によつて出てくるかということになれば、その嘱託関係なり委託関係なり、少なくとも郵政省が手が届かない分野における実態がどうなつておるか分からないで犯罪防止、事故防止と言つてみたつて、これもナンセンスだと私は思うのですが、したがつて、少なくとも郵政事業というものがどういう形で、実際どういうふうに行なわれているか、これは私は十分に把握していなければならぬ問題だと思うのですが、どうですか。

○政府委員(竹下一記君) 先ほど千三百局ばかりにつきましても、たいへん個人色の強い形で運営が行なわれておると、こういうように申しましたけれども、さればとしまして、受託者である市町村あるいは協同組合が全然局務を顧みないかと申しますと、そうではございませんで、契約書に盛りれておりますところの義務は果たしてもらつております。月に一回でありましたか、現金監査をやるといふ契約でございますが、これは理事者あるいはその代理の人が行きまして厳格に簡易局の現金検査をやる。そういう義務づけもございまして、特に事故、犯罪の発生につきましても、これはもう受託者が責任を持ってやつてもらわなければならないというところは、契約書もございまして、けれども、繰返しそういう注意はいたしておりますので、最終的な責任というものは、正当の受託者である団体が負う、この一線ははっきりしておるわけでございます。そういう形で今日までやつてまいりましたが、さしたる支障もなく、もちろん事故、犯罪が皆無というわけではもちろんございませぬけれども、わりあいと順調に良好な仕事ぶりできておるようになつておるわけでございます。

○久保等君 郵政事業というものを、少なくとも郵政省が責任を持って運営をしていくということになれば、簡易郵便局自体がどういふ運営がされておるかということについて、これは郵政省は当然、私は関心があるわけではなくて、実態を、終始というか、始終把握をする立場にあるんじゃないかと思うんですね。ただまあ運営は、郵政省がみずから、経済的な問題その他を考へて、やらないにしても、いま言った実際の運用者そのものが、当初予想しておった人とは全く違つた人がやつておるといふこともあり得るわけですね、ただまあ何とか間に合つておるといへば間に合つておるんでしょけれども、そういう関係ですね、委託関係のことについての実態だけは、当然郵政省が知つていなければならぬ問題じゃないかと思うんですね。いまのような、いつからだれにどう移つていったかわからないというふうなことで、郵政省そのものが怠慢だと言われても私は弁明の余地はないんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(竹下一記君) 私どもが把握しておりますところは、いま申し上げたようなものでございまして、正確なる実態把握をしておるものと思ひます。

○久保等君 まあ実態把握というか、そういう委託関係の問題についてもきちつと少なくとも郵政省なり、まあその郵政省というところは現場の局を含めての話であります、無集配特定局ですか、あるいは特定局、そういうところとどういふ関係についてきちつと了承しておるというか、了解を与えておるというか、そういうことを少なくとも私は手続的にも踏むべきだと思ふんです。職員がやり、役職員がやれば法律に規定してあるとおりなんですからこれは問題ないと思ひます。しかし、それ以外に何かやらせるといふことであるならば、その関係というものは少なくとも郵政省に届け出るか何かして、きちつとそういう手続関係を踏むべきだと思ふんです。その点はいかがですか。

○政府委員(竹下一記君) その点につきましては、私説明が足りなかつたわけでございます、契約書の中に、その団体の職員の中で簡易局の事務を實際に取り扱う人の氏名を書き込むことになつておりますから、事実上の事務取り扱い者がだれであるかということとは郵政局よくわかつておるわけでございます。

○久保等君 それならば、その職員でない場合の、嘱託という関係なら嘱託という関係のその人の名前がわかつておるわけですね。

○政府委員(竹下一記君) 私がいま申し上げましたのは、その嘱託になつておる取り扱い者の人の名前でございます。

○久保等君 まあそれならそれでわかります。だから、その問題が、何か嘱託の場合については、正規の職員なり役職員でなければ、嘱託という関係についてはわからないような御答弁だつたんですが、いまの御答弁でそういうものはきちつと事前に届け出られて、具体的な個人の事前もきちつと掌握しておるといふお話ですから、それならそれでわかりました。

それで、簡易郵便局を設置することについて、積極的にこれを設置するようなことについて郵政当局ではこれを奨励していくというような態度を従来とつてこれらたんですか。どういふことで簡易郵便局が現実に設置せられてきたのか。非常に強い地元からの陳情、要望、こういうふうなものに基づいてやつてこれられたものなのか、先ほども伺つた、例の設置基準に該当するところにはひとつ置いたらどうですかというふうなことで勧誘をして、それで簡易郵便局を設置するような方針をとつてこれられたのか。簡易郵便局を設置する場合にとつてきておる郵政省の態度なり方針、これをお聞かせ願ひたいと思ふんですがね。

○政府委員(竹下一記君) 地方では自発的に何らかの郵政窓口機関がほしいという希望を持ちまして、そういう要望を持ってこれられるところもあるわけでございます。郵政局といたしましては、そういう要望を受け付けると同時に、何も言つてこれられないところでありまして、郵政局として地図を案じまして、窓口を置くにふさわしい場所、簡易局を置くにふさわしい場所がありまして、ときには、そのことを地元の方々に知らせまして、簡易局を置いたらどうであらうかというふうなおすめもしておるといふのが実情でございます。

○久保等君 そのおすめをしたのが、たまたま使つて個人がやられたようなことに発展をしたんじゃないですか。

○政府委員(竹下一記君) おっしゃいますことは、郵政局の方で勧奨すると、地元の方では郵政局の勧奨があるものだから、やむなくそれを引き受けざるを得ない、そういう中から先ほどの再委託といつたような案が出てきたのではないかと、こういうお尋ねかと思ひますけれども、私どもは必ずしもそういうふうには考えないのでありまして、地元の方から簡易局を置いてもらいたいという非常な熱意を持ってこれられたところ、これは制度開始以来間もなくそういうところは幾つも簡易局を置いたわけでございますけれども、

そういう中から先ほどのような再委託のものが出来たという事情を考えますと、必ずしも郵政局の勧奨にその原因があるというふうには思わないわけでございます。

○久保等君 それじゃ最後になりますが、手数料は幾らになっておるのか、その手数料の中に基本額というふうなものもあるようですが、そういった手数料の中身の金額をそれぞれひとつお聞かせ願いたいと思うのですが、同時に、その算出根拠のようなものもあわせてお願いいたします。

○政府委員(竹下一記君) 手数料は、基本額、取り扱い手数料、加算額の三本立てになっております。四十五年度の予算について申し上げますと、一局平均月額といたしまして、これはお手元の資料の三十二ページに書いてございますが、二万八千三百五十七円という数字になっております。手数料の申身について若干簡潔に御説明申し上げますと、基本額、これは数字を申し上げますと一万四千九百七十円でございますが、これは簡易局を開局するに必要な経費でございます、取り扱い事務量のいかにかわらざる必要なるいは固定費に相当するものでございまして、局舎備品費、準備、整理の人員費、そういったものでございまして、それから取り扱い手数料は、取り扱います事務量にに応じて支給されるスライド的な手当てでございます、郵便ですと一件十三円、貯金ですと一件二十一円の単価を取り扱いの事務量に掛けまして得られました数値でございます、これは一万六千四百円という予算単価になっております。それから加算額は、数字で申し上げますと月額三千三百二十三円でございますが、これは貯金及び保険の契約を取りました場合の募集手当、扱います現金の現金手当相当分ということになっております。

○久保等君 この基本額について、一万四千九百七十円、これだいたいどこかい数字もついているわけなんです、いろいろこまかい数字があるんで内訳というか、算出根拠というのがあるんでしょうね、若干それをお聞かせ願いたい。

○政府委員(竹下一記君) たいへんこまかい説明になるわけでございますけれども、基本額の中に入っているございまして、薪炭費、雑用費、光熱費、局舎料、準備、整理のための人員費、こういったものがございまして、非常に大ざっぱに申し上げますと、無集配特定局の維持のためにもこういった経費は要するわけでございますが、その大体七割見当を見ているわけでございます。局舎料を例に申し上げますと、無集配特定局の場合は、たしか十七坪でございますが、それに対して簡易局の場合は五坪というものを予算単価として見込みまして、その維持費を出しておると、こういうことでございまして、取り扱い手数料につきましまして、これは無集配特定局において現実に採用しております単価を数値的に求めまして、それをやはり簡易郵便局の基礎の数値として採用してございまして、これは少しこまかくなるのでありますが、定額貯金、定期貯金の預入額の千分の六とか千分の三とかいったような、これは一般の郵便局の場合に用いておりますところの率を使つて加算額を算出してございまして、少しこまかくなりまして説明が不十分でございますが、以上でございます。

○久保等君 最後に、この手数料を少し引き上げるといふような予定でもあるのかないのか、当面、手数料の値上げ問題についてどういふふうに考えておるのか。

○政府委員(竹下一記君) 手数料は、基本額及び取り扱い手数料にいたしまして、ここ数年、毎年と申していくらかの率を上げております。やはり一年おきに物件費も上がりますし、ベースアップもありまして、そういう一般の経済情勢、物価情勢を勘案いたしまして、予算措置をいたしまして値上げをしてきておるわけでございます。先ほどの基本額二万八千三百五十七円と申しますのは、前年の予算単価に比しまして一一・三％のアップになっております。

○久保等君 いいです。私は終わります。

○森勝治君 引き続き簡易郵便局の問題について質問をしてみたいと思うのでありますが、そもそも簡易郵便局法の改正案が提案されてから、今度で、御承知のとおり四度目でありまして、五十五国会、五十八国会さらに五十九国会で、六十一国会では、ということでありまして、本来ならば、こう累次にわたる廃案等の場合は、いわゆる審議未了の場合は、常識的な判断をもっていたしますならば、これは私の言う常識です、私側から言う常識的な判断でありまして、常識的な判断をもつていたしなれば、これは改正提案というものは断念してしまふべきものというふうな今提案をされた。まさにそれは強引そのものであります。こうなりますと、私は、一國の最高の權威をつかさどる国会というものの權威の問題も、この辺にいろいろの問題が波及してくるような気がしてこの点をどうお考えになっておられるのか。これはもちろん基本的な考え方を伺いたい。

○國務大臣(井出一太郎君) まあ私の顔も三度とみれば、少し顔を洗つて出直したらどうかという御趣旨のようでありまして、まあ私としましては、前大臣からの申し送りでもございまして、かつはまた、前回の国会を考へてみますと、衆議院においては御論議の末に通過をさせていただいておる、こういう経緯も考えましたときに、やはりこの法律の必要性といひますか、この段階においてぜひ実現をいたしたいと、こういう気持ちで提案をした次第であります。

○森勝治君 いまの大臣の御答弁だと、非常に他力本願的な御答弁、衆議院のほうでそうやったからお願ひしたと、こういうわけでありまして、そういうなまやさしいしろものではなさそうでありまして、したがって、このように強引に再三再四にわたって提案される趣旨、目的というものが那邊にあるのか、私はこの点も聞きたいのです。

○國務大臣(井出一太郎君) 強引とおっしゃいます、やはり現状を考へてみましたときに、約二千ぐらいこれを設置すべき場所もある。そういう主としてこれは僻地の地でございます、そういうところの利便におこたえをしなければならぬ、これが一番中心課題であらうと思つております。

○森勝治君 私の立場から申し上げますならば、立法的な疑義を解明せず、そちらはそちらで、といて、再三再四提案されている、そういう点が非常に明確に欠けているという事です。いまだうも大臣は、あげ足を取るようで恐縮であります、再三再四強引に出してきていたのは、私の強引というこゝとを大臣も本意ながら受けとめたいというのであります、衆議院で審議が済んだから、いまは二カ所にとわたる新規希望があるからと、こういう本論の本質というものを少しも触れないで、外郭ばかりをなでている気配がありますね。私はそう思うのです。だから、まず国会で、このように審議しないで廃案に当時五十五国会でなりました、御承知のように。そういう点からいまして、やはりこれも歴史的な過程があるわけですから、国会で再三にわたって廃案にしたものを四たび出してきたというの、そこにやはりそれ相対の郵政の固い決意と申しましょうか、あるいは郵政の立場からいえば、時代に即応という、ことは平面的なことばで説明されるかもしれぬけれども、そういう何らかのよつてきたる根拠というものがあるはずなんです。ですから、それをひとつもう少し明確にお示し願いたい、こう申し上げておるのです。

○國務大臣(井出一太郎君) 先ほどお答えをいたしましたことに尽きるのでございまして、どうも森委員の言われるように、何か別に魂胆があるわけでもございませぬ、まあ従来のいきさつもございまして、当面やはり窓口業務を広範に広げることによって国民大衆の利便をはかる、これに尽きておると思ふのであります。

○森勝治君 それでは大臣に角度を変えてお伺いしましょう。御承知のように前々大臣以来、郵政

公社化案なるものが省の内部でも省外におきましても論議されているわけでありませぬ、御承知のとおりでしょう。その問題と、この簡易郵便局というものは、この公社化案というもののの中にどういう機能的な位置づけをするつもりなのか、当然それの一端として論議されてしかるべきものだとは私は考えているわけです。

○国務大臣(井出二太郎君) まあ簡易郵便局というものは、すでに十年余りの歴史を積み上げておるものでございませぬ。一方、公社化の問題は昨年答申をちょうだいをしたと、こういうことであつて、これはまあ必ずしも同じ体系というふうには考えなくともいいと思うんであります。そうして今回の改正案は、市町村であるとかその他の公共団体であるとかというものの従来限定をされておりましたものを個人にまで広げるということでございまして、その法体系というものと公社化の案とは、まあ必ずしも関連があるものではないかろうと、同時並行的に考えていいのではないかと思つております。したがって公社化の問題は、省内にも検討機関をつくつて慎重にこれを吟味しておるさ中でございまして、かりに公社という方向を踏み切るといたしまして、この簡易郵便局は、その公社という方向の中で、そうなつた場合は、それなりに位置づけが可能であらうと、かように考えます。

○森勝治君 大臣はいま、この簡易郵便局というのは郵政公社化という機構とは別個に考えるべきだ、こういうふうな御発言なさつたと思うんですが、そういう発言だというふうな受けとめてよろしうございませぬか。

○国務大臣(井出二太郎君) まあ別個ということばの意味であります。私は、先ほどちょっと同時並行的にというふうな申しましたが、簡易郵便局はこれなりに進めていってしかるべきであらう。そして公社化の問題が具体化するという場合には、その中におのずから占める地位というものがあつて得るであらうと、こういうふうな考えるのであります。

○森勝治君 そもそも郵政公社化というものは、単に看板の塗りかえだけにどまるしるものではないと私は思うのであります。したがって抜本的な機構の改革というものが当然その中に含まれてしかるべきもの、簡易郵便局というこの制度も、そのいま論議されている郵政公社化案の全般の中の一つのものとして、総体的な中で論議がかわされてしかるべきもの、私はこのように考えているわけなんです。したがって、やはりこの郵政の事業の近代化という、この一環から簡易郵便局というものをどうしても切り離すことはできない。簡易郵便局というもののほうが抜け出したくても、このワクの中から、いまの段階では事業の近代化のワクの中から、構想の中から抜け出すことができない。しからば、その全般的な事業の近代化という構想の中では是非論議されてしかるべきもの、こういう考え方が是認されるものとするならば、この公社化案はいま作業の過程であるでしよう。あるいはまたデスクプラン、論争の域を出ないかも知れない。しかし郵政近代化という国民の期待される郵政事業のあり方を求めて、皆さんは一生懸命努力されておるわけですから、何もせつかに、四回も国会でそういう問題になつておるわけですから、何もこれだけばんと出さずして、全般的なワクの中で当然考究をされてしかるべきもの、私はこう考えておるのです。

○国務大臣(井出二太郎君) まあ森さんのようなお考え方もあり得るでございませうし、また、われわれのように公社化というものがまだ決定的な段階にまでなつておらない、その時点において、これはこれなりに、簡易郵便局をどういう形でさらに増強をしていくというたてまえもあるであらう。そしてそれはわれわれのつとめである後の方針も、もしかりに——後者というのとはあとのほうでございませぬ——あとのほうの方針も、公社化ということに踏み切つた暁においては、その中へ取り入れて、一つの全体の体系の一環として処理することができ得るであらう、かように考えるわけであります。

○森勝治君 これは担当局長にお伺ひしてみたいんですが、法第一条及び提案理由の説明の中では、郵政事業の役務というものをへんびな地方に広め、住民の利便に供する。そういううたい文句になつておるわけですが、それでは簡易郵便局というものによつて、特に今回は個人に委託をするわけでありませぬから、そうした個人の委託によつてどれだけのリットをもたらすのか、その辺を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(竹下二記君) 現在、簡易郵便局は全国で三千三百ばかり設置されておるのでございませぬけれども、なお二千ばかり簡易局を置いてしかるべきところもございませぬし、地元からの要望も強いものもございませぬ。ところがその実態をながめてみますと、簡易郵便局法が予定をしております受託者の相手方である市町村あるいは協同組合等の施設がございませぬところは、先ほど申しました二千ばかり所ばかり中の七割がそういった施設がございませぬ。そういうところにはこの簡易郵便局の委託契約を取り結ぶ相手方がいませぬので、簡易局を置けないということになつてきておるのが実態でございませぬ。

それからあとの三割は市町村あるいは公共団体の施設がございませぬけれども、これは何らかの事情がございまして、受託の意思がない。受託していただければありがたいんですが、そういう意思がないと思われるところでございませぬので、これに對しましても簡易局を置く手だてがもうないわけにございませぬ。これはどうして解決をするかと申しますと、やはり個人委託の道を新しく開くというところによつて、委託契約を取り結んでいくという、そういう方向しかないわけにございませぬ。

○森勝治君 ですから、個人委託によつてどの程度の効果をもたすことができるかということ、それを聞いておるのです。

○政府委員(竹下二記君) やはりへんびな地域に從來よりも大幅に郵政事業の窓口の設置ができる、そういうメリットがあると、かように存じます。

○森勝治君 さらに聞きたいのであります。今回の法改正の内容を見ますと、「営利を目的としない団体」という表現を削つて、「この法律で定める者」と、こういうふうな改める提案をされておるわけですが、この辺の趣旨はどういうことですか。営利を目的とする人々の手にゆだねてよろしいというふうな、郵政当局が常に得意なことばで言う広義に解釈すると、そういう理解も成り立つわけですが、そういうふうな読みかえてよろしいですか。

○政府委員(竹下二記君) 第一条には從來御指摘のように「地方公共団体その他営利を目的としない団体であつて」という縛りがございまして、それを第三条で制限列挙的に地方公共団体、農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合と、こういうふうな制限的に列挙をする、こういう方式をとつておつたわけなんです。今度新たに委託の対象を個人に広げまして、それを法律で規定するわけですが、これは法律の条文をどういうふうにつくるかというきわめて技術的な問題になるわけにございませぬけれども、從來のように、第一条に大まかな方針を示して、第三条にこまかい縛りを制限列挙的にやるという方式もございませぬけれども、個人を入れるとすると、第一条の表現がとて複雑になるということも考えまして、第一条はこの際「地方公共団体その他」といったような簡明なる表現にいたしまして、第三条のほうに受託の対象となるべきものをほつききり明記する、こういう方法をとつたわけにございまして、いまおっしゃいましたように、この「営利を目的としない団体」云々という字句を削除することによりまして、今後は営利を目的とする個人あるいは団体、そういうものが受託の対象になるおそれがあるのではありませんかという御懸念は、実は要らないものだとも考えております。

○森勝治君 要らないといつても、文章というのは、特に法律の文章というものは古来冷たいものです。紙背に徹するということがありますが、

紙背に徹するほど熟読玩味いたしました。裏解は許されません。法は、御承知のとおりであります。したがって、従来は、いま申し上げたように、営利を目的としない団体のみ委託をしておいたやつを、それをことさらに削ったわけですから、利潤を追求しようとする団体でもよろしいという解釈が成り立つでしょう。御心配、御懸念御無用などと言っておるが、そういうことができません。じゃありませんかと私は言っておるのです。いままで営利を目的としない団体を対象としていた、昭和二十四年に委託した、いまから二十一年前に委託したわけでしょう。それで、そこが、それを削ったんですから、営利を目的とする団体だって、あるいは個人だってよいじゃないかと、私はそれを聞いているのです。そんな心配ないとおっしゃるが、心配があるから聞いているのです。

○政府委員(竹下二記者) そういう御懸念もあるかもしれないということを考慮いたしまして、法律では第三条に地方公共団体二番、三番、四番と、従来掲げておりました団体の次にはつきりと「十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人」という表現をいたしまして、これこれの個人に限ると、こういう一項を加えておるわけでございます。したがって、受託の相手方はこの五つの項目、掲げられました五つの団体及び個人であると、それ以外にはあり得ないということでございます。おっしゃいましたような利益を目的とする団体が入り込む余地はないと、そういうことを十分考えましてこういう条文をこしらえてあるわけでございます。

○森勝治君 私がお伺いしているのは、利益を目的とする団体及び個人ということですが、したがって、いまあなたがいくつも読み上げた第五号の個人の問題に關しまして、社会的信用を有する者、郵政の窓口事務を遂行する任にあた得る者という精神規定があるわけですね。ですから、そういう精神規定に、条件にかなう者の個人であるなら

らば、利潤追求を旨として郵政と契約を結んでも可能ですかと、そういう意味のことを聞いているのです。取り違えられると困るのです、すうかえられと。

○政府委員(竹下二記者) そういうことでございまして、私のほうでちょっと誤解があったわけでございます。この第三条の五に掲げてあります個人は、十分な社会的信用を有する、また窓口事務を行なうための能力を有する個人でございませうけれども、これは裏の解釈をいたしましては、この個人は必ずしもこの仕事に専念をしなければならぬというわけのものではないと、別に、兼業の形で、何か仕事を持っておられてもよろしいという意味が、この中に含まれておるわけでございます。ただし、利益を目的とする団体はいかなる場合にもこれには入らないと、こういう意味合いでございませう。

○森勝治君 だから私は聞いているんです。兼務、兼職を許しておるわけでしょう。衆議院でも片手間論争が出たでしょう。島本君と大臣の間です。ね。前大臣との間で片手間論争。島本君はこれは片手間でできるじゃないか。大臣のほうでは片手間とは失敬だというふうなことで、やり取りがあったでしょう。兼務兼職がきくのだから、よその仕事とどんどんやれるのです。その合間に、合間と言ふとまた失敬だと言ふかもしれないが、合間に仕事できるのですから、損することはだれもやらないでしょう。社会公共の美名をもっているとして、今日のように物価高騰の時代には、精神規定だけでは、社会奉仕だけではやっていけないでしょう。したがって、あれでしょう、金もうけのためにやることもできるのじゃないですか。特にあなたには質問しないのに兼務兼職きくと。言葉にすれば、この人を専業にして、それで社会公共のために、郵政事業の推進のために、一定の給料でも俸給でも、報酬を与えて、やってもらおうというならいざ知らず、兼務兼職がきくのですから、利潤追求をもって目的としたって可能でしょう。これを聞いているのです。私は、

○政府委員(竹下二記者) 兼業という形で簡易局の運営をやっていたというケースは非常に多からうと思いますが、簡易郵便局の運営につきましては、これは営利の対象にされては困るのでございまして、またそういう手数料は差し上げないことになっております。あくまでも国家事務の一部をやっていたとしますと、公共的な一つの使命をもった仕事をやっていただきますと同時に、省のほうにいたしましては、簡易郵便局の仕事の実体に見合う実費的な手数料は差し上げると、こういううたてまえにはいたしておるわけでございます。すけれども、これを営利の対象にしていたら、手数料のほうでもそういう趣旨の手数料は差し上げない、こういうことになっております。

○森勝治君 営利の対象にしないと言いつつ、手数料を差し上げるといふことばあなたに立証されているじゃないですか。何かそれは億万の富を蓄積するようないふことばを適用するのにはあながち不適当なところがある。しかし手数料というものは、当然そこには何かの報酬を与えるわけですね、それで、いまから二十年前の当委員会における速記録をこへ持ってきておるが、時の郵政大臣はそういうことを言っていないんですよ、あなたみたいなことを言っていないんですよ。違うことを言っておる。時間がたつていって、言いませんけれども、違うことを言っておる。その当時の精神は、現行の簡易郵便局法の中で脈打っているでしょう。それで、当時の精神。私はそう思う。従来は個人に委託をしないという命令しておる。この国会で、速記録に絶対対するいうことをしてはいかぬと書いてある。損得などというところは考えなくてやっても、そのために個人には損得というものがどうしてもつきまとうからと、そういう意味のことが書いてある。だから個人は切つてしまつて、営利を目的としない団体のみにこれを委託するいうことを明確に表現しておる。自來二十年の歴史が流れて、物価高騰の折柄

ですから、それはなるほど個人に委託という一つの突破口を開いたのだでしょう。二十年前のこの法制定の精神が生きておるとするならば、あなたが言つたように利潤を目的としないとおっしゃるならば、従来どおり団体でよろしくおっしゃるという項目を削つて、「この法律で定める者」と、こういう項目をつけ加えたというところは、新しい時代に対処する意味だというふうな御答弁をいただけるものだと思つたら、そうじゃなくて、利潤を追求しないと、利潤を追求しないと、生活保障をしないから兼務兼職は差しかえない、こういうことばが私は含まれているのではないかと、思うのであります。それは何かの手数料であろうと何であろうとも、その人のふところに入るでしょう、契約した人の収入になるでしょう。大蔵省はこれを利益として計上するでしょう。それで、課税の対象になります。で、当然、個人収入としてなるでしょう。当然、当然そういう意味で広い意味に解釈すれば、いわゆる広義に解釈するならば、利潤というものを生まない限り引き受ける者はないでしょう、ありませんか。物価高のせいで、この現今において、そういう御奇特な方がいますか。切手の売りさばき問題でも、皆さんがなかなかやっていけないから、売りさばき手数料を値上げしようという要求がしばしば出てきているんじゃないですか、数年来、今度もまた何か出しようとする、つい先般手数料値上げしたばかりじゃないですか、それで、当然、当然そこに利潤追求の根拠があるでしょう。私はそう思うわけですが、全然利潤追求が、もつとも私の利潤追求というところを、そのまますく受け取つたのかもしれないけれども、損してやるばかはいないでしょう。昔のように、法制定時のように役場に置く、そのために月に一万、二万損してもよろしいという、そういう時代と時代がかわつてきたでしょう、それで、赤字で、だれがやってくれる人がいますか、そこには幾

ばくかの収入があるから、実入りがあるからやろうとするんじゃないですか。だからこれが課税の対象になるんですよ。資本主義社会のもとにおいては当然利潤でしょう、そうじゃないですか、そういう理解は全く当たりませんか。

○政府委員(竹下二記君) 利潤とおっしゃいましたことを少し大げさに受け取りましたので先ほどのような答弁になったと思いますが、手数料の中には当然のことといたしまして、固定資産的なものに対する金利部分、あるいは手間賃に相当するものの中には利潤的なものも、それは世間並みのものが含まれておるわけでございまして、それはおっしゃるとおりでございます。全くの実費であるというわけのものではないでございます。

○森勝治君 それでは次へ移りましょう。立法の趣旨は、へんびな地方、まあへんびなところと申しまししょうか、へんびなところにおける郵政の窓口の救済——窓口の救済ということばで当てはまるかもしれないですね——郵政窓口を開設して国民の生活の利便に供する、こういう目的だとうたっておりますが、これは昭和二十四年、この法制定以来の一貫した思想でしょうか。

○政府委員(竹下二記君) 法第一条の精神は、今日まで一貫しておると存じます。

○森勝治君 それではお伺いいたしますが、つい先だって、昭和四十四年の七月二日に、当時の担当局長でありました現曾山次官が衆議院の審議の過程の中で、大都市周辺にも置けると言明された。ここへ速記録を持ってきておる。そうならば現在の担当局長であるあなたの発言と前郵務局長の発言は明らかに食い違ふような気がしてならぬ、この点を明らかにしてほしい。

○政府委員(竹下二記君) 簡易郵便局は法一条に書いてございまして、へんびな地域に置く、これが本旨でございますが、曾山前局長が申しましたことはその本旨をたがえておるわけではないと思うのです。ただ大都市の周辺部分、従来はいなかでありまして、かなりへんびであった、へんび性が強かったところが、都市の膨張、そういつ

たものございまして、都市性が非常に強くなつてきておるところがございしますので、そういうところには例外的に置かれた例もありまして、例外措置としては全然これを認めないということもなからうというほどの趣旨かと思ひます。

○森勝治君 どうもあなたの方は、組合弾圧だの、そういううかつてなときは例外例外とおっしゃる、まことに都合よくそういうことばかりおっしゃる。しかししつたり言っておきますが、先ほど申し上げたように法は二重に解釈することは許されないのです。そうじゃないですか、私はそう思うんですね。二重に解釈することはできない。だから冒頭にあなたに、へんびなところというこの立法の精神はいつでも変わらないかという質問をしたら、変わりないと言ふ。変わりないとはあなたに言っておるのに、前にいた局長は、半年前に都市周辺にも置けると言っている。これではへんびなところというのと違つてくるのではないか、あなたは都市周辺のへんびなところと言つておる。私は大都市周辺と言つておる。しかもあなたはそのあとで、例外として過去に認めたと言つておる。本来法律に例外というのがありますか。かつてな解釈をして、かつてにあなた方が都合のよいように、局長、設置したんじゃないですか。どう思ひますか、この点。例外例外、それでいいんでしょうか。

○政府委員(竹下二記君) 簡易局はあくまでもへんびな地域を予定しておるわけでございます。ところが東京周辺にも現実にはそういう例がございまして、都市周辺の地域でへんびであったところに簡易局を置いた。それが昨今の都市の膨張によつて都市化してきた。そういうところを依然簡易局のまま残されておるところも若干あるわけでございます。これは事務量は相当多くなつてきておりますので、また無集配特定局の設置基準にも当たつてきておるので、これは当然のこととして無集配に切りかえられていくものだと思います。しかし、例外的にそういうものが簡易局のまま今日ありますことも事実でございます。そう

いうことを前次官は言つたのではなからうかと、かように思う次第でございます。

○森勝治君 重ねてお伺いしますが、法律で例外解釈ということをしてよろしいかと聞いているんです。その実体の報告をお伺いしているのではないんです。

○政府委員(竹下二記君) 曾山政府委員がこういうことも言つております。「いわゆる東京都区内等にできました団地に簡易局をつくるということとは絶対やらしておりません」と、ここでは非常にはっきりしたことを、都市及び都市部分については簡易局を置かないということ、はつきり言つておりますので、簡易局の設置についての方針というものは、私と前の局長とは違ひはないんじゃないかと思ひます。

○森勝治君 都合のよいお答えをしちゃだめですよ。ほかに書いてあるでしょう、そこも読み上げてくださ、い、ついでに。そつちも読み上げなければだめですよ。ほかの段を読んでもください、十二ページを読んでもください。——局長、議事進行上私のほうから申し上げます。あなたが都合のよいところを読んで都合の悪いところを読みませんから、私はあなたのほうにとつて都合の悪い意地悪な質問をいたしますが、いまあなたが読み上げた前後でありますけれども、曾山局長はこういうことを言つておるんです。「その点につきましては、いわゆる都市の周辺地域において団地等ができてきて急速に伸びて通信需要のあるところ、そういうところにおいて簡易郵便局の設置基準には満たない、しかし簡易郵便局の設置基準には満たないという場合におきましては、そこに簡易郵便局を置くということも、私の法律に反しておると思ひません。この法律の一条には「経済的に、郵政事業の役務を辺りな地方にまで広める、その辺りな地方に置く」ということを必ずしも限定してゐるわけではございません。非常に広義に解釈いたしますと、いまお示しのような特定局の設置基準には満たぬけれども簡易郵便局の設置基準に満たすというところにおきましてはこれを置

いてもかまわぬと思ひます」と、こう言つておるんです。あなたの御答弁と明らかに食い違つております。

○政府委員(竹下二記君) 御質問の委員の方が、これは都市内にも簡易局を置いたらどうかという御意見の持ち主でございますが、それに対する回答になつておるようでございますが、そのうちの十二ページの最後の段の中ほどあたりを見ますと、そこでは前の局長は「東京都内の二十三区内等におきまして特定局の設置の要望がなかなか満たされない、さしむき簡易郵便局を置いてくれということに対しては、私どもはしばらく待つていただいて、そのかわりそういう特定局を置いていくということに現在もいたしておりますし、将来もその方針は守つていきたい」と、こう言つております。都市については無集配局設置を原則とするということをはつきり言つておるわけでありまして。

○森勝治君 それでは答へにはならぬではないですか。私がいまちゃんと読み上げたでしょう。私は声がでかいからあなたの耳に届いたはずですよ。すりかえては困るんですよ。へんびな所でも置けると言つておる。こう言つておるんです。そうでしょう。あなたはへんびな所以外には置けないと言つておる。だから私は、この法制定当時のへんびな所というのは、精神は生きておるかと申すと、生きておると言つておる。だから曾山前局長とあなたの御答弁の内容が明らかに食い違ふから、食い違ひはただしておかなければなりません。だから私はよく質問しているわけですよ。そうするとあなたは、その後、例外として認めて、例外として許可したこともありまして、こうおっしゃつておられる。だから法というのはいり立つ場で解釈するのはいいが、紙背に徹するほど熟読玩味してください。法を曲げることはできない。へんびな所以外に設置することはできません。私はそう申し上げておる。それでよろしい。あなたも基本的にはそうだ、ただ例外もある。しかし私は例外は認めるわけにはいかぬだろうと言つてい

る。この点どうなんですか、前局長とあなたとの食い違いは、法律のかね合ひはどう対処されるつもりですか。

○政府委員(竹下一記者) 法律は趣旨を貫くべきであります。例外であるとか、あいまいなことを申しちやいけないと思います。ただ、へんびというものの解釈ですが、都市とへんびな地域と、どこでへんびの線を引くかということが非常にむずかしいと思います。したがって、東京周辺の発展地域におきましては、いままでへんびということと置いてきました無集配というものが、今日へんびでなくなっているという現象が起こっているのは事実でございます。さればと申しまして、ここ二、三年間そういうあいまいな所は簡易局を置いてあるというわけではありません。過去の遺物として若干残っているということを申し上げているのであります。今日の方針としては都市内及び都市の周辺部分で発展傾向が著しくて、将来だれが見ても無集配特定局の置局がしかるべき地域におきましては、簡易郵便局は置かないというのが、これが今日の省の姿勢であります。前の局長もその方針に変わりが無いと思うのであります。が、都市とへんびと微妙な境目のところの扱いについて過去にそういうこともございましたので、その辺に關連して多少あいまいな表現になったのかと思います。

○森勝治君 さきの局長、前任者をかばってあいまいな表現でありますから、この点については私はそれほど深追いたしたいとは思いません。ありますが、同じこの日に社会党の島本委員の質問には「法第一」条にもございますように、僻地の地に置いていくということが目的でございます。と、はっきり片一方で言っているんです。いいですか、質問者が違うと逆なことを言っているんですか。だからあなたの言うのは、これはあいまいと言うんです。どういふことなんでしょうか、これは。島本委員が言うところの言う。政党が違つて、違つた人から質問が出ると、いま言ったように、いま私が申し上げたように必ずしも僻地

と限定しないんだと、こういうことを言っているんです。あいまいと言いながら、同じ委員会でも同じ日にこんな違つたことを言う。なぜこういうことを言うのですか。全くわかりません。これは。この根本思想が那邊にひそんでいるのかわかりません。どういふことですか、これは。あなたそこに速記録あるでしょう。なければこれ上げますから……。

○政府委員(竹下一記者) 先ほど私が申し上げましたのが省の方針でございます。多少私の説明にもあいまいな点がございましたし、私が申し上げましたのは、へんびとそうでないところの線をどこに引くかについて、従来からこれはもうこの近年という意味でございます。かなり前からそのへんび性の線の引き方につきまして、実は多少明確を欠く点、ややあいまいなところがなかったわけではない、そういう気持ちを申し上げたかったわけでございます。

○森勝治君 それではへんびということばのまたらす意味が明確でないから、あいまいな答弁に前局長もあなたもおなりになったと、こういうお答えでありますので、それではへんびということばの持つ意味、内容、それはどういふことですか。それをお聞かせ願いたい。

○政府委員(竹下一記者) 無集配特定局というのがございまして、これは都市にも置きますし、いなかのほうにも置くわけでございます。市街地に置きますときには、これは基準がございまして、もよりの窓口から二キロ、六百戸といったような基準がございまして、そういうところには無集配局を置いていくわけでございますが、簡易郵便局は、その基準にも当たらないところ、それの外回りの、さらに人口がまばらであり、田園性の強いところ、まあそういうこと、非常に事務的でございます。まあそれ、へんびというのはいふ言ひ方もあらうかと思ひます。

○森勝治君 非常に文学的な表現が豊かでありまして。へんびとは田園情緒豊かなものだ、こういう御答弁だと聞きました。私はそれよりももっと素

朴に申し上げたいんです。田園情緒豊かなというより、もっと私は素朴だ。なぜかと言いますと、へんびのびというのには、いわゆる俗に言うひなびたという、こういうことばですね。そうでしょ、ひなびたという。こういう意味でしようね。そこで、理屈を申すわけでありませんが、大言海をひもといてみました。大言海の中のへんびというところにご書かれてあります。「都ニ比シテ、文化ノ程度ノ低キトコロ。カタキナカ。邊土。邊地。邊境。」二項として「邊鄙ニ在ル人、アジマゾ。アジマゾ。」当時の都は京都でありますから、關東は東でありますから辺境の地といわれていた。大言海では以上のとおり。言海では「カタキナカ。邊土」その他の辞書では、都から離れて開けていないところ、片いなか、こういう表現でございます。

したがって、大都市周辺はこの中に入りません。私はそう思うのです。御答弁もあいまいだと率直に認めておられますから、私はこれ以上言いたくはないのであります。が、そもそもこの法制定の場合に、安きにいたがらうがあるんじゃないですか。傾きがあるんじゃないですか。へんびということばの語源のよってきたるゆえんを、失礼であります。が、そのさしを当てない。社会通念でおやりになつたと私は思う。だからいまになつて私のようなこういうげすな質問が出るわけであり。少なくともへんびというところは都を遠く離れた不便な片いなか、俗に山間僻地と申します。したがってそういうところの簡易郵便局を設けて国民の福祉に寄与する、生活の向上に寄与する。こういう立場だろと思うのであります。したがって、まああいまいだと言われましてから私もあまり言いませんが、都市の周辺に置くような問題は、この法の中では一片も知るよしもないと私は理解する。大都會の周辺、たとえば新興都市の団地等に、郵便局が遠いからそこに置くなというところは、いままでやつておつたらしく制定の、この法律の趣旨から言えは全くこれは相

反する。あえてこれは法律を矛盾して解釈をして、冒瀆している、拡大解釈をしている、こういうことばを私はこの席上で用います。したがって今後そういうことは改めてほしい。この点は改めてほしい。したがって、あいまいだと言われるところは、この辺で、法改正のこの機会に、もう二十年たつのでから、提案されて可決されてから。へんびとはいへなるものぞやというように議論はこの席上で今後も全然出てこないように、僻地の地あるいはまたへんびというものがいかなるものか、ちゃんとそれはのさしを当てて、何メートル五十センチなどということは言いません。三十センチとかそんなこまかいことは言いませんが、少なくとも僻地の地などと呼称されるものは、大都市周辺ではないというくらいは、社会通念上おわかりのはずだと私は思うのであります。したがってこの辺についての明快なお答えをひとつ大臣からいただきたい。

○国務大臣(井出大郎君) へんびのびはひなである。こういったまあ非常に文学的な論争がなされたわけでございますが、まあこの法律の沿革を考えますと、できましてから相当長い時間がかかっておりますので、その間には事情の変化というものもあるかと思ひます。たとえば東京都といわれる中にも、多摩国立公園みたいな地帯もございまして。したがっておそらく森さんも、東京都だからそういうところも都市周辺だとはまさか仰せられないだらうと思ひます。したがって俗に都會にいなかりなところ、ことばもありまして、従来は東京周辺にも何か非常に静寂なまばら地帯もあったと思ひますが、今日はいさういふものはもうほとんど解消されておる。こういうふうな理解をいたしますので、まあ過去の速記録等に若干の食い違いがあるといひましたが、このところははすなおにこの法文を読み取りまして、そうして解釈をしていったならば至当である、こう思ひます。

○森勝治君 大臣はすなおに言われましたから私はすなおに理解します。しかし、すなおに理解

するためには、ひとつ私もここで発言をして、わが心にも言い聞かせておきたいのです。それはどういふことかと申しますと、いま大臣が末尾で言われたいわゆる法文をすなおに解釈してほしい、こういう表現でございましたから、私もすなおに解釈いたします。文字どおりへんびな土地というのは、いわゆる山間僻地であるということ、こういうふうな素朴に理解いたします。これでよろしいですね、大臣。

○国務大臣(井出一太郎君) さように御解釈いただきましたと思います。

○森勝治君 それではあまりへんびな話はいたしませんで、次に移りますが、昭和三十一年に行管から出された勧告によりまして、経営経済上簡易局の活用は出張所あるいはまた分局等の採用を考へない、こういう案が出されておりますが、その問題についてはどう今日まで対処されてこられたのか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(竹下一記君) 行管の先ほどの勧告は昭和三十一年十月になされたわけでございまして、が、ちょうどそのときに、その年の五月から特定郵便局制度調査会というものが設置されました、郵政大臣の諮問機関といたしまして小局制度のあり方について検討中でございます。したがって、先ほどの行政管理局の勧告は、この制度調査会の中で十分検討審議されました結果、結果としては分局分室制は採用にならなかったわけでございしますが、行管の趣旨は十分ここでそしやくをされ検討されたことになっております。

○森勝治君 それでは分局や分室、出張所等と今回の個人受託による簡易郵便局とは違ふ、そのメリットや経営管理面においてどれだけの違いがあるのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(竹下一記君) ここで申し上げております分室、分局制は、これはあくまでも郵政の地方組織の一つでございます、つまり直轄経営の方式でございます。行管が申しておりますことは、定員も郵政職員を配置するというところでございす。それに対して簡易郵便局で申しております

する個人受託の個人は、これは委託契約によりまして郵便局の仕事をやってもらう、こういうたてまえでございすので、性格が全く違うと思うのでございす。また直轄方式でやりますのと請け負い式の委託方式でやりますとの違いからいたしまして、ひとしく小局の運営でございすけれども、両者の間には経済比較をいたしますと、相当経費の開きがある。つまり分局、分室制のほうが直轄方式でございすから相当お金がかかる、こういう違いがあるかと思ひます。

○森勝治君 重ねてその点についてお伺いいたしますが、いまいみじくもお答えになりました経済上の理由があるというお話がありました。なるほど直轄の場合は、いわゆることばがけで恐縮であります、直轄はまるがかえであります。受託のほうはいま働いた分だけ報酬をやるわけでありますから、その線を通信事業の中に取り入れて推進するということとは、従来の社会公共に奉仕するといふたてまえから、企業性というものを一歩前進せしめたものではないかという疑念が生まれてくるわけであります、この点どうですか。いま経済上の問題もという言及をされましたから、私はあえてこういう質問を申し上げたわけです。

○政府委員(竹下一記君) 私が申しました経済性ということばは別のことで申せば企業性ということばは別のことばだと思ひます。

○森勝治君 企業性を一歩前進させたということとは、国民の生活の安定という国民福祉の見地から申しますならば、行政が一歩遠のいた感じをややもすれば受けがちであります、この点はいかがですか。

○政府委員(竹下一記君) 私が申し上げましたのは企業性あるいは経済性だけを追求するという趣旨ではございせん、その方式によりましてねらいますところは、郵政事業の窓口を設置するという大きな公共性を目ざしておるわけでございす。従来の直轄方式でございす、窓口を設けることはたいへんけつこうでございすけれども、出費が相当多額にわたります、経済性とい

うことから申し上げますとなかなか問題がございす。勢い置きたくとも窓口が置けないという事情もあつたわけでございす、簡易局方式によりまして、経済性のほうがかなり充足されますので、片一方の窓口の増置という面ではたいへんぐあいがよくなつてくる、つまり窓口をよけいに置けるという結果にならうかと思ひます。

○森勝治君 いま置きたくとも置けませんということばがありました。私は本来私の乏しい頭脳をもつていたしますならば、社会公共に奉仕する通信事業というものは、もちろん国家事業でありますから営利を目的としたしておりません。したがって、いわゆる理想とするものは、企業の理想的な形態というものは、そういう僻遠の地であつても国民がひとしく郵政事業の恩恵に浴することができ、恩恵ということばはちょっと国民に対して失敬かと思ひますけれども、そういう平べったい表現を用ひますが、恩恵に浴するのが正しい。したがって、直轄局等をもつてするのが一番よろしいのであるけれども、経済上の理由をもつて改善の策を用ひた、これが簡易郵便局である、この説明されたというふうな理解してよろしいですか。

○政府委員(竹下一記君) これで私の申し上げたことをおしやつておるわけでございす。さらにもう少し申し上げますと、この直轄方式でやることはサービスという面から申しますと一番望ましいことではないかと思ひます。つまり無集配特定局がやつておりますようなあの方式を山間僻地までもつていくということは、利用される住民の利益といふことだけを考えますと一番それは望ましいことではないかと思ひますけれども、いかにせん、そういうところは事務量がきつめて乏しい、そういう事情がございすので、事務量に對して投資いたしますところの額は多過ぎる、つまり合点がとれない、こういうところに限つて簡易局を置く、そして経済性をねらう。こういう趣旨のものでございす。

○森勝治君 今回出されたこの改正案の目的というものは、従来の地方公共団体あるいは農協等の

受託者の範囲というものに個人を加へることという説明が、先般来も当委員会の応酬等の中でしばしばされておりますが、この立法当時、第五回国会であります、その第五回国会に、わが党の千葉信委員の質問に、当時の小澤郵政大臣が答へられている内容を見ますと、個人の請負は絶対許しません。こういうことを明言されておるわけであります。しかも公共団体の中でもごく狭かりした公共団体、そのうち協同組合というものは第二次的に考へてゐる、原則として役場にのみやらせるのだ、こう言つておるわけです。しかもさらに、これに付言されました、この法律案は最終の目的ではありません、そう言つてゐるのです。で、きるだけたぐさんの特定局あるいは無集配局を設置することが国民の要望と期待にこたへることである、そしてそのことが通信事業の持つ当然の責務だ、こういうことを明言されております。ここにも二十年前の速記録を、第五回国会のときの参議院通信委員会における速記録を持つてきておられますが、立法当時はこういうことを言われておるわけであります。当時個人に許可しないといふものが、今回個人対象といふことになりましたならば、時代の趨勢といふものもさることながら、通信事業のこの当時の立法の精神からはるかに変わった姿が出てきた、すなわち当時の方針の変更といふふうな解釈されるのだが、そのとおり立法当時と精神が変わつてきたのかどうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(竹下一記君) 精神は変わらなかつたと思ひます、精神は変わらなかつたと思ひます、したがつて省の政策が変わつてきた、こういうことは言えるかと思ひます。二十四年当時におきましては、個人委託という方式も考へられたわけでございすけれども、その当時の情勢といたしまして個人委託にすることは避けた、そういう政策が一つございす。と申しますことは、戦前、戦中の特定局の請負制にからまるいふんなあまり芳ばしくない記憶といふものが、当時なかつたわけでございすので、そういう記憶を呼び起こ

すような方式は避けようという考慮があったわけ  
でございしますが、二十年を経ました今日、そういっ  
たことはいまや社会的にも考えられない時勢にな  
つてきておるわけでございます。そういう時勢  
の移り変わりということが一つあるかと思いま  
す。もう一つは、簡易郵便局を広げる方式として  
公共団体に限つたわけですが、その当時としては  
それでよかつたわけでして、郵便局がない郵便局  
未設置の町村が全国で千八百もあつたという事情  
がございしますので、今日ではそういう未設置  
町村というのはほんのわずかになつたということが  
一つありますのと、これ以上窓口を広げるとい  
う場合に、従来の簡易郵便局法が予定しておりま  
すところの方式、つまり公共団体受託という方式  
ではもう窓口の増置ができなくなつたという、こ  
れは大きい事情の変更だと思ひますが、そういう  
二つの事情がからまりまして、法改正の方向が出  
てきたというわけでございます。

○森勝治君 どうも私は、げすですから、ことばがわからぬのでありますが、心は変わらないけれども、政策が変わったというのはどういうことでしょうか。精神はのとおりであります、政策が変わりましたと、冒頭にそういうお答えであります、その持つ意味はどういうことですか。

○政府委員(竹下二記君) ことば使いがあまり適切でなかったかと思いますが、申し上げたかったのは、個人委託という考え方はその当時においてすでにあった、あったけれども、その方向はとらなかつたと、こういうことを申し上げたかったわけでございます。

○森勝治君　それは昭和二十四年当時、第五回国  
会當時に事務当局としてはいわゆる個人経営を認  
める、個人請負を認めるという事務当局の考え方  
があったが、当時の社会的情勢という背景があつ  
て、それは個人というものには踏み切らなかつ  
た、こういう説明ですか。

○政府委員(竹下一記君) この郵便の窓口をへんぴなところまで極力広げていくという、そういう精神は変わってないわけです。それから

また、その広げ方のやり方でございますが、これは日本だけではございません。外国にも例がございますように小局の運営のやり方といたしましては、諸外国にもその例がございますように請負方式でやっておる。これはむしろ、そういう方式をとっている国が世界では多いわけでございます。それはそれなりに一つの合理性と根拠があるわけでございますので、昭和二十四年の当時におきまして、小局運営の方式の一つとしては個人受託という方式が事務的に考えられましたし、また大臣とせられても、そういうやり方があるということは十分御承知になっておったわけでございますして、ただ法定をするという段階ではその方式をおとりにならなかったというわけでございます。

○森勝治君　どうも二十年前一十年一昔と言いますから、二昔前のことを持ち出して恐縮であります。大臣の心の中、当時小澤佐喜喜大臣だと思いましたが、大臣の心の中にも個人請負というものとは認めるわけだが、それをとらなかつたというふうな説明と承つたわけですが、この当時の速記録をもつてしますと、そういうことをうかがい知るよしもないのですよ。個人は絶対認めないと言っているのだから。そういう意見もあるが、今回個人を認める、今回はこうしたということなら別だが、個人は絶対認めないと。時間がなから前後のやりとりは言いませんけれども、絶対に個人請負は認めないという思想で一貫されているのですよ。これは失礼だが、局長、あなた方が今日個人請負という提案をされている立場上、

もつと赤裸々に、もつとも、あなた方その当時担当  
当者ではないのですから、昔の先輩のことばを推し  
はかつて答弁しろなんという思い上がったことは  
言いませんけれども、記録を見るとそうなんです  
すよ。あなたの言っていることが全然出てきてな  
いのですよ。

○政府委員(竹下二記者) 当時の大臣が、個人にも許したらいじやないかという意味の、当時の逓信委員の御質問に對しまして、こういうお答えをしておられるわけでございます。この特定局制度の封建制というものがいまやはり話題になる、そういう時期に個人委託というものを取り入れるということは適當でない。何だか昔の請負制時代に逆行するような印象を与えることは適當でない。つまり特定郵便局についてのいろんな非難というものが、その当時まだ残っておりましてので、そういう非難の論点にはできるだけ避けないでいきたい。そういう意味合いでこの際は公共団体だ

けに制限したのでありますと、こういう意味合いの御答弁もございますので、私が申し上げたのは、それをふえんして申し上げた次第でございます。

○森勝治君　どうもその点は、私は率直に承るわけにはまいりません。当時のこの公式の記録では——そういうことは時間もありませんからあと回しにして次に移りますが、この問題が二十年来、もしあなたがおっしゃるように個人の請負を認めるという事務当局の案が、今日まで二十年間うごめておったとするならば——失礼な表現であります、そういう考え方が根底にあったとするならば、当然特定局を含めた小局合理化という問題に

ついでにはしばしば議論の対象になっているはずだと思ふのです。抜本的な対策という問題も出てまいりてあります。この種の制度の再検討の問題も出るでしょう。どのような経過をたどられたか、お伺いしたい。

○政府委員(竹下一記君) 先ほどの行管の勧告がございましたのは三十一年の十月でございますが、その中に、すでに行管はその当時の簡易局の実態を把握いたしましたして、無集配特定局の運営方

式よりも簡易郵便局の方式というもののほうが経済性という見地から見れば有効であると、また簡易局の運営については個人委託という方式を考えたらどうかと、こういう意味合いの勧告がなされております。それが第一点でございます。

それから、その当時、先ほどもちよつと触れましたが、特定局制度調査会の答申が引き続いて出されておるわけでございますが、その中にははつきりと簡易郵便局の性格あるいは簡易郵便局の利点というものをたたえておりまして、簡易郵便局をもつと広げることを考えるべきである、同時に個人委託ということを実施に移すべきであるという答申がなされてきておるわけでございます。自来、省といったしましてはその方向でいろいろと検討をいたしましたして、実施に移すことを検討いたしたわけでございますが、それが四十二年のこの改正法案の提出ということになって出てきたわけでございます。

○森勝治君 前々の小林郵政大臣が、かつて郵政の公社化案なるものを発表いたしましたときに、公社化にあつては労働組合の賛成が必要である、こういうことを付言されておつたわけでありますが、過去のいきさつから見ますと、たとえば特定局の問題等についてもすでに労使間で話し合ひが行なわれているわけであります。そういう話し合つてきたいきさつもあるわけでありますが、いま申し上げたような小局運営の検討に当たつて、大臣は、この問題について組合と十分話し合う考えがおありかどうか、この点お伺ひしたい。

○國務大臣(井出 太郎君) 事ここに至るまでには、もう通年しまして四年くらいになるわけでございます。その間には労働組合ともこの問題を話題の対象にしたことはあるようでございます。まあしかし、これは最終的には郵政当局の責任においてやるべき事柄でございます。かように心得ております。

○森勝治君 私の申し上げているのは、簡易郵便局等を含めた小局運営の検討にあたっては、当該

労働組合と話し合う用意があるか、こういう意味であります。いまのお答えでは、いま出されたこの簡易郵便局法に、このことについて限るといふような御答弁と承った。私は、小局運営の全般的な対策について伺っているのです。

○国務大臣(井出 太郎君) 先般の紛争の際にも働く側の諸君と対話をしなければならぬ、これは私の基本的な方針でありますことは御承知のとおりであります。したがって、この小局運営全般の問題は今後も十分に話題に供して相談をいたすつもりでございます。

○森勝治君 それでは次に移ります。今回の個人受託につきましても、この受託者の資格認定という問題が出されたわけでありまして、十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人、こういうことになっているわけですが、一体具体的にどのような人間をさし、その選考方法等はどうかされるのか、基準というものをどこに求められるのか、その点が明確ではないわけでありまして、ですからその点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(竹下 一記者) 受託者の選考基準でございますが、これは事の性質上、まことに基準をつくるのがむずかしいのでございまして、勢い抽象的な表現にならざるを得ないのでございまして、極力具体的にこれを規定いたしまして、通達でもって地方郵政局へ流して、趣旨の徹底をはかりたい、かように存じております。どういふ人が十分な社会的信用を有し、かつ窓口事務を行なうために必要な能力を有する個人であるかということにつきましては、例示をいたしまして、次のような人たちがそれにふさわしい人ではなからうかというように申したいと思うのですが、民生委員をやっていると、司法保護司でありまして、かつ、かつて公務員であった人で今日恩給生活をやっておられるような人、その中には学校の先生をやっておられた人、郵便局に勤務経歴を持っている人、そういったものを例示的に書きまして、理解をしてもらい、こういった方式を考えておるわけでございます。

でございます。それ以外の方式はなかなかむずかしいように考えております。

○森勝治君 そうしますと、そういうワケというのは、これから考えていくということですね。

○政府委員(竹下 一記者) そのとおりでございます。

○森勝治君 いま出された民生委員とか司法保護司という方々の繁忙度はおわかりですか。たいへんなお仕事ですよ。これは民生委員とか保護司という方々は、失礼であります、これらの方々が兼職という名のもとに簡易郵便局を取り行なうことがあった場合には、両方うまくいかなくなってしまふんじゃないですか。これは保護司さんとか民生委員の方々は、私もよく知っておりますが、たいへん御苦勞を願って、これはたいへん繁忙な方々ばかりですよ。なるほど社会的な信用度、知名度、こういう点はおそらく太鼓判を押すことができるでありましょう。しかしこれらの方々は、失礼であります、あまりにも仕事が多過ぎる。こういう人にもあまり期待をかけるということとは、簡易郵便局の経営を委託する一つの規範にはなるかもしれないが、こういう人の中からとるといふことは、お互いに忙しきという問題から見まするならば、相当困難が伴うんじゃないでしょうか。

○政府委員(竹下 一記者) おっしゃるようなこともございまして、一律にこうしたらよろうというし、しばしば方々にはむずかしい、適切でない、かように考えます。あくまでも簡易郵便局の事務量を勘案いたしまして、それと兼業することによって両方とも立ちいかなくなるというふうなことでございまして困りますので、そういう人は避けなければならぬ、やはりケース・バイ・ケースでもって最もその局の運営にふさわしい人というものを選考してまいらうということにならうかと思ひます。

○森勝治君 なるほど社会的信用も大事であります。もちろん大事であります、特にこの種の業務に携わってもらう方々には、相当高度な専門的知識というものが求められるわけですね。だれでもいいというわけにはいかぬでしょう。したがって、この専門的な知識というものを持った人でなければ、郵政が期待する簡易郵便局制度というものを国民の負託に十分こたえすることはできないような気がするのです。たとえば、いま適格な方々の範囲の中の第四項にあげられたように、かつて郵便局の職員であったというのは事業の推進者ですね、こういう方々ならばいざ知らず、いかに社会的に高邁な理想をお持ちであつても、郵政事業の中心についておわかりにならないければ、その人は戸惑つてしまふような気がしてならぬわけでありまして。したがって、そうなるならば勢い、これらの業務を委託する人々の範囲というものはおのずから限定されてくるような気がしておるのですが、この点はどうか。

○政府委員(竹下 一記者) 郵政窓口業務についての知識、経験でございますが、これは知識が豊富であればあるほど、けっこうなわけでございますけれども、お話がございましたように、その知識はきわめて高度なもの、あるいは専門的なものというほどのものではない。それほど高度なる事務能力を求めているわけではございません。それは簡易郵便局の性格及び実態からいたしまして申し上げられるわけでございますが、したがって従来、郵便局の仕事に全然経験がない人でございまして、ある程度の訓練期間を置けばその能力を修得することはできるわけでございます。そういう程度の事務能力を私どもといたしましては予定しておるわけでございます。

○森勝治君 そうすると、俗にいうしろろとさんにつきましても訓練を条件とするわけですね。

○政府委員(竹下 一記者) 受託いたしました場合にはその簡易局を受け持つ集配特定局がございまして、そこへある期間詰めて、いわば見習的な形で勉強をするという機会がございまして、また郵政局ごとにこういう人たちの研修を――研修所における研修を計画しておりますので、それに参加することもできるといったようなことで勉強の機会はかなりあるわけでございます。

○森勝治君 勉強をさせてから使つておっしゃるわけですが、たとえば国会の中に簡易郵便局を、これはたとえなんですよ、仮定で申し上げておるのですが、国会の中に簡易郵便局を設置するときに、片や郵政の多年の経験者、たとえば定年等で退職をされた方、片や社会的な知名度が高いが郵政事業には訓練をしなければ使えない、こういう方が同時に名乗り上げてきた場合にはどう対処されますか、具体的に聞いているのです。

○政府委員(竹下 一記者) この事務を行なうに必要な能力だけを比較いたしますと、これは郵政の仕事をやった人のほうがすぐれておることはつきりしておるわけでございます。ただ受託者の選考にあたりましてはそのほかに、一番最初に書いてございまして、その地域社会の信用を持った人でなければならぬというワケがございまして、この点につきましてはいろいろと見方も出てまいりましょう。要するに事務能力だけでは――それは非常に大事な条件でございますけれども、それだけでは不十分でありまして、信用の度合いその他の評価を総合的にしなければならぬと考えます。

○委員長(近藤 信一君) ちょっと速記をやめて。  
〔速記中止〕

○委員長(近藤 信一君) 速記をつけて。

○森勝治君 いま私は、担当局長に郵政を定年退職した職員と他の信用を置ける一般社会人の例を引例して申し上げましたところ、事務に精通する、これはそのほうがよろしいけれども社会的な信用の度合いはどうだということを言われたが、私はこれを聞いて全職場のあなたの部下は嘆かれますらうと思うのであります。なぜならば三十年、四十年の長きにわたって通信事業にその全生命を打ち込んで功なり名遂げて定年退職した諸君が、なぜ一般社会人に比較して劣ることがあるのでしょうか。りっぱな職員ではないでしょうか。あ

なたは第三者的な立場でおっしゃったかもしれないけれども、私は、失礼であります、そういうところにも上司と部下の断絶の姿が全国至るところに散見される、そんな気がしてならぬわけであり、これはあえて郵政の職員の名譽のために、私は発言しておるわけですが、もう少しその点について釈明をいただきたい。

○政府委員(竹下一記者) かつて郵便局にとめた人が簡易郵便局の受託者になりたいという希望を申し出られた場合、事務能力という面では文句がございせんし、おそらく信用、社会的信用という面でも瑕疵はありますまいから、実際の問題としてはそういう方々が受託者になれるケースは非常に多かろうと思ひます。しかし先ほどのからのお話を聞いておると、かつての郵便局の勤務者をほかの人たちよりも、何といたしますか、抜き出して最優先的に選考の対象にすべきであるという非常に強い抱負をお示しになったように考えますので、法律のたてまえ、それから手続の上から申しますと、そういう強い方向を打ち出すのは簡易郵便局の性格等から見まして適當ではないんではなからうか。法律でもやはり冒頭に「社会的信用」という表現を用いておりまして、そのほうをまず最優先的に考慮するのが法律の精神に忠実ではなからうかといつたようなことを申し上げたようなわけでございまして、郵便局にかつて勤務した人たちがこの受託者といまして非常に順位の下の受託者とか、社会的信用を有しないとか、そういうことを申し上げたわけではございせん。

○森勝治君 そこで、わかりましたが、私は強く郵政省の職員を全部とれという表現は用ひませんでした。ただ、社会通念上、社会的にりつぱな信用のある方々は、長きにわたつてこれは通信事業に尽瘁した人たちはじめて社会的評価が冠せられるわけでありまして、そういう面については社会的な評価からいつても申し分ないだろう、事業に精通している面からいつても申し分ないと思ひます。したがつてそれらの競合した場合の選考対象では、当然そういう社会通念に従つても第一順

位にあげられてしかるべきだという一般論を私は用いたわけですが、当然そうでしょう。片一方では社会的信用があつても事業に精通しない、初めから通信事業のいろはのの字から教へ込まなければ使ひものにならぬ、質的な問題もございまして、片一方は長い間鍛へ上げたのだから選考対象としてそのほうが強くなる、これは当然の姿だろうと、私はそういう意味で実は申し上げたのです。したがつてこれ以上、この問題について論議はいたしません。

次に移りますが、さてこれから個々の方々と契約を結ばれる、あるいは簡易郵便局の、個人の場合ですと、個人契約の場合、施設の基準というものはどうされるのか。たとえば窓口の形態、局舎の面積、あるいは設置場所等、それぞれ制約があるものと、こう考えていますが、その基準をお示し願ひます。

○政府委員(竹下一記者) 第一番目に、地域住民の方々が利用する局でございまして、利用上便利な場所に建てられなければならないということが一つございまして、かつ、局舎の中には公衆室、事務室、カウンター等の設備をつくつてもらひたい。また、郵便物、現金、書類等大事なものを扱いますので、それを保管する金庫は必ずこれは設備をしてもらひたい。面積につきましては、これは取り扱ひの事務に應じました面積でございまして、ざいまして、特段のしびりをいたしてございせん。それから簡易郵便局という標識はつきりした場所に掲出してもらひたい。そういったことを要求いたしております。

○森勝治君 それは提供ですか、特定局設置の基準と同様な扱いをするのですか。

○政府委員(竹下一記者) 局舎は受託者の提供と、これを簡易郵便局の一応原則といたしております。

る、こういうこととございまして。

○森勝治君 ですから、法律的な用語では、提供というのはいわゆる貸借なのか、現物を郵政に寄附するの、その辺のことを聞きたいと質問を申し上げたわけですが。

○政府委員(竹下一記者) これは国が借りる、こういう意味合いでございまして。

○森勝治君 それでは貸借ですね。貸借に支払ういわゆる家賃というものは、月大体どのくらいですか。

○政府委員(竹下一記者) 私、法律用語といたしましては、先ほど貸借と申しましたらあるいは正確でないかもしれませんが、その点、私、実力不足でございまして、後ほど法律上の正確なる用語につきましては申し上げたいと思ひます。

ただ、そういう意味合いの貸借につきましては使用料を払うわけとございまして、毎月の手数料の基本額部分にその分の貸借料が入つておる見込まれておる、こういうこととございまして。

○森勝治君 そういたしますと、一定の年限が経過して改造等の場合には、特定局の局舎の改造のときに資金を貸しつけるような方法で、これらの簡易局にも貸しつけることをするのですか。

○政府委員(竹下一記者) 特定局の局舎建設の場合の貸し付けというお話でございまして、これは実は省は直接関与してないわけとございまして、特定局が相互に自主的な共助・共援の組織を持つてございまして、そこで資金を調達し、あるいはおのおのが資金を拠出する、そして相互にそれを貸し付ける、こういうことをやっておるのでございまして、そのことをおさしになったかと思ひます。簡易局につきましては、省が直接に貸し付けるというところは、省が直接に貸し付けておる、こういうこととございまして。

○森勝治君 そういうことは一切ないということですね。したがつて、もちろん国の事業でありまして、まあ法律解釈、用語の解釈はあとにいたしまして、貸借等の場合にいかなる名目をもつていたしまして、権利金等の支払いということ

はないということですね。

○政府委員(竹下一記者) ございせん。

○森勝治君 そういたしますと、今度は山田さんなら山田さんなると郵政が——もつともこれは出先の局ですが、地方局が契約を結ぶのでありましようけれども、そのときのいわゆる受託者本人の身分というものは、どういう立場になるのですか。

○政府委員(竹下一記者) 受託契約の相手方でございまして、俗に民間人、普通の人でありまして——と申しますことは、公務員であるとか公務員に準ずるような身分であるとか、そういうことは予定してないわけとございまして。

○森勝治君 なるほど公務員扱いではないということ、すなわち公務員ではないということ、そうなりますと、法第十一条に示す「公務に従事する者」ということばがありますが、この公務に従事する者の持つ権限、責任などというものはどう規制されるのですか、仕事そのものは、郵政の職員と同じ内容に従事してございながら、いまでもおつちやつたように、一般民間人だということになるならば、その辺の兼ね合いはどうされるおつもりですか。

○政府委員(竹下一記者) 民間人でございましてけれども、簡易局の仕事、つまりこれは公務でございまして、公務に従事するときは公務員とみなす、こういう規定が十一條にございまして、いわゆる法令公務員でございまして、その効果はどういうことかと申しますと、公務に従事中に何か危害を加えられる、妨害を加えられる、こういう場合には、公務執行妨害罪が適用になりますし、また逆に、公務に従事する者が文書偽造など、そういったことをやりました場合には、公文書偽造の罪に問われると、こういうことになります。

○森勝治君 いまのことばに公務に従事する間とありますが、勤務時間はないのでしょ。兼務、兼職ですか、勤務時間はありませぬ。しからば公務に従事している間というものは、だれが、いつ、どこで認定されるのですか。

○森勝治君 提供といふことは、法律的に解釈してどういふことですか。

○政府委員(竹下一記者) 受託契約を結びます場合に、局舎の提供は受託契約の重要な条件にな

る、こういうこととございまして。

○森勝治君 ですから、法律的な用語では、提供というのはいわゆる貸借なのか、現物を郵政に寄附するの、その辺のことを聞きたいと質問を申し上げたわけですが。

○政府委員(竹下一記者) これは国が借りる、こういう意味合いでございまして。



が結んでおつても、その代理者が行なう——いまは被害者であります、かりに今度は郵政当局に加害をする場合であっても、これは一般法律を適用するのみで、公務員としての処罰その他は一切ないということですね。

○政府委員(竹下一記君) 一般刑法の適用を受けるわけでございまして、いわゆる郵政省の職員、公務員等に予定しております行政的な処分、そういうものの対象にはなりません。

○森勝治君 この種の代理行為は、特に個人の財産を扱う、金品、為替、保険等の重要な業務を扱うのに、そういう法律的にあまいとしたもので、加害の場合あるいは被害の場合であっても、法の保護、またその逆に法の制約を受けない。いわゆる一般公務員としての制約を受けない。こういう人をかりに郵政事業の運営の、たとえ一時間といえども、その運行の衝に当たらせることが、はたして事業の長期的な展望に立った場合に妥当であろうかどうか。私は、こういう点に多大の疑問を寄せるのですが、さしつかえないですか、それでも。

○政府委員(竹下一記君) 御懸念の点はごもっともでございますけれども、先ほど来るの申し述べましたように、ほかに救済の道もございまして、実益としてはそう変わりがないということで、それでやつていけると、かように存じております。

○森勝治君 実益ということばは郵政の側から見ただけで、被害者から見ると、その簡易郵便局で何か被害があつた場合には契約者から損害賠償を取れば事足りるでしょう。ところが変な話であります、今度は契約者が外出して、代務者が執務しているときに強盗等に襲われた場合に、それは一般の刑法が適用されるだけで、国家公務員が法のもとに受ける恩恵というものは全く受けられないということになれば、これは何かその辺がどうもわれわれはごちないわけでありまして、この点はこれにどう対処されようとするのですか。

○政府委員(竹下一記君) その場合は、代理者あるいは代務者が公務員でないというばかりではございせんので、受託者である個人その人が実は公務員ではないわけではございまして、公務員でないという点におきましては、受託者個人であると、その代務者であると同じでございまして、そういうわけで公務員としての保護をやるべきであるという考え方は確かに一つの考え方としてあるわけではございまして、そうなりますと、これはこの契約は郵政省との雇用契約になるわけではございまして、簡易局の運営として委託方式あるいは請負方式、こういうものとまづ正面にぶつかる。これはもう基本的にこの構想を変えなければいけないということになるわけではございまして、私ども、あくまでも委託契約方式で貫いてまいりたい。こういうことでございまして。

○森勝治君 いまのお答えの中で、契約者も公務員に一切関係ないとおっしゃるが、先ほどの説明の中では公務員を取り扱う場合には公務員とみなす、こうおっしゃつておられたのが、前言をひるがえされたのですが、その点。

○政府委員(竹下一記君) 受託者たる個人はもとも公務員ではございせん。ただ公務に従事するにつきまして、その関連においては公務員とみなす、こういう制限があるわけではございまして、もとも公務員でないわけではございまして。

○森勝治君 そうすると、あなたの言われる公務員というのは、いま説明されたのは社会通念上郵政の国家事業に参画するからいわゆる社会通念の公務員だ、中身をあげて見たら請負だから全然他人さまだ、こういう説明ですか。

○政府委員(竹下一記君) かりに私が受託者であるといいたしますと、私はそれだけで公務員であるわけではございせん。ただの民間の人について、郵便を引き受けたり保管したり、貯金したり払い出したり、そういう仕事をやるにつきます、その場合には公務員とみなすと、こういう制限局規定でございまして。

○森勝治君 ですから、仕事をやっている間は公務員でしよう、いまの説明では。

○政府委員(竹下一記君) 仕事をやっている間は公務員でございまして。

○森勝治君 そうでしよう。したがって、くどいようですが、そうなれば、その仕事に従事している期間中におけるものもそのでございというものは、すべて公務員法によって保護され、公務員法によって制裁を加えられる、こういうことですね。

○政府委員(竹下一記君) 私の説明は、まことに不十分であるんですが、その人は身分が公務員でございせんので、国家公務員法あるいは規則、それを受けたいわゆる公務員に適用される一般的な規制は受けないということではございまして。

○森勝治君 私は、最初から法律的な立場でお伺いしてらんです。あなたのいまの説明だと、公務員でないということが明確になりました。そうでしょう。それを公務員、公務員と、仕事に従事してるときは公務員だとおっしゃる。そうでしょう。ところがいまの話では、一切法の制約を受けないわけ、これはこれつきとした公務員ではないでしよう。その辺のことをひとつ明確にしたいだかなと、われわれは混乱いたしますからね。ちよつと整理してください。

〔委員長退席、理事永岡光治君着席〕

○政府委員(竹下一記君) 公務員でないでございまして、公務に従事するにつきまして公務員とみなすという規定でございまして、その内容は、先ほど申しましたように、公務執行妨害あるいは偽造公文書、虚偽の公文書作成、こういった刑法上に規定されておりますところの公務員法令、公務員に適用されております条項の適用を受けます。したがって、身分が公務員でございせんので、一般的な身分法的なもの、国家公務員法、こういったものの適用は元来受けないと、こういうことでございまして。

○森勝治君 広義に解釈するならば、週三十時間という拘束時間がある以上は、それは勤務時間のこと、短縮だけであつて、六十時間であつても七十時間であつても、同一扱いが本来法の精神ではないですか。仕事するだけ公務員、その他は公務員扱いにはしないということになれば、それは何かしら扱い上の処理に手落ちといつては失礼ですが、若干不備なところがあるような気がしてならぬわけですね。勤務時間が三十時間という拘束時間があるでしよう。私は、勤務時間というのはいんだと、こういうお話ならばわかるが、週三十時間を下るべからずという勤務時間まで明記してゐるならば、当然これはそういう法の制約があると同時に、法の保護が受けられてしかるべきものだ、私は、こういうふうに理解するんです。

○政府委員(竹下一記君) 十一條第二項がございまして、「前項の者には、国家公務員法の規定は、適用されない」と、こういう規定がございまして、この人は、公務に従事するについて、刑法上の公務員の扱いを受ける。ただし、国家公務員法上の公務員ではないというわけですね。

○森勝治君 刑法上、いわゆる処罰の対象の場合には国家公務員として扱うが、その当事者が身分上享受すべき問題についての権利というものは与えない、こういうことですね。

○政府委員(竹下一記君) そういうことです。同時に義務も課さない。たとえば国家公務員に要求しておることは、職務に従事してないときについても、ある程度の縛りがあるようではございまして、そういう縛りももちろん受けない。

○森勝治君 あなた、いま、いみじくも義務は課さないと言つたが、国に迷惑をかけたから国家公務員法で取り締まると言つたじゃないですか、義務を課しているじゃないですか、制約対象になるじゃないですか。

○政府委員(竹下一記君) 私が申し上げたいのは——いまおっしゃつたのはちよつと私思い出せないんですが、申し上げたいことは、この人は身分的には公務員でないでありますから、いわゆる国家公務員としてのいろんな義務は負わないというのです。繰り返しますが、そういうこ

とでございます。

○森勝治君 どうも、くどく質問して恐縮であります。説明が二転三転しています。失礼であります。私の設問の内容が欲ばりなんでしょう。どうも、あなたの話は公務員のごとく、公務員ならざるごとく、たなごころを返すがごとく、返さざるがごとく、これを称してぬりくりという、まことに失礼であります。もう少し明快にお答えいただきたい。たとえば契約であっても何でも、これは労働の提供でありましょう。そうでしょう。特にここで明記されていることは、この労働時間は週三十三時間を下るべからずという契約の内容が一つ入っているでしょう。それは拘束時間でしょう。拘束時間というものがあつたら——だれど普通局には四十何時間という制約があるでしょう。交代制の場合にはそれは上回る場合もあるでしょう。それはやはり職場々々のケース・バイ・ケースによつて勤務時間を定めるわけです。そうでしょう。ですから請負という契約を持つが、これは労働は週三十三時間であるという、一週間の拘束時間を設けておるわけです。仕事も一般職員と何ら変わりない。それで国家公務員扱いをしない。法律的にいつてどういう解釈を下すんですか。その点、勤務時間がないというのならいざ知らず、勤務時間は一週間に三十三時間を下らず、開局の時間は何だと言つたら社会通念上という、それなら社会通念上というの、われわれ昼間働いて夜寝るのだから昼間の時間ですと云つたら、ごく一部を除いてそうであります。そこまでさだかにきめておきなうが、仕事をするとときは国家公務員、処罰の対象は国家公務員、被害を受けたら対象にならない。あなたも先ほどいみじくも法的に若干疑義があるからとぬという発言をされておるから、私はこれ以上言いたくないのでありますが、その辺をもう少し明快にしたいだかないと、私のような頭では理解できませんわ。

○政府委員(竹下二記君) 私の説明がうまくないものですから、誤解を与えておるようでございます。

すが、窓口を開いておる時間が週に三十三時間、一日平均五時間、五時間の間その人は公務員である、こういうふうに申し上げたつもりはないのでございまして、何かそこでちよつと誤解が起きておるようでございますが、はっきり申し上げますけれども、勤務時間は法令公務員には関連がないわけ、勤務時間といふは、窓口開局、窓口時間は関連はございません。十一條に書いてありますことは、窓口時間のことは何にも触れておりません。ただ公務に従事する、それに関連して公務員とみなすという規定がございまして、その点に時間とは関連がないわけでございます。その点につきまして、私の説明があるいは不十分でございます。訂正をいたします。

○森勝治君 それではさらに、奥の深い話を質問いたします。具体的に公務に従事する時間というのは週三十三時間のことをさすんです。拘束時間ですか、それは何です。その点がわからないです、あなたの言っていることが。

○政府委員(竹下二記君) 週三十三時間の窓口取り扱い時間は郵政局長と個人との間に取り結びましたる契約書にうたわれておる契約の内容、こういうことになっておるわけでございます。

○森勝治君 先ほどの説明では、週三十三時間を下るべからず、勤務する時間は一週間に三十三時間以上ですと、こういう説明でありましたから、日曜を除いて土曜を普通に数えても、一日に五時間以上勤務するんですと申し上げたら、そうですという答えが返つてきたわけでありまして、あなたの言うように、百歩譲つて国家公務員でないとおっしゃつたとしても、かりに一般労組法との関連からいいたしましても、拘束時間週三十三時間という契約があるならば、勤務時間は、それは職場職場によつて違ふんですから、形態は違ふでしょう。しかしそうであるならば、当然これはもう労働、いわゆる役務提供、労働契約として認定されてしかるべきなんです、一般労組法の見地からいっても、私はそういうふうに理解している。それ

れならばそれは郵政の職員としてみなしていいんじゃないですか、一週三十三時間拘束するならば、勤務時間がありまじやないというなら理解をするのです。拘束時間がないというなら理解をするのです。物がきたら物だけ扱います、百通きたら百通分だけ扱いますというなら話はわかるのですが、一週に三十三時間勤務するのですと明言されるから私はわからない。そうすれば、職場によつて、山田という会社は五時間、青島さんところは一週間に十時間、青島さんは財閥だから、職員は勤務時間が少なくなる。これは個々のケースでよろしいんです。しかしそういう契約を結べば——拘束時間を設ければ雇用になるでしょう。雇用になるならば、それは一般職員の四十八時間で、労働協約とかその他の結びつきもあるように、個々の結びつきからいってもそれは郵政の職員扱いをしてしかるべきもの。そうすれば一般労組法の適用ではなくて、国家公務員法の適用があつてしかるべきものだと思うのです。三十三時間の拘束があるとおっしゃつた、だから私のこういう設問になつてくるのです。その点、明確にしてください。

○政府委員(竹下二記君) 三十三時間を下らない時間窓口を開いておくことは、これはある意味においては拘束でございますけれども、つまりお客さんが来る、その間に——お客さんが来た場合にその事務を処理しないといふ、こういう民法上の契約でございます。

〔理事水岡光治君退席、委員長着席〕

いわゆる公務員の場合あるいは会社の労働者、そういう人々雇用契約に基づきまして、労働を提供する人に適用がある労働時間あるいは拘束時間、そういうものとは全く性格が別のものでございまして、一日に五時間、この間窓をあけておきなさい。そこにいろいろな、郵便を出しにきたり、貯金をしにきたりしますから、その間は受け付けなさい、こういう趣旨のものでございまして、五時間勤務をしない、そういうものとは性格が違ふわけでございます。

○森勝治君 たとえば一日に五時間なら五時間、窓をあけなさいと制限を加えて、来るもの拒まずでしょう。全部受け付けなさいならぬでしょう。いつ来るかわからぬでしょう。使に行つていいんですか。それはいいけないでしょう。本人がいらない。よんどころないときでない限り代務者は使つてはいけないのですから、法の精神からいって。当然拘束されるでしょう。そもそも拘束とは何ぞやといふと、一週間に三十三時間拘束する、完全なそれは労働契約じゃないですか。あなたの言うことがおつしやるとおりなら、郵便局にいる、一般国家公務員の諸君でも仕事しているときだけが公務員で、仕事していない、こつやつてお客が来るのを待っている時間は勤務時間に入れないという説になるのです。どうなんですか、この点。

委員長、若干整理してもらつて下さい。五分間休憩を要求します。

○委員長(近藤信一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記をつけて。

○森勝治君 私は、一週間に三十三時間を下るべからずという役務提供の契約がありますから、くどいようであるが、これは三度発言しますが、そうなれば日曜を除いて土曜日を平日扱いにいたしました一週間に六日と換算いたしますと、一日がすなわち五時間だけ窓口をあけておくということになります。そうでしょう。窓口をあけましたが、よそへ使に行つてよいということではないでしょう。そうでしょう。窓口をあけなければ、そこにいなければいけません。

○政府委員(竹下二記君) 整理をいたしましたので、整理の第一点は、いま御指摘のこととてございまして、そこに一つ私の説明の不十分から誤解が一つあつたようでございます。週三十三時間窓口をあけておくこと、これはいかにも契約でございます。平均しまして一日五時間ということですが、この間は窓をあけておきなさい、やつて来ましたお客さんに応待しなければいけない。これは確かに契約上の義務でございますが、その五時間

に受託者は専念しなければならぬというし、これは実はないわけではございまして、通例はその人はおるでございまして、生理上の都合であるとか、いろいろなことでも、その場を離れることがあるわけではございまして、これは日常そういうケースは多分出てくるわけではございまして、ちょっと町まで出かけてくるとか、そういったことがございまして、もともとこの受託者たる個人は兼業ということも予定しておるわけではございまして、簡易局の仕事しながら片やこちらのほうで雑貨商をやるとか、たばこを売るとか、そういったこともこの契約の上では認めておるわけではございまして、いわゆる雇用契約に基づく勤務時間、拘束時間というものは基本的に性格が違ふということをお願いしたいと思ひます。その点不十分でございまして。

それから法令公務員でございまして、刑法の適用についてのみ公務員とみなす、公務に従事する際の公務員と申しますことは、刑法の適用についてのみ公務員とみなす、これははつきりとした定義でございまして、したがひまして国家公務員法上の公務員とは基本的に相違するわけではございまして。

○森勝治君 先ほど私の質問の中では病氣その他の場合にのみ代務という制度を活用する、こういうお答えをいただいております。だから、いまのような質問になるのです。そういうことじゃなくして、たとえば○協同組合の理事長さん、理事長さんと結んだけれども実際の郵政事業の協力者はその職員でしよう。個々の場合でもそういうことでいふんですよという説明なら私はこだわらないのです。あたかも個々の個人契約と団体契約では役務の提供が違つたかのごとく私は印象づけられたから、週三十時間という拘束時間があるというところは、それはもう契約だ。労働協約という団体の名において勤務時間を契約するものも契約であります。個々の契約も契約であります。すなわち労働組合のないところは個々の面接で契約をきめるでしよう。そうであっても一般労働法の適用を受けるわけではございまして。ある者は三十時

間、ある者は二十時間をきめるわけでは、多い少ないはそのときの話し合ひできめるわけではございまして。そうなりますと一般公務員と同じ扱いをしてよいのではないかと。その説明はけっこう……。そういう気がしてならぬから私は申し上げた。ところが、いま整理したとおっしゃって刑法の適用についてのみ国家公務員であるとおっしゃるのだから、国家公務員たり得る資格というものは国家公務員法に認定されたものもろの条件を具備しなければ国家公務員とみなすことができないわけではございまして。処罰するだけ国家公務員であつて、報酬とかその他については契約だから知らない、これは法というものは片手落ちではないか、私はこの思ふのです。先ほどから法の不備だとおっしゃるから早速この問題で私の投げかけたこの問題があるわけですから、当分これは関係方面と協議していただいて、ひとつ整理をしてみたい。いいですね。整理をしてみたい。それだけ約束願ひたい。あとは次の質問に移ります。

○政府委員(竹下一記君) 今後とも整理に努力いたします。

で、ただ、刑法上の公務員——法令公務員は、ここで申しております受託者の場合がそうではございまして、世の中にはほかにも幾つか例がございまして、たとえば簡易保険福祉事業団の役員は、この事業団法の中に規定がございまして、この法令公務員——公務の執行につきましては、刑法の罰則を受ける公務員である。事業団の職員は、もうすでに公務員でございまして、せんけれども、いわゆる刑法公務員という規定を受けております。それから日銀——日本銀行の職員、これは民間の人ですけれども、何でも、国庫金の取り扱いにつきましてはいわゆる公務員と同じような扱いをこれは受けておるようではございまして、そういう例も間々あるわけではございまして。

○森勝治君 局長、いま他の団体の話をされましたが、その広範な話に持ち込もうなどは、私は毛頭考えておりません。通信事業というこの国の、国家事業の一分野についてのみ言及して

のですから、間口を広げないでおいてほしい。これは私のほうからお願ひです。

同じ職場で契約をされているものの扱い方が違うから、私は疑問点を率直にぶつけているわけではございまして。まあ整理されるという話ですから、これ以上深追ひはいたしません。どう考えても、私は適用条文のどこが間違つてゐるか、どこか穴が抜けてゐるような気がしてならぬ。私は率直にそういう印象を受けました。私のほうも勉強いたしましたが、そちらのほうも、ひとつぜひとも、博学の皆さんに勉強せいなという思いが上つたことは言ひませんが、とにかく、もう少し研究をしておいて、あとで……。

最後にちよつとびりへりくだつた発言をしておいて、次に移りたいと思ひますが、この参考資料を見ますと、この年度別簡易郵便局数の調査の中にあります。廃局という問題が何局かありますが、この廃局をされた理由は何ですか。先ほどのように、何か特定局か普通局の開設の場合に廃止するなという話がありましたが、その廃局の理由をひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(竹下一記君) 簡易局は、制度開始以来、ことしの二月末までに五百局廃止いたしました。その理由は一番大きいものは、その場所が無集配特定局を置くようになりまして、片一方の簡易局をやめたというものが二百二十二件ございまして。これは廃止の最大の理由になっております。そのほか町村合併、役場の支所が廃止になったといったようなことでやめたものが九十七局ございまして。それから地況の変化によりまして取り扱ひ事務量が非常にわずかになった、もう経営をする意味がなくなつたというふうなことでやめたものが二百二十五局、それから炭鉱が閉山になつたり、ダム工事が終わったというふうなことでやめたものが八局、事故、犯罪が起きまして、それで閉鎖をいたしましたのが十一局、それから受託者のほうから解約の申し出がございまして、それでやめたものが四十四局になっております。

○森勝治君 改正案の第十九条ですか、「委託契約の解除」という条項がありますが、これは契約の解除ということでは、その局が直ちに廃止ということになるのでしょうか、ならぬのでしょうか。その点。

○政府委員(竹下一記君) 十九条で申しております「委託契約の解除は、イコール廃局と、そういうことでございまして。

○森勝治君 その場合に、廃局はいつごろでありましよう。時代の推移とともにそうなるでありましようが、しかしその窓口を利用した国民の迷惑はこの上もないわけでありましようから、この窓口機関の確保についてはどうされるおつもりですか。

○政府委員(竹下一記君) この委託契約を解除して廃局するにつきますと、よほどの事情がなければやらないという方針でございまして、無集配特定局に切りかえられた、これはもう当然でございまして、そのほか、この取り扱ひ事務量が僅少のゆゑをもつて廃局する場合におきましても、ほんとうにその利用の実態を眺めてみまして、置くに値しないものかどうかをよく調査をいたしまして、慎重の上に慎重を期して廃局に踏み切ります。最終的には踏み切る、廃局します場合にも、そういう配慮をもつてかかたいと思ひます。

○森勝治君 慎重、もとよりそれは賛成であります。当該局がなくなつたことによつて周辺の利用者の不便がそこで派生するわけではございまして。国民の利便のために提供して、省の一方的な都合によつて廃局すると、迷惑は周辺の住民にかかります。これをどう対処されるのですか。

○政府委員(竹下一記君) お話のように、廃局することによつて地元の方々に非常に不便を与えるというふうであれば廃局しないわけではございまして。廃局するということは、地元の住民の方々にさほど不便をかけるのだという確信に基づいて廃局をする、こういうことでございまして。

○森勝治君 そういたしますと、社会通念上、廃局するのは、特殊な問題、事件のある場合です。ね。通常の場合は、特定局もしくは普通局という

ものが近隣にできない場合には大方廃止をしないであらう、こういう理解をもつてよろしいですね。

○政府委員(竹下一記者) 大体それでよからうと思いますが、地況に大きな変化がありまして、部落がござりいなくなるとか、あるいは委託をしております市町村の施設がなくなるとかという場合には——もつとも、この法の改正によりまして個人委託という道が開かれたわけでございますが——従来ですと、そういうケースが多かつたわけでございますが、委託すべき施設がなくなつたという場合には、これはやむを得ませんから廃局しておたわけでございます。

○森勝治君 局長、いかに山間僻地の話をしておるとは言いながら、その部落に何人も生存をしないのに簡易郵便局だけは厳として据えておけなどという頑迷固陋な設定をもつての質問は行なつておりません。そういうことはさておきまして、この個人委託によつて、簡易郵便局というものがいわゆる事業の私物化というような印象、もしくはそういう傾向をたどることがないかどうか。もしそういう懸念がかりにもあるとするならば、その結果、その地位の売買というような不祥事も派生しないとも限らぬわけでありまして、あながち、これは私の杞憂であれば幸いですが、その辺のかね合ひはどうされようと思ふのですか。

○政府委員(竹下一記者) この法律にのっとりまして、この法律の精神を十分身に体しまして、これを実施に移していくにつきましては、御指摘のような地位の売買であるとか利権の対象になるとか、なんとか、そういったものは起きないと存じますが、かりにもそういうことになりましてはたいへん遺憾なことでございますので、絶対にそういうことのないように十分運用上留意してまいりたいと思ひます。

○森勝治君 従来、郵便局という名を聞けば局長さんはたれぞということになります。いわば局の代表者であります。簡易郵便局の場合には、団体契約の場合におきましても、この簡易郵便局を代

表するものを局長の呼称をもつてするのかどうか、いわゆる代表者を局長と呼ぶのかどうか、このことを聞きたい。

○政府委員(竹下一記者) 契約の上では受託者というところでござりますが、今日までの実情、実態を見ておきますと、地元の方々の方々から局長さんと、こういうふうに言われている例もあるわけでございます。その辺のところは、その地方、地方のやり方、自然な呼称、そういうものにおまかせをしておいていいのではなからうか。局長と通称申しまして、正式の郵政省の組織の上の局長ではもちろんございせんが、通称として局長という名前が使われてもけっこうではなからうかと、かように存じます。

○森勝治君 使われるのはけっこうでありますけれども、まぎらわしいということ。国家公務員でないという立場からいたしますならば、局長という名を冠すること、社会通念上呼ばせることも、これはいけないのではないのでしょうか。当然この辺も慎重な対処があつてしかるべきものと私は考えます。あなたのほうのひとお考えを聞かせていただきたい。

○政府委員(竹下一記者) その場所には簡易郵便局という表札を——これはりっぱな表札を掲げてほしいと思ひますが——掲げてもらつて仕事をやつていただくわけですから、それから受託者である個人の方々には、やはり国家の仕事、国の仕事をやつておると、簡易郵便局の仕事をやつておると、そういうプライドと、何と申しますか、自信と、そういうものを身につけてやつていただけたらならば、局長というような名前が地元の人たちから呼ばれるということは、むしろたいへんな誇りでございまして、そういう名前が呼ばれますと、さらにプライドを持ちまして、張りを持ちまして仕事を今後ともやつていただくと、そういうメリットもあらうかと思ひます。

○森勝治君 局長と呼ばれることが誇りだとおっしゃる。それは少し安きについたことばではない

でしょうか。国家公務員でないものを局長、局長と言つて庶民の心をあたかもくすぐるがごとき言辞を弄することは、行政的に必ずしも私は賛意を表しがたい。あまりにもそれでは通俗的だ。通信事業という高邁なる理想を掲げておるその総本山の担当局長のことばとは思えない。いまのはざれごとと思つて私は受け取らない。そういうふう

に自信と責任を持たせるならば、なぜ国家公務員としての道を開いてやらないのか。処罰するときだけ国家公務員にする。国家公務員法の抵触は、一般刑法のほかに、国家公務員として重罪を二重に手かせ足かせになるでしよう。処罰するときは非常に苛酷請求であつて遇する道を考えない。局長という名前が呼ばれて喜ばせる。これで得たり賢しとする。これは、私の立場からいたしますならば拍手を差し控えたい。したがつて、そういう点について、いまでも地元で局長と呼ばれているからいいんだということではなからぬ。局長であるならば名実ともに、内も外も、精神的にも物質的にも遇する道を開いてやるのが、これが正しい行政のあり方だと私は思ふのであります。

そこで、さらにお伺いするんであります。この契約の場合にいわゆる世襲というものを認められるのかどうか、当事者一代限りなのかどうか、このことをお伺いしたい。

○政府委員(竹下一記者) 世襲ということは考えておりません。やはり現在やつておられる受託者の個人が何かの事情でやつていけなくなつた場合には、別の受託者を選考するということが筋道だと思ひますし、また手続といたしましてもそういうたざなければならぬわけでございますが、實際上の問題としては、後継者にたいへんりっぱな人、社会的信用があり、事務能力もあるという人がこの受託者たることを志願されました場合には、結果としてその人があとを継がれるというケースはあらうかと思ひます。

○森勝治君 それは理論的にはつきりと区分できますか。

○政府委員(竹下一記者) 理論的には区別ができるわけでございます。つまり委託契約の相手方がいなくなるわけでございますから、その委託契約は解除しなければならぬ。代を交えるについては、新たに契約を結び直さなければいけないわけでありまして、理論的にも手続的にも区別ができるわけでありまして。

○森勝治君 しかし、契約を受けた者は、その約束に従つて、そこに新たに局舎をつくるわけでしょう。先ほどのお話にもありましたように金庫を置く、カウンターも置く、いわゆる窓口というものを設置する。投資ということばは必ずしも適切な表現でないかもしれぬが、いまのことばで言つて何がしかの資本を、最低の開業に要する費用をそこへ投下しているわけですから……そうでしょう。だから、それを今度は別な角度から、そう簡単に、山田さんだめだから、じゃあ岡田さんにと、そうちよるちよるいくわけにいかぬでしょう。そうすると、私がそのものずばりで世襲という表現を用いた、それは表現上ないとおっしゃるけれども、このままでもまいりますと、理論上はともかく実際上はそういう姿が随所に見受けられるような形になつてしまふのではないですか。その点をどう割り切られるのですか。

○政府委員(竹下一記者) ある程度の金額を投資されたということはそのとおりでございます。ただし、それにつきましては手数料で見えておるわけですから、いわゆる基本額は局舎に対する投資、あるいは備品、そういうものに対する投資に見合う償却費あるいは金利等を見込んで基本額を算出して支給いたしますから、経済的な面についてはペイして差し上げておる、こういうことがいえると思ひます。そういうことを内容とするお互いの契約ですから、そういう契約もあつていいのじやなからうかと思ひます。

○森勝治君 それではさらに、聞きますが、第九条の2の四号ですが、受託者の制裁規定がここに出されております。受託者が委託事務の処理をことさら怠つたときは云々とありますが、これを

認定する基準というものはどうですか。先ほどの話では、その局におつても、おらんでもよろしい、だれがやってもよろしいと言っている、代務者ならよいと、こうおっしゃった。ことさらに意図はどういうことですか、どうやるのですか。一週間に三十時間窓口を開けとおっしゃっているのですから、看板をかけて、ドアをあけておけばいいと、そうおっしゃっているわけでしょう。ことさらに怠惰な姿を、だれがそういう認定をするのですか、それは住民の申告ですか、密告ですか、通告ですか、それとも監察等をもつてするのですか、制裁規定の基準というのはどこから出てくるのですか。

○政府委員(竹下一記君) ことさらに委託事務の処理を怠るという事例は、そうめつたにないと思ひますけれども、そういう事例が起きた場合には、必ずやその地域の問題になるわけでございます。そして、そのことは受け持ちの集配郵便局長の耳にすぐ入るわけでございます。そこで事実の認定はできると思つております。

○森勝治君 ですから、ことさらに事務の処理を怠つたという基準——たとえばどういふときに怠つたと認定するのですか。

○政府委員(竹下一記君) ことさらにというのはいわゆる故意にということでございます。委託事務を処理し得るにもかかわらず、故意にそれを扱わないというわけでございます。まあそれに相対するものといつたしましては、事務をやりましたも天変地異等の何か特別の事情がございまして、不可抗力にできない場合があると思ひますが、ことさらにいふのは、そういうわけでございます。受託者個人がわざとやるにもかかわらずやらない、こういうケースでございます。これは特に申し上げるほどのことではないと存じます。

○森勝治君 しかし、大切な郵政事業を、かりに契約の内容というもので万全を期することができないにしても、こういう間違つた行ないをしたときには、これこれだといふ基準が当然示されてし

かるべきです。ですから具体的な制約を——どういふときにどうするか、ただこれは取り消すところあるばかりです。訓告もあるでしょう、戒告もあるでしょう、口頭注意もあるでしょう、文書注意もあるでしょう。それはどうして基準を定めるのですか。地域住民の申告といつたつて、それじゃ空っぽくばつたものじゃありませんか、つかみどころがありませんね、よつてきたる基準というものがあつて、基準というものが、郵政のものさしがあるでしょう。

○政府委員(竹下一記君) これは郵政局と受託者との間に取らわけております契約書の中身にかかつてくると思ひます。開いておくべき窓口時間を契約書の上ではつきりしておるにかかわりませぬ、それを著しく開閉の時間を契約どおりに行ないませんで、地元の人たちに不便をかけるというようなことは、その一つかと思ひます。また代務者を立てまして郵政局にちゃんと登録をしておく、こういう手続があるにかかわりませぬ、代務者がいなくなつた場合に交代を怠る、そういうことになりませぬ、本人が不在のときに代務をする人がいない、勢ひ窓口で仕事ができない。これもあつては、この懈怠の一つになるかと思ひませぬ。契約書の履行の關係になつてくるかと思ひます。

○森勝治君 ですから、契約書の内容を十分履行させるためには、相手方に罰則規定も明示する責任があるでしょう、いま言われた、たとえば故意に窓口をあけなかつた、何時間あけなければ罰金の対象になるのか、戒告の対象になるのか、契約を取り消す対象になるのか、そういう目安というものがないければ契約を結ばないでしょう、そうじゃないでしょう。法律といふのはすべてそうでしょう。そのかわりその約束を果たした者にはこれだけの報酬を与えてやるんではない、そうじゃないでしょう。片一方ばかりに押しつけてはならないでしょう。反対給付する場合には、あなたがこれこれの約束を果たした場合には、こういういたします、この約束に違反した場合にはこうやります。

すと、それぞれ適用があるでしょう。適用の基準を示さなければならぬでしょう、基準を示す責任があるでしょう。著しく怠つたときに罰則になると、何か基準を——三日休んだのが罰則になるのか、一カ月休んだのが罰則になるのか、そこがさだかでないでしょう。当然契約を結ぶ場合には、省の態度を明らかにすべきじゃないですか。これが制約の対象になりますか。

○政府委員(竹下一記君) おっしゃるような契約の不履行といふことが、契約書に書き上げてあります。そのようなことをやらないという場合のペナルティといつたしましては、この法律第十九条に書いてございまして、解約をする、契約を解除するといふことに方針をきめたわけでございます。考え方といつたしましては、一挙に解約にいたしませぬで、その前にいろいろ罰則みたいなものが考えられますけれども、これはやはり簡易郵便局の性格から見ても、国家公務員に適用されておりますような行政罰、こういうものをこれに適用いたしますことは、簡易局の性格上不適当でございます。いろいろ考へました末に、ペナルティといつたしましては、この契約の解除一本にしぼる、こういうことにいたしたわけでございます。

○森勝治君 だから、契約の解除に値する、契約を怠つたという基準がなければ、約束を果たさない場合には解除する、解除すると一方的に言つたつて、片一方は資本を投下しているわけですから、そうでは、そんな言いがかりをつけられは困るんですよ。こういうときには、だめですと——たとえば理由もないのに一週間窓口をあけないことはいけませんよ、よつてきたる基準というものがなければ、十九条の具体的な内容がないじゃないですか。これでなきゃならない。解除すると言つたつて、具体的な基準があるでしょう、それを明示しては、いふことですか。

○政府委員(竹下一記君) これにつきましましては、実は契約違反の場合には、契約を解除するということだけで、そういう契約の取りきめでもつて二十数年来やつてきているわけです。その実情から

見まして、別に支障を感じませんし、また先ほど申しましたように、簡易郵便局の性格及び実態から見まして、これで十分ではなからうか、かように存じます。

○森勝治君 なるほど権力を持たれてる郵政当局として、しかも生殺与奪の権をお持ちですから、何ら痛痒は感じないでしょう、そのことは、しかし、やられるほうの立場も考へてやつてくださるでしょう。たとえば欠勤何日以上は次期昇給をどうするとか、延伸するとか、いろいろ制約があるでしょう。それで、あまり一方的な権限を行使するばかりじゃないでしょう。ですから、同じ契約違反にだつて情状酌量はいろいろあるでしょう。ただ、じゃあすべて契約を少しでも違反したら解除ですか、そんなことないでしょう。やはりそこに情状酌量すべきものは酌量する、陳述を受けるものは陳述する、事態收拾をはかるためにたくさんあるでしょう。ただいきなり、約束を果たさないからばんとやるなんて、そんな権限をもつて臨むことが、これはやめてもらいたい。だからひとつその基準を——もし基準がないとするならば、やはり早急に基準をつくつてくださう。そうしなければ安心してそこでやれないでしょう。金を何十万、何百万か知らぬが、少なくとも何十万という金をそこへ投下するわけですから、一方的に約束を破つたからといってばつとやれるものじゃないでしょう、實際上、そうでしょう。ですから、一つのある程度の基準が——目安といふものは、あなた方権力をお持ちだから痛痒がないのですよ。生殺与奪の権を握つておられるからですよ。だけれども、これを受けた人の立場をやつぱり考へてやらなければならぬでしょう。われわれの立場ではそうですよ。法律というものは、片一方にばかり加担してはならないのですから、あなたの方にも受託者側にも権利義務というものを明確にしてやるのが一番正しいあり方でしょう。そういう面から私は発言しているわけ

です。基準などはないというならば、あなたの方の勘でおやりになるんでしょうか。勘でやっては行政はいかぬというでしょう。勘でやられてはいかぬという、そこに強権を生むおそれがあるからいかぬ、権力者があぐらをかく下地が出てくるからいかぬ。規則をつくりなさいという、そのことを申し上げている。

○政府委員(竹下一記君) 法律の運用のことだと思ひますが、もちろん法律をそのまましくし定木にやることは適当でないと思ひます。いかなる場合にも情状の酌量ということは考えなければならぬ。この点につきましては情状酌量のことです。従来、この点につきましては情状酌量のことです。従来、この点につきましては情状酌量のことです。

○森勝治君 それでは次へ移ります。現行の簡易郵便局の中で最高の事務量、これはどのくらいになりますか。

○政府委員(竹下一記君) 四十三年の実績がございまして、最高は、年間取り扱いが郵便につきまして二万二千三十三件、貯金の取り扱いにつきまして年間五万一千八百二件、こういうことになっております。

○森勝治君 それでは特定局の最低の事務量は、いかがでしょうか。

○政府委員(竹下一記君) お尋ねしますが、特定局ですか、簡易局ですか。

○森勝治君 特定局です。特定局の最低の事務量。

○政府委員(竹下一記君) これは、実は持ち合わせがございません。

にないとおっしゃって、ここで御説明がいただけません。私はそこに、特定局と簡易郵便局との分野が明確でないような気がしてならぬわけであり。したがって先ほども何件か簡易郵便局から特定局に昇格したというお話もありましたが、どの程度の事務量があるならば特定局に昇格させるのかどうか、まあ昇格ということばがはたして適切かどうか知りませんが、簡易郵便局がこれこれだった、特定局を設置することになれば、この簡易郵便局がどのくらいの事務量を扱えば特定局の線まで引き上げるのか、そのことをお伺いしたい。

○政府委員(竹下一記君) 簡易郵便局の事務量は、ほぼ一人あるいはそれ以下ということを用意しております。したがって事務量が二名以上になるといふ地況におきましては、無集配特定局に切りかえられる条件を一応持ったところではないか、かように考えております。

○森勝治君 そうなりますと、その簡易郵便局が一定の年月を経ているわけの郵政側で見た特定局の設置基準に合致するようになりまして、それを特定局に、いわゆる通俗なことばで言う昇格をさせた場合に、その請負人であります契約者に対する扱いというものはどうされるんですか。

○政府委員(竹下一記君) その時点におきまして簡易郵便局は廃局、別に無集配特定局の設置開局、こういうことになりまして、従来の簡易郵便局の受託者である個人は、そこで一応解約される、縁が切れる、こういうことになります。

○森勝治君 そうなりますと、いまのは理論的なお答えでありまして、先ほどの世襲の問題で私が若干説明したときと同じように、この簡易郵便局の請負の方が特定局の経営に当たることもあるのでしょうか。

○政府委員(竹下一記君) 新しくできました無集配特定局につきましては、新しく特定郵便局長を選考しなければなりません。その場合には内規がございまして、特定郵便局長任用規程というのがございまして、それに照らして選考するという

ことになります。従来の受託者でありました個人は、もしその意思がございしますならば、新しくできまます無集配特定局長たるべき地位を志願をする、そして選考の対象になるという道はもちろん開かれておるわけでございます。

○森勝治君 もしそういう選考の基準に合致しない、やむを得ずして簡易郵便局が第九十九条二項によつて廃止を決定した。しかる後の局舎に對する、そこへその契約者が資本を投下しているわけですから、これらに對する費用弁償等という問題は、どう考えておられるんですか。

○政府委員(竹下一記君) これは、先ほども申し上げ述べましたが、局舎その他に對する投下資本に對しましては月々の手数料、その中の基本額という部分で見えておりますので、契約を解除いたしました時点において、そのほかに特別の措置は要らないではないか、ということを考えております。

○森勝治君 そうすると、利用するだけ利用して、用がなければ情け容赦もなく切つて捨てる、企業性の最も顯著なあらわれだ、こういうふうな理解してもよろしいですか。

○政府委員(竹下一記君) 今度の法改正で個人委託の道が開かれましたので、若干事情が違ふと思ひますけれども、従来やはりその方針でやつてまいりましたし、この月々の手数料には投下されたものに對しまして十分ペイするだけのものを見ておるつもりでございますので、いまのところ、それ以上のことを考えておりません。

○森勝治君 いまの御説明で簡易郵便局設置に當たる、その報酬として十分見返りを用意しているとおっしゃるが、その基準をお示し願ひたい。ふえんします。基準ですから、一通幾らというのが出ていますね。そうでなくて、一つの標準があるわけでしょう。まさか千や二千で人をこき使うというわけではないでしょう、何十万円という資本を投下したのだから、一定の基準があるわけでしょう、その基準をお示し願ひたい。個々の問題はよろしいです。

○政府委員(竹下一記君) 月々の手数料の基本額に、先ほど問題になりました投下資本に對する支払を見込んであるということでございますが、この基本額の算出につきましては、非常にこまかい数字の羅列になりますので、詳細は省略いたしますが、この局舎料の算出にいたしましては、この算定一律に五坪というものを予定しております。實際は五坪ではございせん。三坪弱が実情かと思ひますが、予算上五坪と、甘く見て基礎単価をいたしておるわけでございますが、その局舎の耐用年数を見まして、その償却及び金利部門を見る。大体、特定局の局舎料の算出に對して七割見当のものが算出できる。これは私どもかなり余裕を見て、この局舎料の算出をいたしておる、先ほどの坪数を五坪にしたという点もそうでございますが、かなりの余裕を見込んでおるわけでございます。そのほか雑用費、薪炭費、備品類、これに對しましては購入単価及び耐用年数等々につきましては、適正なる基準単価を採用いたしておりますし、さらに準備整理のための人件費は毎年のペースアップの事情を織り込みまして、これは人件費だけではございせん。物件費につきましても毎年単価の改定をする、したがって、予算を増額してまいっておりますが、そういうことを積み上げてやっておりますので、この手数料の算出につきましては、實際に即応した十分のものを実は見ておる、こういうふうな考えておる次第でございます。

○森勝治君 簡易郵便局を設置することによつて、いわゆる事業の支出ですね、黒字か赤字かというこの一言で片づけますと、どのくらい郵政事業の中で負担になるのですか。

○政府委員(清田木繁君) ただいまから申し上げます数字につきましては、一つの前提がございまして、いろいろ誤解を招く場合も多いものですから、一応その前提を言わしていただきます。

実は、このくりました資料は四十三年度においてつくつたものでございます。それから、つくる目的は一つの郵政窓口を設置するのに簡易局を置

いたほうがいいか、無集配特定局のうちの二人局——一番いま配置の少ない二人局を置いた場合、どちらが経済的に有利かというのを基準にしてつくったものでございます。したがって、そこで経済比較をする場合の収入等につきましては、一種の擬制的収入をいたしておきます。これはあとで、どういう擬制をしたかは詳しく説明いたしますが、一つの擬制をして収入というものを見込む。それに簡易郵便局手数料を支出し、片方の特定局のほうは局長、局員の人事費等を支出するということになりまして、いずれにしろ、一つの擬制が行なわれておる点の一つのポイントでございます。

それから、これは簡易局につきましては百九十五局を抽出したということでございます。抽出局数はあまり多くないということでございます。それから特定局につきましては、二人局につきましては四十八局を抽出した。こういう前提を置いて計算いたしました結果は、郵便、貯金、保険すべてをいれまして、収入、費用を差し引きますと、簡易局では一応六千円という赤字の数字が出てまいりました。二人局では百二十七万一千円という赤字が推計されました。

そこで先ほど申し上げました、この赤字が出たものと収入というものを、一応どういふふうに推定したかということをごく簡単に御説明しますと、まず郵便につきましては、その局で——調査局であります、一局平均の郵便の引き受け物数というものを全部調べました。大体窓口で引き受けますので、書留通常とか普通速達とか、あるいは小包というものがその窓口で引き受けられるのであります。その通数を調べまして、それに配付収入とわれわれは言っておりますが、書留が一通ありますと、ほんとうは書留というものは六十円、それに通常一種でありますとそれに十五円で、七十五円というものが収入になるわけでありまして、そういう収入をかけちゃいますと、その局だけのメリットでないものが出てきますので、一つの郵便物を引き受けますと、その引き受けた収

入というものは配達部門まで全部ペイするための収入でございますので、その引き受け部分に相当するだけの分をその局に配付し直す、そこが一つの擬制になります。そういう意味の配付収入単金というものをそれぞれの物数にかけまして、したがって、無集配特定局におきまして、同じようにその調査した一局平均のそれぞれ同じような引き受け通数というものをそれぞれの同じ配付収入単金をかけまして、それぞれの収入をとったということであり、それから貯金につきましても、同じように為替振替等につきましてはそれぞれの一局平均の口数を出しまして、これと同じように収入配付単金という単金をかけました。

それから貯金につきましては、いささかちよつと芸をこまかくいたしまして、その簡易局の一局平均の貯金残高というものを一応推定いたしました。無集配局においても同じように一局平均の貯金残高を出して、その貯金残高に一定の利率率というものをかけまして、それがその局での収入源になるというように考えた率を出しまして、それで収入というものは推計しました。こういうようにいたしまして、郵便あるいは貯金、保険につきましても、そういうたような一定の件数というものをい出して、その件数に同じように配付収入単金をかけた。そしてそれぞれの収入を推計しました。支出のほうは、これはもう簡易局に対しては簡易局手数料、これは私のほうから払うわけでございますので、郵政省側としてはそれが支出になります。それから特定局のほうは、ずばり局長、局員の人事費、あるいはその局で扱った支出というものは、直接費的な支出はそのまま調査がでますので、それを充てる。それに支出のほうは、さらに管理共通の負担分と申しますか、間接費をそれにそれぞれ足しまして、そして支出というものを推計した。

そうしたいろいろの推計をいたしました結果、簡易局についてはその収支が六千円の赤字、二人局の無集配特定局については百二十七万一千円の赤字が出たと、こういうことでございます。この数字は現実的にその局の赤字という意味でなしに、

一つの経済比較上の収支上の赤字と、こういうふうにごうに御了解願いたいと思います。

○森勝治君 まあ、るる御説明があったわけでありまして、簡易局を置くことによって周辺の局の減収の見込みというのは、年間どのくらいになるんですか。

○政府委員(清田木繁君) そういうものは、いま調査したものはございません。

○森勝治君 それはぜひ調査してお示しを願いたい。お約束をいただきたい。

○政府委員(清田木繁君) 実は前に、そういう問題についていろいろ議論があったんであります。が、いままで一つの局の窓口がありまして、その周辺に一つの郵便局なり簡易局ができた場合に、それがもう一つの局のほうにどう影響を与え

るかというところは、実はそれだけの原因で増減というものは不可能だというふうにわれわれ考えております。ということとは、その一つの局の増減というものは単なる局ができたことだけによる増減でなしに、社会的ないろいろな事情によつて増減されますので、その増減のうち、この分だけが新しく局ができたための増減ということはず不可能に近いんじゃないかということで、調査はいたしておりませんが、しかしそれはまあ特殊な例で、ある特定局で近くに簡易局ができたためにこういうものは減ったというふうな、何か具体的な事実がそこでその局から申し出があれば、これは調査をしてみる方法もあるかと思いますが、一般的にはほとんど不可能に近いんじゃないかというところで、いままで調査をしておらないわけでございますが、もう一回その辺を研究してみても、もしお説のような調査が可能であれば調査してみたいと、こういうふうに思います。

○森勝治君 不可能ということでは私はないと思ふのです。いまのお話の中を私なりに勘ぐってみますと、局が一つよけいにふえたんだから、利用者数が多くなったんだということを印象づけようとしておっしゃっているような気がしてならぬわけですね。これは私の邪推でありますけれども、

しかし局がふえようが、ふえまいが、国民は必要などときに必要な郵便局を利用するわけですから、ぜひともその調査をしていただくことによつて、この簡易郵便局の必要性あるいはまた特定局、普通局とのものもろの対策等の資料になると思ふのです。もちろん私は、全国すべてその対象にせいななどとは言いません。費用もたいへんでしようから、先ほどのお話にも抽出報告がありました。が、抽出でけっこうでありますから、その流れる筋を私は追つてみたい。したがって、そういうことをいまお願いしたわけでありまして。

そこで人事局長に定員問題でお伺いするのであります。この簡易郵便局を置くことによつて、周辺の特定局と普通局も含みます、その事務量が私は減少するやうな気がしてならぬわけでありまして。調査は不可能とおっしゃるが、これはまた別な角度で調査して下さるといふお約束ですから、それに期待をかけますけれども、利用する国民のその利用度合いは当然同じでありますから当然減少するやうな気がする。そうなりますと、従来の郵政のいき方だと、直に定員を減少するということにややもすればならぬやうな気がしてなりませんか、私はこの点、とくと担当局長にお伺いしておきたい。

○政府委員(中田正二君) 簡易郵便局が設置された場合のその周辺の特定局あるいは普通局の定員の算出につきましては、これは郵務局の指導によりまして郵政局が行なつております。人事局は直接タッチしておりませんので、郵務局のほうから詳細答弁があるかと思ひます。私のいままでの経験からいいますれば、簡易郵便局が設置されたことによりまして、その周辺地域の郵便局の定員をどうするかというのは、具体的に業務量の状況を見ましていたすということでありまして、別の資料によりまして算出が適正に行なわれるというふうに存するのでございます。

○森勝治君 私は、定員の問題はあなたのほうの所管だろうと思うから、基本的な問題をお伺いした

わけです。いま簡易局が設置されようと思われまいと、ということばがありました。当然定員を算出する局としては、それぞれの現業部門からの要求をまづまでもなく、そうした総合的な関連のもとに定員の測定というものをされてしかるべきではないか。いま経理局は資料がないとおっしゃるが、物の流れ、郵便物の流れ、人口の動態をかねてからおやりになっているじやありませんか、皆さんは。おやりになっていることを、どうして簡易局をつくるということについて、まあ他を刺激してはならぬという深い配慮があつて、そうおっしゃるのかもしれないけれども、ぜひそういうことをおやりになって、簡易局のできた効率というもの、効果——罪まではいきませんが、つくるものが事業の進展になるのか、つくることによつて周辺の局に何か及ぼすのかどうか、こういうことは当然把握されてしかるべき問題と私は考えておるわけ。事業の全般ですね、郵便の部門とか保険部門とかいう小なる部門ではなくして、郵政事業の全体的なあり方としても当然これは把握されてしかるべきものと、私はこう思うのですが、たとえば恩給をとる場合、年金等の受給者の場合でも簡易局でおやりでしょう。そうすると、向こうにいくのに、近くだったところにくるでしよう。そこで当然月末の累計の点に影響を及ぼすことは明らかでしょう。特に山間僻村でありますから、人口の動態というものはあまり急激な流れはないはずでありますから、当然把握されれば——まあなく把握されるような気がしてならぬのです。私は、しろうと考へて申し上げているわけですから、しろうとの考へは必ずしもくろうとの皆さん方の胸にうんとうなづかせることはできませんけれども、しろうとから見て把握ができて、きそな気がしてならぬわけでありませう。これは事業の全般的な——簡易局を設置する賛否という立場を離れても、事業の流れというものは当然明確に把握しておくべき責務があるだろうと思ふのです。その点についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(竹下一記君) 人事局におきましては、定員の全体の経理をいたしますが、郵便、貯金、保険の事業定員の算出、その取りまとめにつきましましては郵務局がやっておりますので、その立場からお答え申し上げます。簡易郵便局が新たにできました場合、考えられますことは、郵便の取り扱ふ事務量につきましては、これは多少の影響は近隣局にいくであらうと存じます。貯金の取り扱ひにつきましては、これは必ずしも近隣局の事務量を減にする要素にはならない。と申し上げます。は、その局ができることによつて、その地域に新しい貯金の需要を喚起するという面があるわけでございます。その簡易局ができましたらば、そこで新しく預金をするという人が出てくるわけでありませう、必ずしも近隣局の事務量の減を来たさないとはいへませんが、何がしかの事務量の變動があらうかと思ひます。そういうことをひくくするめまして結論を申し上げますと、そういう多少の変化はござい申し上げます。省いたしましては、簡易郵便局の設置に伴つて近所の特定郵便局の事務量の變化等をつかみまして減員をするとか、あるいは特定局でありましたものを事務量の減を理由といたしまして簡易局に切りかえるとか、そういう措置は絶対にいたさないといふことを、方針として堅持いたしておるわけでございます。

○森勝治君 現在の、現行の簡易郵便局の定員の配置状況、それをお示し願ひたい。

○政府委員(竹下一記君) 配置人員の多い局が、少数でございますけれども若干ございます。これは二月末日の調査でございますが、四人局という簡易局が全国で一局ございませう。それに三人局というものが五局ございませう。二名局というのが二百四十局ございませう。これには説明を要しますが、いま申しました四名、三名、二名というものがかりつきで簡易局の仕事をやっているというわけではございませう。役場の仕事をやる、あるいは協同組合の仕事をやる、同時に、お互いに共同しまして簡易郵便局の仕事を交代でやる。ともか

く四名の人がかわりばんこに簡易局の仕事をやる、役場の仕事もやるというような形の四名局であるし、三名局でございます。

○森勝治君 それはあれじゃないですか、兼務です。から役場の仕事もやり、郵政の仕事も手伝うといふことでありませうけれども、やはり二名の担当よりも四名の担当のほうが事務量が多いといふ、そういう姿ではないでしょうか。

○政府委員(竹下一記君) 傾向として申し上げますと、そういう面がございませう。

○森勝治君 それでは二人でやっている簡易郵便局の事務量と無集配局における最低配置定員の事務量の比較、これはどうなっておりますか。

○政府委員(竹下一記君) 二名配置の簡易局は、先ほど申しましたように二百局ちょっとございませうが、これは内容はみな一名未満の事務量に該当する局でございまして、ただ二人の人数がかかるわけに仕事をしているという意味における二名局の事務量の比較でございますけれども、これは詳細に調べたものは実はないのでございませうけれども、概して申しますならば、やはり二名の無集配特定局のほうが、事務量としては多いのでございまして、非常に平均的な話を申し上げますと、簡易局は二名の無集配特定局の事務量のおおよそ半分、これは総平均の話ですが、半分でございませう。ただし、簡易局の中には、特例的に非常に事務量の多い局、これが若干ございまして、二名局の無集配局よりも事務量が多いといえる局が全国で百局ばかりはあるように見えております。

○森勝治君 無集配局の定員二名の配置局、これは全国で何局あるのですか。地域別の分布状況をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(竹下一記君) 全国で九百七十局ございませう。

○森勝治君 郵政局別の数でございますが、申し上げますと、東京郵政局管内が二百六局、長野管内が九十九局、名古屋管内が二十九局、金沢が四十六局、大阪が百十四局、広島が七十四局、松山が六十六局、熊

本が九十五局、仙台が百十一局、札幌が百三十局、そういうふうになっております。

○森勝治君 そこで、いま二名局の無集配局の分布状況、各局別の数字をお聞かせ願つたわけでありませうが、これらの二名局等について、将来、かりそめにも簡易局等に格下げるような——俗なことばでいう格下げるようなことはないのでしようね。

○政府委員(竹下一記君) 簡易局ができたということ、理由に格下げるということとは、全然考えておりません。

○森勝治君 先ほどのへんびということばの意味が、私のほうから提供したわけでありませうけれども、へんびな土地の国民に郵政事業のサービスというものをあまねく公平に提供するためには、一体どれだけの窓口が必要なのか、展望をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(竹下一記君) いまのお尋ねは、なかなかむずかしい問題でございます。どこまで窓口を提供すれば十分であるかということにつきましては、客観的な基準というものは実はございませう。

ただ、日本の場合、一局平均五千名程度の人がこれを利用しておるといふ実情でございまして、北欧のスウェーデンでございまして、一局平均が五百名というものに比べますと相当開きがございませう。この一局平均の受け持ち人口の順位で申しますと、日本の場合は世界で第十七位ださうでございます。それから、世界の情勢に照らしますと、もう少し日本でも窓口をふやしてよからうではないか、そういうことがいえると思ひます。

○森勝治君 世界で十七番目だから、もう少しサービスをしたいという話であります。これは当然あるべき姿であらうと思ふのであります。これはさうならば、国民のサービスのために、窓口というもののあり方というもので、どういふような局の形態によつて、どれだけ局の数を増加させれば、皆さんが考へている、当面する事業の、国民に対して、まあまあこれで郵政事業は当面、事足

りる、満足するという状況が生まれるのですか。

○政府委員(竹下一記君) これも非常にむずかしいお尋ねでございますが、へんびな地域におきましては、簡易郵便局方式によりましてもう少し増置をする。目下の調査によりますと、二千百局ばかりを予定しておりますが、もう少しあってもいいんじゃないかと、かように考えます。片一方の都市あるいは都市近郊地におきましては、これは無集配特定局の増置をやっていかなければなりません、これは正直に申しまして、特に東京、大阪等の発展地におきましては、固地が対人口に比べて不足をいたしておりますので、そのほうは無集配局をもっとふやしたい。さて、ただけふやせばいいかということになりますと、最終的な数をいま持ち合わせがございません。

○森勝治君　いまのお話にもありましたように、今回の提案では二千百局、これを設置したいと言っておりますが、この二千百局をもっていたしますならば、当面する僻地対策というものは一応その目的を達することができのですか。

○政府委員(竹下一記君) 一応の目的の達成には  
なると思います。

○森勝治君　いまの御答弁の前の答弁の中で、増加云々の問題が若干言及されたやにいま拝聴したわけであります。二千百局を設置すれば当面の目的は足りるが、さらにということのお言葉がありましたので、さらに聞くわけですが、あるいは基準を変更したり局数などを増加させるような考えをお持ちのもとに、先ほどのようなお答えがなされたのですか。

○政府委員(竹下一記君) 簡易局の設置につきましては、その基準を変更するということは考えておりません。ただ郵政局では、非常に荒い作業で、いま申し上げた二千局ばかりのものを、地図を案じて非常におおよその場所として選考したような状況でございますので、もう少し精密に実情を見ますと、もう少し場所がふえる可能性が強い、そういうことを申し上げたわけでございます。

○森勝治君 最近、経済企画庁等からは新全国総合開発計画、さらに自治省からは広域市町村建設、建設省からは地方生活圏構想などと、いずれも人口の過度集中化を防いで過疎現象の深刻化を防ぐ、さらに希薄化する山村地域に対してもより高い水準を維持するために、地域内住民の日常生活の需要というものを充足させる、そういう機能を備えた地域生活センター等の設置充実などということが盛んに言われておるわけであります。

さらには首都圏整備委員会等におきましても、郵政の窓口、いわゆるサービス機関等を著しく増強して国民の期待にこたえよう、こういうことを言われています。つい、ぜんだつての首都圏整備委員会の論議の中でも、首都圏整備の中で、五十年で約四十五万通、外国郵便が一億二千万通にも達する見込みであるというようなことで、首都圏構想の一環として期待される郵政事業のあり方というものを、私どもはその委員会で検討を重ねたことがあるわけであります。こうなりまして、このように郵政の窓口機関というものも、御承知のように公共事業でありますから、当然その一環として積極的に事業に協力を要請されるだろうと思うのであります。したがって、そういう見地からいたしまして、郵政事業というものがますます重要視されるでめいましょう。これら時代の要求に対応するために、一体どういう措置をされようとしておるのか、この点についてひとつ伺いをしたい。

○政府委員(竹下一記君) 経済審議会が作成いたしました新経済社会発展計画を見ますと、郵便は電気通信と並びまして、経済活動の基盤であるというふうに見られておりまして、重要視をされておるわけでございます。かつ昭和五十年度に至りますと、郵便はいまの一・三倍になるという需要の増大が見込まれるわけでございます。もちろん、この数は私どもが算出したしました数でございましてけれども、そういうことで、この新しい国づくりの中で、日本の国、特に都市につきましの社会資本の充実整備ということにつきまして、

郵便をはじめとする通信の整備というものに対しまする世間の期待というものは、非常に大きいわけでございますして、私どもいたしましては、国力の成長、経済力の膨張、そういったものに見合うような実力をつけていく。昭和五十年における経済力にフォローできないでは困りますので、フォローできるようないろいろな施策を講じてまゐる。特に、この労働力の確保ということは一最大の問題でございますし、労働力の確保ができないために事業が非常に混乱をするというようなことではいけませんので、郵便事業の最大の目標は、労働力の確保あるいは省力化あるいは近代化というようなことを、実はここにうたわれておるわけでございます。

○森勝治君　今回出された中で、二千百カ所程度というのでありますが、その設置場所の明細をひとつお示し願いたい。何町目何番地などという、こまかいことはけっこうであります、少なくとも各県別にどれだけの数が設置されるのか、ひとつお答えを願いたい。

○政府委員(竹下二記君) 郵政局から報告を徴しましたのは昨年の三月末日現在のものでございまして、それによりますと全国で二千百八十七局です。東京管内が二百六十六、長野管内が二〇二、名古屋は三百四、金沢が百四十四、大阪が八十五、広島は二百六十二、松山が九十二、熊本が二百四十九、仙台が五百四十五、札幌が三十八ということに相なっております。

○勝藤治君　そういたしますと、二百百というのは、すでに地方の局から設置の希望の出ている総数とやや同数ということでありますね。そうなりますと、郵政が、これは事業の進展のためにということでの提案でなくして、希望者がそれだけおるから希望者の数に合致させるために二百百程度という説明だと、こういううがった理解のしかたでよろしいですか。

○政府委員(竹下一記君) 郵政局が算出しました根拠は、地元からの要望というものをもちろん入れてございますけれども、簡易郵便局を置きます基

準というのがございまして、それに適合した場所を選んだわけでございます。簡易郵便局の設置基準といたしましては八百メートル二百戸という基準がございまして、もよりの局から距離が延びるに従いまして表面戸数は落ちていきまして、最終は五千五百メートルに対して百戸、これが基準になっております。こういう基準をもちまして地図を案じて要設置場所を求めた、こういう作業ももちろん加わっておるわけでございます。

○森勝治君　そういたしますと、当面二千百程度を設置すれば当面の目的を遂げることになるから、あのことは別に考えないと、こういうことですか。また出てくればそのたびに、次から次へとおやりになると、こういうことでしょうか。

○政府委員(竹下一記君) いまの設置基準は、突  
情に照らしましてたいへん合理的なものだと考え  
ておりますので、それによって出ました二千百局  
ばかりのものを設置いたしますと、一まずよろ  
しいのではなからうか。かように考えております。  
○森勝治君 しばしば質疑応答の中でもかわされ

ましたように、簡易郵便局というものはいわゆる山間僻地、そこに居住する国民の福祉の寄与のためにあるものであるから、したがって都市近郊——大都市にすぐくっついているところとか、人口の著しい増加が予想されるようなところにおきましては、当然普通局あるいは特定局、従来のも——これはことばが必ずしも合わないかもしれませんが、正常な事業の運行の窓口を持つ従来のものとする。そういう態度で当然臨むだろうと、私は約五時間近いやりとりの中で理解をしてまいりましたが、そういう理解でよろしいですね、基本的には。

○政府委員(竹下一記君) そのとおりでございます。  
○委員長(近藤信一君) 他に御発言がなければ、  
本法律案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ  
ます。  
本日は、これにて散会いたします。



簡易郵便局法改正に関する請願(二十九通)

請願者 長崎県北松浦郡小佐々町矢岳五三

一矢岳簡易郵便局内 松井哲夫外

三十八名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一四九二号 昭和四十五年三月三十日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二十五通)

請願者 北海道砂川市南吉野四三砂川南吉

野簡易郵便局内 山口正直外三十

四名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一四九二号 昭和四十五年三月三十日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(八通)

請願者 宮崎市大字富吉富吉簡易郵便局内

森柴外八名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一四九三号 昭和四十五年三月三十日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十五通)

請願者 宮崎県高木町山野原山野原

簡易郵便局内 平松重雄外十四名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一五一二号 昭和四十五年三月三十日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十三通)

請願者 山形県寒河江市谷沢谷沢簡易郵便

局内 国井門三郎外十二名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一五一二号 昭和四十五年三月三十日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(六十七通)

請願者 鳥取市吉成鳥取吉成簡易郵便局内

安木宏有外六十六名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一五五七号 昭和四十五年三月三十日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 高知県室戸市吉良川町長者野簡易

郵便局内 岡村武信

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一五六五号 昭和四十五年三月三十日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二十八通)

請願者 奈良県北葛城郡香芝町磯壁簡易郵

便局内 山本恵美子外二十七名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一五七〇号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(六通)

請願者 愛媛県温泉郡中島町二神二神簡易

郵便局内 西野辰之助外五名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一五七一号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十通)

請願者 北海道美幌市東明五区東明西簡易

郵便局内 深尾広治外九名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六一〇号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 宮城県玉造郡岩出山町下野目二ツ

屋四一西大崎簡易郵便局内 千葉

美智子

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六一二号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 千葉県八日市場市高二、一八五須

賀簡易郵便局内 石田秀子

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六一二号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(八通)

請願者 鹿児島県薩摩郡北町下百引下百

引簡易郵便局内 隈元智恵外七名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六一三号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十通)

請願者 滋賀県大津市国分町一ノ七ノ二

二大津国分簡易郵便局内 中山治

一外九名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六一四号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十二通)

請願者 愛媛県喜多郡長浜町大字今坊喜多

灘簡易郵便局内 二宮重憲外十一名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六一五号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(六十一通)

請願者 長崎県北松浦郡鹿町御堂簡易郵

便局内 山本幸外六十名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六二七号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 東京都西多摩郡奥多摩町日原七六

〇日原簡易郵便局内 小林善吉

紹介議員 北條 浩君 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六三二号 昭和四十五年三月三十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 山形県飽海郡八幡町升田字野向二

二 斎藤佐恵子外一名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六四四号 昭和四十五年四月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 三重県名張市安部田名張錦生簡易

郵便局内 福田利蔵

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六四五号 昭和四十五年四月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 静岡県伊東市吉田町伊東吉田簡易

郵便局内 杉本儀作

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六四六号 昭和四十五年四月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 熊本県大津波鹿六九一熊本渡鹿本

町簡易郵便局内 佐治豊博外一名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六四七号 昭和四十五年四月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十通)

請願者 札幌市手稲山口四三手稲山口簡易郵便局内 川村勇治外九名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六四八号 昭和四十五年四月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 広島県深安郡加茂町字中野七六八ノ一芦原簡易郵便局内 小畑安夫

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六五五号 昭和四十五年四月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二十七通)

請願者 鹿児島県薩摩郡上甕村江石江石簡易郵便局内 上村良平外二十六名

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六七六号 昭和四十五年四月二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 広島県庄原市七塚町七塚簡易郵便局内 近藤立夫

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六七七号 昭和四十五年四月二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十通)

請願者 広島県三原市西野町三原西野町簡易郵便局内 秦美枝外九名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一六七八号 昭和四十五年四月二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十六通)

請願者 鹿児島県大島郡伊仙町阿三阿三簡易郵便局内 中熊吉彦外十五名

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一七〇二号 昭和四十五年四月二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 熊本県八代市港町八代港町簡易郵便局内 北原昇外二名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

昭和四十五年四月二十七日印刷

昭和四十五年四月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局